

## 令和7年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和7年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第 1 号 (9月2日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第16号～報告第18号及び議案第52号～議案第62号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	15

### 第 2 号 (9月4日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

#### 5番 鈴木明子君

誰一人取り残さない災害時の避難体制強化の課題と今後の取り組みについて	20
公共施設のトイレ整備について	24
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりについて	27

2番 桑澤直亨君	
学校業務の効率化とプール授業の在り方について	32
11番 富山豪君	
耕作放棄地、空き家、太陽光施設等の管理について	49
救急搬送と救急医療について	58
7番 寺門勲君	
消防について	64
防災対策について	70
3番 原田悠嗣君	
瓜連庁舎及び分庁舎問題について	77
道の駅について	81
文化が薫るまちづくりについて	87
8番 小池正夫君	
地域の活性化について	90
農業が抱える課題について	97
○散会の宣告	101

### 第3号 (9月5日)

○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	103
○出席議員	103
○欠席議員	103
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	103
○議会事務局職員	104
○開議の宣告	105
○諸般の報告	105
○一般質問	105
12番 花島進君	
市道整備の方針について	106
他の健康保険から国民健康保険への移行の際の手続き対応について	107
ゴミ収集について	109
9番 小宅清史君	
市の健康診断について考える	113
小中一貫教育は意味があったのかを考える	118
観光・まちづくりの拠点について考える	125

6番 渡邊 勝巳 君	
那珂市地域公共交通計画について	129
17番 遠藤 実君	
人口急減社会におけるハコモノ行政について	144
気候変動における市民生活の変化とその対応について	151
生活困窮家庭支援とフードロス対策について	156
16番 君嶋 寿男 君	
那珂市内のスポーツ施設について	160
那珂市の支援事業について	164
○散会の宣告	172

#### 第 4 号 (9月8日)

○議事日程	173
○本日の会議に付した事件	173
○出席議員	173
○欠席議員	174
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	174
○議会事務局職員	174
○開議の宣告	175
○諸般の報告	175
○一般質問	175
1番 榊原 一和 君	
市民協働と防災を潜考する	176
13番 寺門 厚君	
那珂市に於ける公共事業の進捗状況について	193
那珂市の観光戦略について	203
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について	207
○議案等の質疑	210
○議案の委員会付託	210
○請願・陳情の委員会付託	211
○散会の宣告	211

#### 第 5 号 (9月22日)

○議事日程	213
○本日の会議に付した事件	213

○出席議員	213
○欠席議員	214
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	214
○議会事務局職員	214
○開議の宣告	215
○諸般の報告	215
○議案第52号～議案第62号及び請願第4号、請願第5号及び陳情第5号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	215
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）	226
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）	227
○発言の訂正	228
○議員派遣について	229
○委員会の閉会中の継続調査申出について	229
○閉会の宣告	229
○署名議員	231

那珂市告示第124号

令和7年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年8月26日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期日 令和7年9月2日（火）

2. 場所 那珂市議会議場

令和7年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期21日間)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 日	9月2日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第 2 日	9月3日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第 3 日	9月4日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問 (鈴木、桑澤、富山、寺門勲、原田、小池)
第 4 日	9月5日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 (花島、小宅、渡邊、遠藤、君嶋)
第 5 日	9月6日	土		休 会	
第 6 日	9月7日	日		休 会	
第 7 日	9月8日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問 (榎原、寺門厚) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
				委員会	1. 議会運営委員会
第 8 日	9月9日	火		休 会	(議事整理)
第 9 日	9月10日	水		休 会	(議事整理)
第 10 日	9月11日	木	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第 11 日	9月12日	金	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第 12 日	9月13日	土		休 会	
第 13 日	9月14日	日		休 会	
第 14 日	9月15日	月		休 会	
第 15 日	9月16日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第 16 日	9月17日	水	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第 17 日	9月18日	木		休 会	(議事整理)
第 18 日	9月19日	金	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
			午前 10 時	全 員 協 議 会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後 5 時まで)
第 19 日	9 月 20 日	土		休 会	
第 20 日	9 月 21 日	日		休 会	
第 21 日	9 月 22 日	月	午前 10 時	本 会 議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	榎 原 一 和 君	2番	桑 澤 直 亨 君
3番	原 田 悠 嗣 君	4番	木 野 広 宣 君
5番	鈴 木 明 子 君	6番	渡 邊 勝 巳 君
7番	寺 門 紫 勲 君	8番	小 池 正 夫 君
9番	小 宅 清 史 君	10番	大和田 和 男 君
11番	富 山 豪 君	12番	花 島 進 君
13番	寺 門 厚 君	14番	萩 谷 俊 行 君
15番	笛 島 猛 君	16番	君 嶋 寿 男 君
17番	遠 藤 実 君	18番	福 田 耕 四 郎 君

不応招議員（なし）

令和 7 年第 3 回定例会

# 那珂市議会議録

第 1 号（9 月 2 日）

## 令和 7 年第 3 回那珂市議会定例会

### 議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案等の上程・説明

報告第 16 号 令和 6 年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 17 号 令和 6 年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第 18 号 令和 6 年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第 52 号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 53 号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例

議案第 54 号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 55 号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第 56 号 令和 7 年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 57 号 令和 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）

議案第 58 号 建設工事請負契約の締結について

議案第 59 号 権利の放棄について

議案第 60 号 令和 6 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 令和 6 年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第 62 号 令和 6 年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（18名）

1 番 榎 原 一 和 君

2 番 桑 澤 直 亨 君

3 番 原 田 悠 嗣 君

4 番 木 野 広 宣 君

5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大繩久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	加藤裕一君	総務部長	玉川一雄君
市民生活部長	秋山光広君	保健福祉部長	生田目奈若子君
産業部長	大内正輝君	建設部長	高塚佳一君
上下水道部長	金野公則君	教育部長	浅野和好君
消防長	寺門薰君	会計管理者	秋山雄一郎君
農業委員会事務局長	澤畠克彦君	選挙管理委員会書記長 (総務課長)	篠原広明君

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐	岡本奈織美君
書記	田村栄里君		

開会 午前10時00分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに搭載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めております。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、監査委員から提出がありました令和7年6月から8月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、鈴木明子議員、6番、渡邊勝巳議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（木野広宣君）　日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、大和田和男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに搭載しております。

---

#### ◎報告第16号～報告第18号及び議案第52号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（木野広宣君）　日程第3、報告第16号から報告第18号及び議案第52号から議案第62号までの以上14件を一括して議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　先崎　光君　登壇〕

○市長（先崎　光君）　令和7年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、昨日1日でございますが、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所にて、第3回となる「JT-60SA International Fusion School (JIFS)」の開校式がございました。

このJIFSにつきましては、日本と欧州が連携して推進している幅広いアプローチ活動の一環として、将来の核融合研究を担う日本と欧州の学生や若手研究者、技術者の育成を目的に実施されているものでございます。

本市といたしましても、持続可能でクリーンなフュージョンエネルギー社会の実現に向け、最先端の研究基盤である「JT-60SA」を活用した国際的なプロジェクトの一助となるべく、今後も那珂フュージョン科学技術研究所との連携を推進してまいります。議員の皆様におかれましても、引き続きお力添えを賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和7年第3回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が3件、議案として、条例の一部改正が3件、条例の新規制定が1件、令和7年度各種会計補正予算が2件、その他が5件の計14件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第16号をお開き願います。

報告第16号 令和6年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について報告するものでございます。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の令和5年度及び令和6年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

1つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。

早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、令和6年度は4.1%となり、前年度と比べて0.1ポイント減少しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは市債現在高等の減少により、令和6年度は表示はございません。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、令和6年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であるということを示しております。

監査委員からの令和6年度健全化判断比率審査意見書を別に添付してございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、報告第17号をお開き願います。

報告第17号 令和6年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について報告するものでございます。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計がござい

ますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。

こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、令和6年度におきましても、健全な状態であるということを示しております。

監査委員からの令和6年度資金不足比率審査意見書を別に添付してございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、報告第18号をお開き願います。

報告第18号 令和6年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

令和6年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

いい那珂協力隊推進事業、木崎地区地籍調査事業に係る継続費について精算が完了し、実績額合計はそれぞれ6,207万1,000円、2,618万円でございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第52号をお開き願います。

議案第52号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するに当たり、印鑑登録原票の調製方法等を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第53号をお開き願います。

議案第53号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例。

在宅心身障害者（児）福祉手当について、近年の障がい者やその家族に対する支援の変化に対応するため、本条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、手当の支給を受ける家族に障がい者、障がい児の介護に努めるよう求める規定を削除するとともに、対象者の範囲を在宅障がい児に改めるものでございます。

続いて、議案第54号をお開き願います。

議案第54号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度において勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるように本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第55号をお開き願います。

議案第55号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第56号をお開き願います。

議案第56号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億4,943万1,000円を追加し、259億5,883万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、情報系システム管理事業において、令和6年度に選定した内部事務システムの構築に係る委託料を、いい那珂暮らし促進事業において、都内から市内に移住する大学生等に対する移転費に係る補助金を、管財事務費において、日本放送協会放送受信契約の一部未契約分の受信料支払いに係る使用料等をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、学童保育事業において、菅谷学童保育所のトイレ洋式化等に係る修繕料を、病児保育補助事業において、国の基準額改定に伴い補助金等をそれぞれ増額するものでございます。

消防費については、防災設備整備事業において、全国瞬時警報システムの受信機更新に係る工事請負費等を増額するものでございます。

教育費については、中学校施設管理事業において、各中学校における校舎雨漏りに係る修繕料等を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、額の確定により普通地方交付税を増額し、繰入金を減額するほか、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第57号をお開き願います。

議案第57号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3,701万1,000円を追加し、50億3,701万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、諸支出金において、前年度の精算による国県負担金等返納金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第58号をお開き願います。

議案第58号 建設工事請負契約の締結について。

冠水対策推進事業に係る瓜連地内の排水整備工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第59号をお開き願います。

議案第59号 権利の放棄について。

那珂市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金返還金について、裁判所が破産手続廃止の決定をし、回収不能となつたため、債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第60号をお開き願います。

議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額247億1,886万4,000円、歳出総額234億3,159万9,000円、歳入歳出差引額は12億8,726万5,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源9,489万5,000円を差し引いた実質収支額は11億9,237万円でございます。

概要としましては、歳入で約7億円程度の増加、歳出で約6億円程度の増加となっております。

歳入は、地方交付税や市債などが増額となつた一方で、国の定額減税により市税が、茨城県税債権管理機構派遣職員負担金の皆減などにより分担金及び負担金がそれぞれ減額となり、全体としては増額となっております。

また、歳出は、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の増などにより、民生費が増額となつたほか、小学校施設整備事業の増などにより、教育費が、下菅谷地区街路整備事業の増などにより、土木費が増額となっております。

一方で、水道事業会計補助事業の皆減や、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などにより衛生費が、起債償還元金の減により公債費がそれぞれ減額となり、全体としては増額となっております。

令和6年度と比較しますと、歳入総額が3%の増、歳出総額が2.6%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額49億9,147万円、歳出総額49億3,958万9,000円でございます。

歳入歳出差引額は5,188万1,000円でございます。歳入については、被保険者の減少による国民健康保険税等の減などにより、また、歳出については、一般被保険者療養給付費の減などにより、歳入歳出ともに減額となっております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,134万9,000円、歳出総額827万4,000円、歳入歳出差引額は307万5,000円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額49億3,410万3,000円、歳出総額47億9,502万2,000円、歳入歳出差引額は1億3,908万1,000円でございます。令和6年度のサービス給付状況につきましても、利用件数、給付額ともに高い水準で推移しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額9億3,854万3,000円、歳出総額9億3,815万5,000円、歳入歳出差引額は38万8,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

続いて、議案第61号をお開き願います。

議案第61号 令和6年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

令和6年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込で総収益12億8,076万5,000円に対し、総費用は11億1,969万9,000円となり、差引7,711万8,000円の当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入4億8,501万9,000円に対し、支出10億5,021万8,000円となり、差引5億6,519万9,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

続いて、議案第62号をお開き願います。

議案第62号 令和6年度那珂市下水道事業会計決算の認定について。

令和6年度那珂市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込で総収益17億6,324万1,000円に対し、総費用は16億4,377万3,000円となり、差引7,678万5,000円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入11億2,308万1,000円に対し、支出17億224万円となり、差引5億7,915万9,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

以上、企業会計決算の概要説明でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

令和6年度那珂市歳入歳出決算審査意見書、令和6年度定額運用基金運用状況審査意見書及び令和6年度那珂市公営企業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

城宝信保監査委員、登壇願います。

監査委員。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第60号、第61号、第62号、併せて審査結果についてご報告申し上げます。

令和6年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

1ページをご覧ください。

審査の種類。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査いたしました。

審査の対象。

令和6年度一般会計歳入歳出決算、以下年度は省略させていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間。

令和7年7月4日から令和7年8月18日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容。

審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、令和6年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿及び証書類が法令に準拠して作成されているか、併せて予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果。

審査に付された関係諸帳簿及び証書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和7年8月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく、萩谷俊行。

以上でございます。

引き続き、令和6年度定額運用基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

17ページをご覧ください。

審査の種類。

地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象。

令和6年度那珂市土地開発基金、令和6年度那珂市印紙等購買基金について審査いたしました。

審査期間。

令和7年7月4日から令和7年8月18日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容。

審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査結果。

審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和7年8月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく、萩谷俊行。

引き続き、令和6年度那珂市公営企業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

18ページをご覧ください。

審査の種類。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象。

令和6年度那珂市水道事業会計決算、令和6年度那珂市下水道事業会計決算について審査いたしました。

審査期間。

令和7年7月4日から令和7年8月18日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容。

審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、決算諸表及び附属書類等が法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されているか、併せて事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係職員から説明を聴取し実施いたしました。

審査結果。

審査に付された決算諸表及び附属書類等は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和7年8月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく、萩谷俊行。

以上でございます。

---

## ◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 29 分

令和 7 年第 3 回定例会

# 那珂市議会議録

第 2 号（9 月 4 日）

## 令和7年第3回那珂市議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和7年9月4日(木曜日)

#### 日程第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員(18名)

1番	榎原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笛島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大繩久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薰君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会長	澤畠克彦君
選挙管理委員会書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長(総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

---

### ◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがいまして、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は、通告7番から11番までの議員が行います。来週月曜日は通告12番及び13番の議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

---

◇ 鈴木明子君

○議長（木野広宣君） 通告1番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 誰一人取り残さない災害時の避難体制強化の課題と今後の取り組みについて。2. 公共施設のトイレ整備について。3. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりについて。

鈴木明子議員、登壇願います。

鈴木議員。

[5番 鈴木明子君 登壇]

○5番（鈴木明子君） 皆さん、おはようございます。議員番号5番、立憲民主党の鈴木明子です。

本定例会において、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。9月に入りましても依然として猛暑が続いております。近年は……

○議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 本定例会において、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。9月に入りましても依然として猛暑が続いております。近年は夏の気温が年々記録を更新し、観測史上最高といった報道も繰り返されております。

市民の生命を守ることは、私たち市議会議員に課せられた最も重要な使命の一つです。その観点から本日もいくつかの課題について通告に従いまして質問させていただきます。

今年7月30日のカムチャツカ半島の地震においては、北海道から沖縄にかけ津波警報が発令され、本県でも避難所を開設した自治体がありました。開設自治体においては、高齢者や要支援者への対応など、様々な課題が生じたと伺っております。

本市において、避難所運営での課題に関して、それら自治体との情報共有は行っているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

カムチャツカ半島で発生した地震では、北海道から沖縄にかけての太平洋沿岸の広い範囲において津波警報が発令され、21都道県の229自治体に避難指示も出されました。避難指示

に伴い避難所を開設した自治体において夏の暑さの中で体調を崩す高齢者への対応、要支援者への対応などの課題が取り上げられました。今回避難所を開設した自治体との直接的な情報のやり取りはございませんでしたが、今後、様々な情報共有を図り、災害に備えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 今回、直接的なやり取りはありませんでしたが、今後は情報共有を図っていっていただけるとのことです。ありがとうございます。避難所運営での課題は、災害の状況や地域ごとの違いがある一方、共通するものも多くあります。ぜひ、積極的に情報交換し、今後の対策に反映していただきたいと要望いたします。

ご答弁いただいたように、真夏での避難となれば、熱中症対策が極めて重要となっていきます。

そこで、伺います。

本市の避難所において、冷暖房設備が整っている施設の割合はどの程度でしょうか、教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

本市が指定している避難所は28施設あり、そのうち冷暖房を備えているのは、拠点避難所6施設とその他の避難所5施設の合計11施設で、全体の約4割程度になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 冷暖房設備が整っている施設の割合は28施設中、11施設、約4割のことですね。そちらの設備もまだまだ整っているとはいえず、また、停電時には稼働ができないという問題もございます。そして、停電時を想定し小型発電機やサーチュレーターによる対策がされていると存じますが、そちらの対応もまだまだ十分とはいえないと考えます。テントやパーティション内で冷風が行き届くような設備などの導入も検討いただいていると伺っておりますが、今後は全ての避難した方々、そして特に今回課題として上がりました高齢者や要支援者、体調不良者の方々も安心して避難できるような設備の計画を進めていただければと存じます。

そして、冷暖房の設備がない場合や停電時を想定し、市民お一人お一人が自ら命を守れるよう平時からの啓発も重要であると考えます。もしものときのための、市民への暑さ寒さ対策に関する周知は行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

避難所における暑さ対策につきましては、市ホームページに災害時の熱中症予防を掲載し、

対策の周知を図っております。寒さ対策につきましては、毛布、カイロなどを持参して避難していただくよう、講習会等で説明を行っております。

また、今年度作成する防災マップにおいて、暑さ寒さ対策についても掲載をしてまいります。今後も様々な機会に啓発を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ホームページ、講習会、防災マップなどで周知しているとのことでしたが、ただし、そのような方法である場合、情報は自分から取りに行かないと得られないものであり、全ての市民に届きにくいという面があります。ぜひ、広報紙や市公式LINEなど、より届きやすい媒体を活用し、そして暑くなる前の時期に効果的な情報提供をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

災害に備えた防災対策について、市の訓練時期や防災月間に合わせて市の広報紙に掲載しております。今後は、暑くなる前などの時期に周知を行ってまいります。併せてSNS等においても周知をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 今まで、防災月である9月に合わせて掲載いただいていたことを、今後は時期を早めて周知していただけること、大変心強く思います。また、併せてSNSなどの呼びかけも行っていただけること、ありがとうございます。ぜひ、市民の皆様の生命を守る一助となるよう、適切な時期に適切な方法での情報発信をよろしくお願いいいたします。

続きまして、災害発生時の外国人の方々への対応について伺います。

7月の他市での避難所運営に当たり、外国人の方々についての避難、誘導指示などコミュニケーションの課題もあったと伺っております。避難指示などはどのように行うのでしょうか、教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

市の地域防災計画において、外国人への行政情報の提供として、多言語による情報提供を行なっておりますので、防災行政無線により、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語を使用して放送いたします。

また、本市の防災アプリにおいても、放送内容が音声だけでなく、文字でも確認できますので、住民票の手続の際に、防災課の窓口でアプリの登録を呼びかけ、災害時への備えをお願いしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 防災行政無線による4か国語での放送、防災アプリでの確認が可能とのことですね、ありがとうございます。

では、避難所での外国人の方々とのコミュニケーションはどう対応されますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

避難所での外国人とのコミュニケーションにつきましては、災害ボランティアによる協力とスマホやタブレットの通訳アプリを活用してのコミュニケーションを想定しております。

今後は、那珂市国際交流協会や日本語を母語にしない方に日本語を教えるボランティアグループとの協力体制づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 翻訳アプリやボランティアの方々、国際交流協会などとの連携を想定していただけているとのことですが、今後は外国人の方々も一緒に避難訓練を行うなど、また他市では外国人そして日本人、地域防災をともに考える多文化防災の考え方も活発になっております。ぜひ、今後も様々な組織や地域の方々との協力体制をつくっていっていただき、外国人、日本人とかかわらず引き続き市民の方々の命を守るためご尽力いただきたいと思います。

また、令和6年第4回定例会において質問させていただきました日本語が得意でない方々に対しての、災害時を想定した「やさしい日本語」の導入について、その後の取組状況はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

今年度更新する那珂市防災マップにおきましては、やさしい日本語ガイドラインを用いて日本語が得意でない方にも分かりやすい内容で作成してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） やさしい日本語の導入について、防災マップに反映していただき作っていただけていること、ありがとうございます。ぜひ、継続して推進していただきたいと存じます。

この項目では最後の質問になりますが、現在計画している道の駅やそして植物園のリニューアルにより今後さらに那珂市への観光客が増えることが見込まれると思います。観光客の避難についてどのように考えていらっしゃいますか、教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

災害が発生した場合の初期対応といたしまして、多くの人が滞在する施設及び場所においては、身の安全確保を最優先に行動していただくために、迅速かつ正確な情報提供が重要と考えております。

その後は、道路状況や公共交通機関の影響により、帰宅困難者への対応が想定されますので、JR東日本、警察などの関係機関と協力して、安全な避難場所及び避難所への誘導をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

災害時は帰宅困難者対応や安全確保が課題であると考えられます。ぜひ関係機関と連携し、安全な避難誘導を進めてください。那珂市民そして那珂市に来ていただいた方々の生命、財産を守るため引き続きよろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

続いて、公共施設のトイレ整備についてお聞きします。

公共施設の中にはたくさんのトイレがあります。公園内や各駅前にあるトイレなども市民の方から使いづらいという声をいただいたり、私も先日、夜行ってみましたが、夜間明かりが少なく転倒のリスクや防犯的な観点からも問題の可能性があったりするトイレなどもあり、今後も引き続き調査が必要だと思っております。

しかし、今回は多くの市民の方々が利用する市役所本庁舎、瓜連支所、保健センター、ふれあいセンター、総合公園、中央公民館、図書館についてお聞きしていきます。

まず、前述の施設における便器の洋式化率を教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市役所本庁舎、瓜連支所など11施設のトイレの整備状況でございますが、大便器204基のうち洋式の便器は110基で、洋式化率といたしましては53.92%となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 数年前とほぼ変化が見られていないように感じますが、それでは、次に学校施設の洋式化の現状についてはどのようになっていますか。

校舎及び体育館のそれぞれの状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

初めに、校舎内トイレの洋式化率でございますが、小学校が92.64%、中学校が84.91%となっております。

次に、体育館の洋式化率になりますが、小学校が67.5%、中学校が44.44%になっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 公共施設での洋式化率は53.92%である一方、校舎内トイレは小学校92.64%、中学校84.91%と高い水準となっています。これは大変喜ばしいことと思っております。しかし、体育館は小学校67.50%、中学校44.44%とまだまだ学校においても課題が残っています。今後、公共施設の洋式化をさらに進めていく計画はございますか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公共施設のトイレの洋式化に関する個別計画は策定してございません。便器の洋式化につきましては、今後、計画的に実施していく給排水設備の改修などに合わせまして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 洋式化の計画は立てられていないとのことですが、洋式トイレには様々なメリットが考えられます。例えば、椅子に座るのと同じ感覚で利用できるため、腰や膝への負担が少ない、しゃがむ必要がなく足が滑って転倒する事故を防ぐことができる。また、身体的な負担の軽減だけでなく、いくつかの研究では大腸菌や黄色ブドウ球菌などの細菌を含むバイオエアロゾルの濃度において、和式トイレは洋式トイレに比べて1.2倍から2.6倍になるという結果もあり、衛生面でのメリットも大きいと言われています。高齢化が進んでいることや万が一の事故をなくすため、そして感染症対策のためにもぜひご検討いただきたいと存じます。

また、和式トイレを使用できることから、水分摂取を控えるという方もいらっしゃいます。しかし、それは身体的に様々な悪影響を及ぼすのみでなく、時期によっては熱中症になる危険性も高く命に関わることも考えられます。せひ、公共施設のトイレの洋式化を計画に組み入れていただくとともに、洋式化が難しいという場合には手すりの設置など代替的な工夫も視野に入れご検討いただければと存じます。

続きまして、本庁舎のトイレ入り口、またその他公共施設などドアの設置をする考えはありますか。また、現在設置していないのにはどのような理由があるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公共施設のトイレにつきましては、衛生面や安全面を考慮し、入り口にドアを設けないオーブン形式の構造が一般的となっており、本庁舎におきましてもトイレの入り口にドアは設置してございません。

具体的な理由といたしましては、扉がないことで利用者の接触機会を減らし、衛生面の向上が図れること、扉を設けない構造にすることで、ベビーカー利用者など多様な利用者にとって出入りが容易になること、扉がないことで内部の様子を一定程度確認でき、防犯や安全性の確保につながることなどになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 公共施設のトイレは、衛生性や利便性向上の観点からオープン形式を採用しているとのことでしたが、今の状況のままでは多様な利用者への配慮も十分とは言えないと考えます。

理由の中にベビーカー利用者など多様な利用者にとって出入りが容易になることというご答弁もありましたが、現在本庁舎内には1階の女子トイレ内にのみおむつ交換台の設置があり、1階男子トイレ内の1か所にのみ赤ちゃんホルダーの設置がされています。これでは、利便性が高いとは到底言うことはできないのではないでしょうか。ぜひ、赤ちゃんホルダーやおむつ交換台、そしてトイレの整備とは少し違うかもしれません、授乳室の整備なども含めて子育て世代にも配慮した皆様にとって利用しやすい公共施設の環境整備を進めていただきたいと要望いたします。

そして、オープン形式を採用する際、プライバシーへの配慮は同時にやっていただきたいと考えます。その一助として擬音装置の設置を希望いたします。昨今では女性のみでなく、約48%の男性が排せつの際に擬音装置を使用するという調査結果もあります。そして、擬音装置がない場合、水の二度流しということも考えられます。トイレ1回の大まかな水使用量は、約6リットルから8リットルです。使用している便器によって若干の差はありますが、2リットルペットボトル3本から4本の水を使用しているということになります。現在では、擬音が流れるアプリなどもありますが、決して全ての方が使えるものではありません。プライバシーの配慮、また節水対策のためにも擬音装置の設置を希望しますが、いかかでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

擬音装置の設置につきましては、議員のおっしゃるようにトイレ利用時のプライバシーの配慮に加えまして、節水対策にもつながるものと考えております。市といたしましては、設置に要する費用や効果を踏まえながら、順次、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 設置を進めていただけるという前向きなご答弁をいただきありがとうございます。ぜひ、様々な方が使いやすい環境を整備していただくようお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

日本では65歳以上の人口は現在3,500万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎えるが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる、まさに今年2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため厚生労働省においては、2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本市においても、少子高齢化の進行、福祉に関する問題も複雑化していると考えます。改めて高齢者の地域包括ケアシステムとは、どのような仕組みなのか教えていただけますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

高齢者の地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう、5つの柱である住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。平成27年度から全国で体制構築が本格的に進められております。

本市におきましても、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定し、その計画に基づき地域包括ケアシステムの推進を図っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ご答弁にありましたように、住まい、医療、介護、予防、生活支援の一体的提供を柱とする仕組みであるということですね。では、その地域包括ケアシステムは、どのように推進されているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、高齢者保健福祉計画に基づき地域包括ケアシステムの協議の場として、地域包括支援センター運営協議会、介護予防・生活支援サービス推進協議会、日常生活圏域高齢者ネットワーク会議、地域ケア個別会議、重層的支援会議などを設置し、関係機関と連携を図りながら推進しております。

その内容としましては、高齢者の相談・支援の中核を担う地域包括支援センターの機能強化、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする日常生活支援体制の充実と地域づくりの推進、医療・介護関係機関や専門職との連携強化、介護予防の推進、認知症対策の推進、高齢者の住まい確保に関する支援、これらを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 地域包括支援センター運営協議会、介護予防・生活支援サービス推進

協議会、日常生活圏域高齢者ネットワーク会議、地域ケア個別会議、重層的支援会議などを設置し、関係機関と連携を図りながら推進をし、様々な支援をしていただいていると存じますが、長く続いたコロナ禍などで地域のつながりが弱まり、高齢者の孤立やひきこもりが課題となっております。そのような中で、社会参加の機会の提供は極めて重要と考えます。高齢者が社会参加をすることは、孤立感を軽減し生活の質を向上させる重要な要素になると言われています。

そこで、高齢者自身の社会参加に対する支援はございますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう「生きがい・福祉のまちづくりの推進」を基本方針とし、地域福祉活動を推進する市社会福祉協議会、地区まちづくり委員会、民生委員及び各種団体との連携を強化し、地域全体で支え合うまちづくりのための支援を行っております。

主な支援といたしましては、シルバー人材センターへの助成支援、高齢者クラブへの助成支援、ふれあい・いきいきサロンの運営支援、3級リハビリ体操指導士の養成などを行っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

シルバー人材センター、高齢者クラブ、ふれあいサロンなどの取組を、ぜひ引き続き支援強化していただき、お一人お一人に寄り添った支援を進めていただければと存じます。

では、次に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについてお聞きします。

まず初めに、那珂市の精神障がいの方の人数推移とその方々が主に利用するサービス事業所の設置状況について教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数について、平成30年度から3年ごとの推移を申し上げますと、平成30年度350人、令和3年度417人、令和6年度493人となっており、平成30年度から1.41倍の伸び率となっております。

また、精神障がいの方が利用している主なサービスとして、日常の生活をサポートする生活介護とその方に適した仕事や作業を行う就労支援がございますが、生活介護を実施する事業所数は、平成30年度7か所、令和6年度7か所。就労継続支援B型を実施する事業所数は、平成30年度11か所、令和6年度16か所となっております。

なお、各種サポートを受けながら共同で生活をするグループホームは、平成30年度14か所、令和6年度23か所と精神障がい者の増加とともに、各種サービスを提供する事業所数も

増加傾向となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 精神障がいの方の人数は、平成30年度から令和6年度で350人から493人、1.41倍になり、また、利用されるサービスの事業所数なども拡充が進んでいるということですね。

では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムというの、どのような取組ですか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムですが、令和4年の精神保健福祉法の改正に伴い、市が行う相談支援の対象に精神保健に課題を抱える者が追加され、住民にとって身近である市町村において、福祉や母子保健などの様々な支援と連携した取組の推進が求められるようになりました。

のことから、先ほど答弁した既存の高齢者を中心とした地域包括ケアシステムと同様に、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労や社会参加、地域の助け合い、教育や普及啓発が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことが位置づけられました。

茨城県が令和6年3月に策定した第3期新しいばらき障害者プランにおいても、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実として施策の展開が掲げられております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） いわゆる、にも包括と言われる取組であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労や社会参加、地域の助け合い、教育や普及啓発が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すというものであると思います。

茨城県として、昨年の令和6年3月に第3期新しいばらき障害者プランを策定したことですが、茨城県の取組としてはどのようなことを行っていますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

県におきましては、精神科病院における入院期間の長期化や長期入院患者の高齢化が課題となっていることから、高齢者支援部門との連携した支援体制や地域の受入態勢の整備が必要となっております。

そのため、退院可能な精神障がい者が地域で生活していくために、地域での相談支援体制の整備に向けて、県の精神保健福祉センターにおいて市町村などへの技術的助言指導や人材

育成研修の開催及び24時間365日対応可能な精神科救急医療体制の整備やグループホーム等の住まいの確保など、医療、保健福祉や生活支援の体制整備を図っております。

あわせて県では、那珂市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、東海村、大子町の6市町村で構成される障がい福祉圏域を設定し、各市町村の精神障がいに係る取組内容や課題を協議できる会議を開催しております。このような県のバックアップにより、近隣市町村の実情を共有しながら、地域で精神障がい者を支えるための必要な体制づくりが進められております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 茨城県での様々な取組、ありがとうございます。

では、那珂市では具体的にはどのような取組を行っておりますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、令和6年3月に策定した那珂市障がい者プランに基づきまして、地域自立支援協議会において、障がいのある方とその家族、市内の事業所、教育・就労関係者や学識経験者により協議を行い、相談支援の推進と関係機関のネットワークづくりを図っております。

また、協議会の中に相談支援部会・就労支援部会を設置し、障がい者を支援する事業所向けの各種研修会や学習会、個別の事例検討会や地域ケア会議を開催しております。

このほか、毎週火曜日に市役所ロビーにおいて、物品販売会を開催するなど精神障がいを含めた障がい者の理解や工賃向上及び社会参加を促す取組を実施しております。

なお、障がい者を対象とした事業所や支援者のみならず、日常生活圏域高齢者ネットワーク会議などにおきましても、精神障がいの方を含めたケア会議や支援体制の整備に向けた取組を推進しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 今まさに様々な取組が始まっているという段階であるとのことです。では、今後はどのような取組を予定しておりますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

これまでの取組に加え、地域自立支援協議会の部会で実施する研修会や学習会及び地域ケア会議の内容を市内の事業者や関係機関と共有してまいります。

なお、今年度中に次期、那珂市障がい者プランの策定に向けて、障がいのある方を含め広く市民の意見を把握するアンケートの実施を予定しており、課題を把握した上で取組を推進してまいります。

また、市民の皆様に対して様々な機会を通じて精神障がいへの理解を深めるとともに、住

まいや生活支援、就労支援を含め支援が途切れない体制を目指し、市や基幹相談支援センター、精神科医療機関、訪問看護、地域包括支援センター、障がい福祉サービス事業所などと連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な取組をこれからも行っていただけるということですけれども、ご答弁いただいた中にもありますように、今後は市民理解を深める教育的取組、多職種による事例検討会の充実、支援者が安心して活動できる環境整備が必要と私も考えます。地域の方々の理解を深めるということはとても大切なことであり、そして難しいことでもあるかもしれませんけれども、そのためにも子供の頃からの教育、そして様々なアプローチから地域の方々に理解を深めていただけるような取組をぜひ進めていただければと希望いたします。

また、事業者さんや支援者さんからのお話を伺う限り、個別の事例検討会や地域ケア会議などもまだ十分とはいえないという声が届いております。支援者自身が安心して支援できるような研修会や各施設間、そして支援者間での課題の共有、そして解決のためのケア会議の充実を図り、支援の質の向上に努めていただくようよろしくお願ひいたします。

市民の生命と暮らしを守るために市の一層の取組をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、鈴木明子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 桑澤直亭君

○議長（木野広宣君） 通告2番、桑澤直亭議員。

質問事項 1. 学校業務の効率化とプール授業の在り方について。

桑澤直亭議員、登壇願います。

桑澤議員。

[2番 桑澤直亭君 登壇]

○2番（桑澤直亭君） 議席番号2番、桑澤直亭です。

前回の定例会では、3日目の大トリを務めさせていただきましたが、今定例会では初日の2番目ということで、土日を挟むか挟まないかは準備の期間や時間の使い方について大きな差を実感するところではあります。今回質問させていただく大きなテーマは、学校の働き方改革ですが、ここでも時間の使い方が一つのキーワードになっておりますので、私自身も限られた時間を有効に使って質問してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ちょうど1年前に、ICT教育と校務DXをテーマに一般質問させていただきました。那珂市の校務DXに対する取組が全国的に見ても積極的に行われている現状を資料に基づき評価させていただきましたけれども、今回はその校務DXが具体的に現場レベルでどのような効果を発揮しているのか。あるいは、まだ十分に発揮し切れていない部分があるのではないかといったところを確認しながら、新たなご提案も含め通告に従い一般質問させていただきます。

全国的にも学校現場での長時間勤務が常態化しているといった状況はニュース等でも報道されているとおり、広く周知されるようになりました。この那珂市の教育現場においても、通常授業はもちろんのこと、丁寧な支援、ケアが必要な子供への対応、SNSなどで見えづらくなっているトラブルやいじめへの対応、ICT端末の管理や故障への対応、過度な要求をしてくる保護者との関係のこじれ、教員や講師不足による負荷などで現場の負担は増大しているといった話もよく耳にしております。

外に目を向ければ、アメリカのように教員は主に授業だけを担当する国もあるようですが、日本では教科指導だけでなく、学校行事や学級活動、生徒指導、部活動や補習なども行いつつ、子供たちの心や主体性、協調性なども含め様々な側面から成長を支えるといった、いわゆるこの日本型学校教育は世界から一定の評価は受けてきたものの日本の先生は世界一多忙だとも言われてきました。

現在では、こうした従来からの業務に加え、国や県から下りてくる新たな業務も多様化していく中で、現場にのしかかる負担はどんどん重くなり、沈みかけた船から脱出しようとすると教職員がいるのは当然であり、新たに乗り込もうとする若者も少なくなるのも十分理解できる話です。

何を守り、何を省き、何を変えるのか。公教育が果たすべき役割を再検証し、理想と現実を見つめ直さない限り、学校も教員ももたないことは明白であり、何よりも那珂市の子供たちの教育の質を維持向上させていく上で教職員が安心して働き続けられる環境を整えることが不可欠です。

こうしたことから、那珂市においても学校の働き方改革を重要な課題と位置づけ、業務の見直しやICT活用、外部人材の活用などの様々な取組を推進しているかと思います。もちろん先生の報酬アップや人員増強などといった大きな予算が絡む問題においては、県や国レベルでの改善を待つしかない状況もあるかと思いますが、現場レベルでできることとして、

まず最初に考えられるのが業務効率化の切り札とも言われる校務支援システムの効果的活用かと思います。本市においても校務支援システムを導入してから4年が経過したかと思いますが、まずはこのシステム導入によって教職員の事務作業削減や業務効率化にどのような効果が現れているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では校務支援システムの導入や業務の見直し、効率化などを推進しておりますが、効果を表す評価指標の一つとして、時間外在校等時間が挙げられます。

文部科学省のガイドラインでは、月45時間以内が目標とされておりますが、本市の状況は令和3年度は月平均約48時間、以降、徐々に減少傾向となっておりまして、令和6年度は約40時間となっております。過労死ラインと言われる月80時間を超えた教職員の割合も減少しております、令和3年度は9%でしたが、令和6年度はゼロ%となっております。このことから、一定の効果が現れていると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

関連しますので、もう一つ続けて質問します。

成績処理や出欠管理、通知表作成等の時間短縮については、実際どの程度達成されているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

時間短縮の具体的な比較データはございませんが、議員ご指摘の成績処理や出欠管理、通知表作成等は校務支援システムで処理が可能な業務であり、作業時間の短縮という点では達成されていると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

まずは、時間外在校等時間、いわゆる残業時間の削減に効果が現れているとのことでした。校務支援システムの活用により業務が効率化され、確実に残業時間が改善されているとともに、過労死ラインと言われる月80時間を超える極度に忙しい先生たちが令和6年度にはゼロになった事実を見れば、確かに有効性があったと思うわけであります。

しかしながら、ここにつきましては、私もある程度リサーチさせていただいた中で、いかばかりか見かけ上の改善をされたように思う部分もなきにしもあらずであります。あくまで一部かもしれません、帰ることを優先せざるを得ず残業を持ち帰るといった現状もあるとは聞いております。とはいって、残業時間を減らす取組は決して簡単なことではなく、まず

は帰ることに強制力を持たせ意識を変えていく取組は私としても初期段階では一定必要な措置だと思っております。

私のサラリーマン時代の経験で申し上げますと、当時の私は今では過労死ラインを優に超える100時間以上の残業時間でした。もう20年以上前の話なので、言っても問題ないかと思いますが、一応フォローしておきますけれども、現在の後輩たちは全くそんなことはありませんので、今決してブラック企業ではありませんけれども、当時は夜の9時にビルの全館消灯システムが発動して真っ暗になるんですけども、そこから机の下からマイ電気スタンドを取り出し終電間際で帰るといった生活を毎日続けていたわけです。私が退職してしばらくして、その消灯システムが夜の8時、7時と変わり、それでも帰らないで最終的には端末の起動時間を管理され、超過した部下がいた場合には上司にも指導が入るようになって、今はほぼ19時には退社しているようです。仕事量は以前と比べ決して減っているわけでもないにもかかわらず、結果は同じように求められるため、最初の頃は大変きついと言っていましたが、19時に帰らないといけないとなると、日中の時間の使い方が格段に変化していくようです。自身の仕事を見合わせながら優先順位を明確化させ、効率的な仕事を意識するようになると過去のブラックな現場でも残業時間は次第に変わっていく、変わっていかざるを得ない状況になっていくんだと感じた次第であります。

もちろん、民間企業と学校現場を同じ土俵で簡単に比較することはできないかもしれません、今まさにこうした取りあえず帰るといった取組が学校でも始まっていることが業務効率化への第一歩であることは間違いないかと思いますので、より一層、時間の使い方や業務の工夫などといった議論が学校現場の先生同士でも活性化されることを願うとともに、成績処理や出欠管理、通知表作成においてもこのシステムを導入したことで業務の効率性が徐々にであったとしても高まっていることについては評価すべきかと思います。

それでは、こうした業務が効率化されたことによって生み出された時間、いわゆる新たに創出された時間を児童生徒への指導や支援に振り向けられるようになったのか、その取組状況をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、時間外在校等時間が削減されており、それにより児童生徒との対話や指導、授業準備などの時間に充てることができるようになったことから、より質の高い教育活動の実施だけではなく、教職員の働きがいにもつながっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

関連しますので、続けて質問します。

休暇取得の推進には、どの程度寄与しているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

校務支援システムの導入により、これまで手動で行ってきたことが自動化されたことによる作業効率の向上、年度末や転出入の際のアカウント管理の迅速性、文書管理の効率化など様々な業務の負担が軽減されております。そのことで、どの程度休暇取得の推進につながっているかは具体的な比較データはございませんが、従前より取得がしやすくなっているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

それでは、もう一つ続けて、学校現場の実感として負担軽減が本当に進んでいるのか、アンケート調査等での検証状況はどうなのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

働き方改革に関する自己点検シートを年2回実施しているほか、学校長会で働き方部会を組織し、その中でポイント整理と評価を行っております。それらの結果から、教職員それぞれの実感としても徐々に改革の効果が出てきていると認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 確かに、校務支援システムが現場の先生方に様々な業務の効率化において効果的な役割を果たしていることは間違ひありません。短縮された業務も多々あるかと思います。改革の効果が出てきているのも十分理解できます。

しかしながら、現場ではさらにも増して課せられる新たな業務との追いかけっこのような状態にも見えます。特別な支援が必要な子供たちへの対応、SNSが引き起こすような様々なトラブルへの対応、過度な要求をする保護者への対応などで教育現場はかつて以上に荒波にもまれ、真面目で責任感のある教員ほど心に病を負い、一線を退いていくといった状況が起こっていることも事実かと思います。

那珂市においても片手ほどの先生が教育支援センターで相談を受けていると伺っております。この相談には至らないまでも、何倍もの数の先生が悩みを抱えたまま現場で頑張っていることと推察いたします。当然のことながら、こうした問題は那珂市教育委員会としても改善に向け力を尽くしていただいていることは重々承知しておりますが、現場レベルで改善できることはスピード感を持って見直していく必要があるかと思います。こうした観点から、ここからの質問を行っていきたいと思います。

まずは、那珂市が進んでいると言われているICT教育です。ICT教育は、高度デジタル化、国際化へと社会が劇的に変化していく中で、未来を生きる子供たちにとって、必要

不可欠なことであることは間違ひありません。今までの物差しでは測ることができない教育が行われております。もちろん一部デメリットを指摘されることはありますが、それをしげメリットがあると私は考えております。とはいっても、教える側の教員の負担は少なからず発生します。苦手な先生は必ず存在することも現場の悩みかと思いますが、こうしたシステムの操作習熟やスキルの差で負担に思う先生方に対する取組についてはどうされているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

若手の教職員や異動となった教職員、講師などを対象としましたＩＣＴ活用についての研修を年2回から3回ほど実施しております。また、ＩＣＴ教育推進委員による検討会議を行い、スキルアップや資質向上への取組について検討するなど、市の教職員全体のレベルアップを図るための取組を進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

1つ例を挙げると、私が知る範囲内ではありますが、一部の授業では欠席した場合でもオンラインで授業が受けられるような取組を行っているかと思います。過去にはできなかつたすばらしい進歩だと思いますが、ここに残念ながら先生たちの間でできる先生とできない先生で大きなギャップが生まれています。生徒からこの先生は最初からできないと思われていること自体も、教員にとってはストレスの要因になるかと思いますので、可能な限りきめ細かい対応で全体の底上げができるような研修体制の再構築をお願いしたいと思います。

また、こうした教育のＩＣＴ化と校務DX化が進む中で、現場では様々なクラウドツールの活用をしているかと思います。例えば、学習教材のデジタル化や職員会議や情報共有の効率化などにどれだけ効果的な活用が進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学習支援アプリやAＩドリル、情報共有アプリなど学習場面や活動内容に合わせて使い分けながら、効果的に活用しております。また、職員会議においては、データの共有によりまして効率化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 学習支援アプリ、AＩドリルなどを様々な場面で使い分けながら効果的に活用されているとのことです。AＩの活用は人口減少が社会にもたらす様々な悪影響を解決させていくための大変重要なツールだと思います。当然、メリット・デメリットは把握しておりますが、教育現場の問題を大きく改善させる重要な鍵を握っていると言っても過言

ではないと思っております。

A I 学習ツールは飛躍的な進化をたどっており、数年前と比べれば格段に内容も改善されてきていることは現場の先生方も感じていることかと思います。それぞれの子供の学習レベルに適した内容をリアルタイムにアドバイスができたり、採点業務の自動化、教員の負担軽減に役立つと同時にビックデータの蓄積により授業や教材の評価を分析することがより可能となり、教員のスキルアップや客観的な学習評価につながるなど、大変便利なツールになってきているかと思います。

しかしながら、まだ使用範囲が限定的であることもあって、革新的な変化を感じにくい部分もあるかもしれません、将来的に雑務など A I に任せても大丈夫な業務が全て自動化されていけば、先生方の負担も大きく軽減され、これまでのような業務負担を教師の数でカバーするといった考え方自体が必要なくなるかもしれません。教育の質を一定維持しながらも、人数をかけなくてもできる仕事が増え、より教員が教員じゃないとできない仕事に集中できる時代が間もなくやって来る可能性も十分期待できるわけです。

そのために必要なのは、今のうちからしっかりとその土壌を整えておくことです。高度化されたデジタル環境をいかに整えられるか、受け入れられるだけの体制の構築、スピード感、意識の差が将来的な自治体間の格差に表れる可能性が十分にあります。これはもちろん那珂市教育委員会だけの話ではなく、那珂市の将来にとっても高度デジタル社会を早期に構築していくことは、住民サービスの維持向上に不可欠であることは言うまでもありません。

そして、信頼できるデジタル環境には、セキュリティの問題が付きまといます。現在活用している校務支援システムのセキュリティや個人情報保護の観点から、どのようなリスク管理を行っているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

校務支援システムは、データセンターに専用サーバーを設置しております。閉鎖された専用回線を使用しており、決められた端末のみがアクセス可能であり、外部からのアクセスはできません。また、システム管理ソフトでの各端末のデバイス管理など、セキュリティ対策を万全に行っております。

ただし、他のアプリケーションとの併用時や紙媒体で扱う際には注意が必要であり、各学校において研修や取扱い改善策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

校務支援システムのセキュリティ対策は万全に行っているとのことでございます。私もこのシステムがしっかりとした形で対策が取られているものだと考えておりますが、ここで一つ学校の先生の業務の中でもメインの一つとも言われる指導要録の記載と管理について伺

っていこうと思います。

指導要録とは児童生徒一人一人の学籍、指導の過程及び結果を記録する公的な書類、言わば、生徒個人個人のカルテのような書類かと思います。これを以前は担任の先生が一人一人手書きで記載していたものが、校務支援システムの導入もあって記載が電子化されたかと思います。これは現場の先生にとっては、格段に記載が楽になったといった話を伺っており、よかったですですが、理解ができないのはせっかく電子化されたデータをわざわざ印刷出し、押印したものを原本で保存するといった紙媒体による運用が依然として行われていることです。この指導要録のデジタル保存を含め、ペーパーレス化に向けた取組はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

職員会議におきましては、先ほど答弁しましたように、データの共有をすることで、ペーパーレス化を推進しております。また、報告書などにつきましても、校務支援システムなどを原則として使用しており、FAXの使用はほとんどございません。押印に関しましては、書類ごとの仕分を行いまして、押印を廃止した書類についてはデータのやり取りが可能となっております。

指導要録の保存については、現在、紙ベースで保存しております。指導要録は20年という長期にわたる保存が必要となるため、デジタルデータでの保存においては、システムのアップデートやソフトウェアの変更、誤操作による削除、上書き、改ざんといったリスクを考慮する必要もございます。もちろん、紙保存にもリスクはございますが、他の多くの市町村においても紙ベースで保存をしている現状や紙保存の優位性を踏まえまして、当面は紙での保存を継続する方針でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ご答弁いただきましたとおり、現場でのペーパーレス化に向けた取組は一定程度進んできていると感じるところではありますが、指導要録の取扱いについては中途半端な状態のままになっていると感じざるを得ません。なぜならば、指導要録の電子保存は法改正も行われ、必ずしも紙媒体での保存をする必要はなくなりておりますし、文部科学省も令和5年4月の資料になりますけれども、推進するように各都道府県に通達を出しております。押印も省略できるような書式が、実際の取組事例まで添付して出しているわけです。さらには、那珂市は直近でも指導要録の新旧差し替えを行った教員が誤ってシュレッダー廃棄をしてしまった事案もありました。

電子保存におけるリスクを懸念しているとのことですが、一つ前の質問でのご答弁では、校務支援システムのセキュリティーは万全との回答をいただいております。内部の処理で人

的的なミスは全くないとはいいませんが、実際に運用している自治体ではかなり人為的ミスが起こりにくい認証システムで、改ざんができないような仕組みになっていると伺っています。現状では、紙媒体でのリスクのほうが何倍もあるかと思います。まだまだ近隣の自治体で運用されていないからやらないというのは、様々なご事情があるのかもしれません、一般的に言えば、合理的な判断とはいえないと思います。現にこうした背景もあって、全国的にも電子保存に動く自治体が増えてきておりますし、行方市も昨年の12月にルールを改正し運用を始めたかと思います。どうすることが本当に教職員の負担軽減、業務効率化につながるのか、今一度しっかりと再考していただき早急な見直しをしていただければと思います。

それでは、校務支援システムにおける最後の質問になりますが、この4年間にわたり校務支援システムを活用した中で見えてきた課題もあるかと思いますが、どのような課題があるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

これまで本市においても校務DXの環境整備を推進してまいりましたが、課題も出ております。校務支援システムについては、県内の各市町村で整備されておりますが、他市町村への転出入の場合、前任校と同一システムでない場合にはシステム機能の使い方を、また一から習得しなければならないという場合がございます。また、同じシステムでもそれぞれの市の仕様でカスタマイズされていることがあり、使用できる機能が異なる場合があるなどの点があるかと考えられております。

また、今後は現在市町村別に別々に導入しておりますシステムを、県内全ての市町村が同じ校務支援システムを利用できるようにするための準備が進められておりますので、そうなった場合にはさらなる負担の軽減や利便性の向上が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

県内全ての自治体で同じシステムにすることは、活用の幅を大きく広げることにもつながるかと思いますし、何よりも教員の負担軽減にも寄与するものと考えます。この新たなシステムに那珂市が加わるのが、令和11年度と伺っております。その際には、このシステムがさらに多くの教職員にとって有益かつ効果的なものとなるべく、今後もしっかりと校務支援システムの効果的活用に向けた取組を推進していただくことをお願い申し上げ、このテーマを終わりにします。

続いての質問は、働き方改革の肝の部分と言われる部活動の地域移行についてです。

那珂市においても、先行して野球部が休日の部活動を地域移行したかと思いますが、その取組状況と効果についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年度の本市の取組としまして、野球部の休日の活動を地域の団体にお願いしてモデル的に実施をいたしました。その取組についてのアンケートでは、顧問教諭全員が「業務負担が軽減」または「やや軽減された」と回答していることから、休日の活動を地域へ移行することは、教職員の負担軽減につながる有効な取組であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

多くの先生方の感想で負担軽減に効果的であるといったことであれば、今後もその他の部活動も順次移行に向けた取組を推進していただければと思いますし、子供たちにとっても単独校ではできなかったスポーツができるようになることは、教育の機会均等、格差をなくす上で喜ばしいことかと思います。部活動の地域移行は、将来的な部活動の在り方を考えさせる大きなきっかけになることは間違ひありません。先生が部活動を指導するのは当たり前であった時代から、学校の先生が必ずしもやらなければならない仕事でなくなった。いや、そもそも過去においても本当はやらなければならない仕事ではなかったのかもしれません。

しかしながら、大きく世の中が変わり残業代がまともに出るわけでもないのに休日に指導に当たること自体が、本人の意思とは関係のないところで問題となったり、それぞれにプライベートを重視する時代になったわけです。私自身も中学、高校と部活動をやっておりましたので、それぞれに思い出があり自分自身の成長に役立った経験を持っております。今の流れは多少残念に思う気持ちはある一方、私たちの時代とは子供の時代も全く違うし、社会環境も違う中で保護者も頭を切り替え理解する必要がある問題だと思っております。

そうした中で、一部の先生方も危惧している部分、部活動が本来果たさなければならない役割からの逸脱があるかと思います。地域移行の主となる指導者の多くは基本的に地域のクラブチームの指導者の方々にお願いしていくかと思いますが、一部にはどうしても本能的に勝利至上主義になってしまう方も存在します。こうしたことを防ぐための取組、あくまでも部活動の意義を認識して指導に当たれるような取組はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） 現在、本市でも一部の部活動において、外部の経験者等による指導をお願いしております。外部の指導者は外部指導者と部活動指導員の2つに区分されております。

外部指導者は、以前からいくつかの部活動で配置しておりましたが、今年度は10名配置しております。顧問教員が学校の担当者として生徒や活動状況を把握する一方、外部指導者は技術面での指導に当たっていただいております。

部活動指導員は、本市では令和6年度から1名配置しました。部活動指導員は学校職員として位置づけられ技術面のサポートだけではなく、学校外活動の引率なども可能となってお

り、顧問教員と同様に資質や指導力の向上を図るための研修会などを受講しており、勝利至上主義ではなく部活動の意義を認識しまして指導をお願いしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

この問題は現時点では問題が発生していないとしても、今後地域移行していく部活動の種類が広がっていけばいくほど発生しやすい問題かと思います。当然ながら、研修などでしっかりと指導することはもちろんのこと、行き過ぎた指導やその他のトラブル等をどのように顧在化させ、場合によっては排除しなければならない場面も含めしっかりと仕組みづくりが必要かと思いますので、子供たちにとって部活動で得られる貴重な経験を大切に扱っていただければと思います。

それでは次に、学校で行われるプール授業の現状と今後の在り方について質問していきたいと思います。

趣旨としては、学校のプール授業も部活動の改革と同様に将来的に縮小あるいは地域移行などを真正面から考えていかざるを得ない問題であると捉え、今回質問させていただきます。

水泳の授業が学校で行われることのきっかけとしてよく語られるのが、1955年にあった紫雲丸沈没事故かと思います。修学旅行中の子供たち168名が命を落としたこの事故が水難事故防止のための水泳授業の普及に大きな影響を与えたとされます。そしてさらに、学校にプールの設置が普及していったのは、1964年東京オリンピックを前にした1961年にスポーツ振興法というものが制定され、国が学校のプール建設に補助金を出したことがきっかけと言われております。

つまり、この時代に設置された学校のプールは既に50年から60年が経過し、自治体それぞれに老朽化という大きな問題を抱え、ここ5、6年の間に全国のプール設置率は大きく低下しております。那珂市においては、小学校では震災の影響もあって、現在全てのプールが使えずに取り壊されている状況ではあるものの、授業自体は総合公園や笠松運動公園で行われております。中学校においては、自校のプールが稼働できている3校以外は、小学校同様に外部のプールを利用している状況です。こうした現状を踏まえ、確認していきたいと思います。

まずは、現行のプール授業は学習指導要領に基づき、どのような目的・目標を設定しているのか。必ず実技を行わなければならないものになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

プール授業の目的は、基本的な泳法を身につけ身体能力を高めることや、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、水の事故を未然に防ぐ理論的な思考を育むことに加え、仲間と協力して練習の楽しさを味わうことができることなどが挙げられます。

学習指導要領では、小学校1年生から中学校2年生まではプール授業が必修となっております。水泳施設が確保できない場合は、例外として座学とすることが認められておりますが、安全指導は必須となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） まずここで押さえておきたいポイントは、学習指導要領では、水泳授業自体は必修ではあるけれども、必ずしも実技が必修とはなっていないところです。もちろん施設の確保が困難といった一定の条件はありますが、実技が必修ではないことが一つのポイントです。

それでは、次に那珂市の学校プールの老朽化状況と改修・更新計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校のプールは、現在使用している学校はなく、今年度横堀小学校のプールを解体いたしますと、全ての小学校が解体完了となります。

中学校は、現在は第一中学校、第四中学校、瓜連中学校の3校が使用しております。第二中学校と第三中学校は老朽化により使用ができなくなっております、今後解体を予定しております。

現在使用している3つの学校のプールも老朽化が進んでおりますが、今後の改修や更新につきましては、費用対効果の観点から長寿命化などの改修等は行わず、使用できない状況となった時点で廃止とする予定です。それまでは、できる範囲で維持管理を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

現在、市内小中学校のプールは、一中、四中、瓜連中を除き全て解体または使用不能となっており、現在稼働している3つの中学校においても費用対効果の観点から壊れた時点で終了とのことです。

この費用対効果の観点という考え方には、今後の自治体経営にとって非常に重要な視点であると私も思います。であればこそ、市内でも中核をなす3つの中学校のプール授業が極めて近い将来に稼働できなくなった場合、つまり、外部のプール利用に移行した場合に、現在行っている市内小中学校のプール授業全体が維持できるものになるかについては、真剣に考えるべき時期かと思います。

その観点で次の質問に移ります。

現在、那珂市のプール授業に係る年間の維持管理費総額はいくらなのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和6年度の実績ですが、まず自校のプールを使っている3つの中学校のコストとなります。水道、下水道が約80万円、薬剤が約22万円、軽微な修繕が約20万円、ろ過装置の保守等が約17万円、合計で約139万円となっております。

次に、学校外の那珂総合公園または笠松運動公園を使っている11校の小中学校のコストです。バス代が約1,170万円、プール使用料が約46万円、合計で約1,216万円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 自校のプールを利用している3つの中学校の年間コストが約140万円、学校外を利用している残りの11校の年間トータルコストが約1,200万円とのことです。現在、自校のプールが稼働できているのは、市内でも中核をなす3つの中学校です。自校のプールで賄っている現時点においては、140万円で済んでいるものの、この3つの中学校が学校外のプール授業が始まった場合の年間トータルコストは、今ですら難しいバスの確保や運賃上昇などを考慮すれば大幅なコスト増が見込まれることは容易に想像できるわけです。

ちなみにこの3校の生徒数は、市内全中学生の7割以上を占めています。先ほど費用対効果のお話をしましたが、私は現行のプール授業が大幅なコストアップをしたとしても、有効性が高く投資すべきものであれば問題とは思いません。しかしながら、ほかにも優先すべき教育予算が今後ますますのしかかってくる中で、プール授業だけにどこまで予算をかけ続けるべきかは、しっかりと線引きせざるを得ない時期かと思います。

そしてまたこの問題、調べれば調べるほど、単なるコストだけの問題でもないことが分かってきましたので、次の質問に移ります。

プール授業における欠席率の実態と思春期特有の心理的要因をどう捉えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

水泳授業を欠席している割合でございますが、小学校は約6%、中学校は男子が約15%、女子が約35%となっており、特に中学生は学年が上がるにつれて欠席率が高くなる傾向があり、9年生になると、男子が約20%、女子が約45%となっております。欠席の理由を詳しく申告はさせていたいため推測にはなりますが、自校プールの場合、野外であるため気温や天候の影響が大きいと思われます。

また、持病や体調不良、感染症への不安などによる欠席もあり、コロナ禍以降は欠席率が増えている状況でございます。それぞれの中学校では、思春期特有の心理的要因などの理由で欠席するケースが特に増えているという現状は見当たらぬと考えております。学校外で

のプールを実施している学校では、教育課程を見直し、7年生と8年生で実技を終了し、9年生は座学としている学校もございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

まずは、小学生から検証したいと思いますが、現在全ての小学生は、午前中の4こまを全て使うなどして、学校外のプールへ時間とコストをかけて授業を行っているかと思います。4こまのうち、実際に実技ができる時間は、移動、着替え、準備などを考慮すれば、おそらく半分程度かと思います。

だとしても、小学生段階においては、水に慣れたり基本的な泳法を身につけさせるために必要かつ有効性の高い年代だと思いますし、なおかつ全体の出席率が約95%であれば、先ほどの費用対効果の面からも一定は理解できます。資料1を見ていただければ分かるとおり、全国的にも全ての小学校で実施している自治体が圧倒的多数となっております。

しかしながら、問題は中学生です。中学生になると著しく参加率は低下しています。これは別に那珂市に限ったことではなく、全国的にもほぼ同じような実態があります。中学生になると参加率が下がる要因は様々あるかと思いますが、今ご答弁いただきましたとおり、詳細な欠席理由を申告させていないのは、コロナ禍以降、学校も家庭からの体調不良やその他の申出を尊重するようになったことが背景にあるとはいえ、プライバシーや体形であったり、日焼けだったり、泳げないことを見られるのが恥ずかしいといったことなど思春期の心理的な要因にも、本当は学校側も一定認知しているのではないかと推察するわけですが、ご答弁では特にそのことが原因で欠席が増えている現状は見当たらないとおっしゃいました。本当にその認識でよろしいのでしょうか。

もちろん、ご答弁の持病や感染症の危険性で入りたくないと言った生徒がいるのは間違いないかと思いますが、このことが主たる要因であるならば、小学生の参加率もある程度下がるはずです。資料の3は新聞記事の抜粋ですが、全国的にもこうした思春期特有の心理面に配慮した動きを取る自治体もあることから、当然に那珂市の中学生も同様な思いを持っていることは、欠席者の高止まりの主な要因の一つとして認識していただく必要があるかと思います。

もちろん、全国的に廃止または検討している自治体は老朽化していく施設や思春期の問題だけではありません。それ以外にも、生徒の健康面での問題も考慮しなければならない時代になってきております。那珂市でプールが使える3つの中学校では当然屋外です。気温や天候の影響で欠席が多いとのご答弁でしたが、それであるならば別の配慮、加速度的に進行してきた気候変動による熱中症リスクや年々悪化している紫外線対策を今は考えなければならない時代です。私の頃は、寒い日にプールの授業があると唇を紫色にしてぶるぶるしながら水の中のほうが暖かいなんて言いながら授業を受けていましたけれども、今は全くあの頃の

気温と紫外線の量が変わってきております。

国立環境研究所の分析によると、夏場のUVインデックス、いわゆる紫外線が人体に及ぼす影響の度合いを示す指標ですが、この指標が1980年代と比較して、10から15%程度上昇していることが確認されているようです。一見小さな数字かと思いますが、紫外線は蓄積されます。この蓄積が重なると、子供たちへの肌の影響、あるいは目、角膜への影響は無視できないレベルに達するそうです。

また、通常の屋外活動では、上空からの直射日光のみを考慮すればよいですが、プールでは、下方向からも反射した紫外線が肌を照射するため、二重に紫外線を浴びることになります。子供の時期は、なおさら配慮が必要な時期と言われ、いかに浴びないようにするかが重要な対策と言われています。

実技を欠席する生徒であっても、プールサイドで見学している状態は同じように紫外線を浴びています。タープを設置し日陰の状態で見学しているようですが、水面を反射する紫外線は近くにいるだけで影響は受けますし、ましてや見学者はゴーグルはもちろんつけていないでしょうから、目に受けるダメージは今後無視できないレベルになるかもしれません。

日本皮膚科学会のガイドラインによると18歳までに生涯浴びる紫外線量の約50%を浴びると推定されているようです。最近では、日傘を差して登校する小学生もよく見かけるようになりました。私たちの時代は、こんなことも気にもしませんでしたが、現代の子供たちを取り巻く地球環境は、数十年前と明らかに異なっており、特段の配慮をする必要があります。

さらには、教員の施設管理や安全確保といったある種非常に神経を使うと言われる教員負担の軽減策も考える必要があるかと思います。全国的にも、プールの水を出しつ放しにしてしまったニュースは毎年のように発生し、万が一の重大事故にも神経を使わなければなりません。

半数近くの女子、2割程度の男子が参加しないプール授業が果たして効果的なものになっているのか。少なくとも私が中学生であった頃は、これほどまでの欠席はなかったと記憶しています。それでも学校の先生は、プールに入れとも言えないし、詳しい理由も聞けない状況であるわけです。こうした形骸化した状態かつ今後大きな予算増大が予想される中で、中学校のプール授業をどうすべきかを考えなければなりません。

よって、ここから3つのご提案をさせていただきます。

まず、1つ目は、現行の授業形態を続けるにしても、心理面に配慮した男子も女子も気兼ねなく伸び伸びと授業に専念できるよう、中学生の男女別プール授業を行ってみることの可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

生徒の多様なニーズに対応する取組としましては、セパレートタイプの水着の導入やゴーグルの使用許可、ラッシュガードの着用の許可などによる配慮をしているところでございま

す。こういった対応を取りながら、当面は現在の授業形態を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 当面は継続と、今後は変えるかもしれないといった含みを持たせたご答弁ありがとうございます。セパレートタイプの水着、ゴーグル、ラッシュガードの着用の許可で多様なニーズに配慮していることはすばらしいと思っております。

しかしながら、この取組は、もう5、6年以上前に始まったものだと伺っております。それでも現状は、女子の半数、男子においても約2割が休んでいる、欠席率の高さは改善されるどころか高止まりしているところを見ると、主たる要因は別だと考えるのが自然ではないかと思います。

それでは、2つ目のご提案になりますが、このご提案はプール実技を小学生、中学生は座学に特化させるプランです。参加率の高い小学生時期に実技を集中させ、中学生を費用対効果や健康面を考慮し座学に移行するという案ですが、こうしたプール授業の抜本的な見直しについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市におきましては、水泳学習が児童生徒の心身の健やかな成長を支える重要な体育学習の一環であるとの認識の下、引き続き実技を基本とした授業を実施しているところでございます。

一方で、近年は児童生徒の多様なニーズに配慮する必要性も高まっており、先ほど答弁しましたような配慮をしながらより多くの児童生徒が安心して参加できるような取組を進めているところでございます。

こうした工夫や配慮を通じて、さらに参加率を高めてまいりたいと考えており、現時点においてはご提案のような中学校での座学の全面的な移行など、授業の在り方自体を抜本的に見直すということは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 非常に残念なご答弁ですが、もう一度申し上げますが、今のままのプール授業は、一中、四中、瓜連中が近い将来使えなくなつたときに、全体が維持できなくなる可能性があるわけです。このプランが正しいとは言いませんが、今からどうすべきかはしっかりとテーブルにのせて、しっかりと検討していただく必要があります。

気を取り直して、3つ目のプランを上げさせていただきますけれども、このプランは今上げさせていただいたプラン2との複合させる形でのご提案になります。

小学生のプール授業に民間の外部指導員を活用してはどうかといったプランですが、この

可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

確かに既に外部指導員を導入している市町村もあることから、本市におきましても検討の余地があると考えております。

しかしながら、水泳に関しましては、小学校教員養成課程におきまして、多くの大学で体育実技科目としてしっかりと習得されていることや、中学校におきましても体育専門の教員が指導を行っている現状がございます。このため、水泳に限って外部指導員を導入することは、現時点では考えておりません。また、外部指導員を導入する場合には、新たな財政負担が発生することも考慮しなければなりません。

以上を踏まえ、現時点ではすぐに導入を考えているわけではありませんが、今後も他市町村の状況を含め注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 私的にこのご提案の趣旨は、プール授業は必要性や有効性の高い小学生に集中的に資源を投入し、中学生の水泳授業を座学とすることでスリム化し、長期的視点で水泳授業の経費安定化を図るとともに、子供たちへの健康や心理面での配慮を行ながら、教職員の負担軽減にも役立つことを目的とした改革のプランです。

先ほど、小学校教員養成課程において、多くの大学で体育実技科目としてしっかりと指導技術が習得されているとのご答弁がありましたが、実際はどうなんでしょうか。私が聞いた中でも得意不得意があって、自信がない先生はそれなりにいると伺っておりますし、自信のない先生は授業の有効性に疑問を持っているといった話も聞きます。

実際に5年ほど前に発表された小学校教員に水泳指導に対しての自信を尋ねた和歌山大学の研究論文によりますと、自分の指導力に自信があるといった問いに、「そう思わない」「あまり思わない」を足した割合が63.1%あったということです。大学の授業だけで十分な指導力が養えるほど甘くはない特殊性の高い授業であると私自身も感じるわけで、自信のない授業を行うことの教員負担にも配慮する必要があるかと思います。

ただでさえもプール授業自体のこま数は、外部のプールを活用するようになって半減し、なおかつかかるコストは増大している中で、少なくなったこま数でも優れた指導の下で授業自体を充実させながら、教員負担も軽減させていくことは、部活動の地域移行と似たような考え方です。新たな財政負担を気にされたご答弁をいただきましたが、それであるならばなおさら、このまま同様のプール授業を続けければ、バスの確保も含め負担が増大していくことが明白な現行の授業体制を気にする方が先ではないでしょうか。私は新たな財政負担をお願いしているのではなく、中学生を座学に切り替えることで不要となる経費、先ほどご答弁いただいた一中、四中、瓜連中の約140万円と二中、三中にかけているバス代やプール使用料

が浮くことになるわけです。合わせればそれなりの金額があると思いますが、その予算を外部指導員に振り分ければ、可能性としてはなくはないじゃないんでしょうかという話です。外部指導員も現在小学生向けに市で開催しているプール教室の指導員にお願いすることも不可能ではないかと思います。

資料の2をご覧いただければ、那珂市と同規模の自治体が小学生の実技をどのような形で取り組んでいるのか分かるかと思います。私の率直な感想は、民間委託をしている割合が意外にも多い、増えてきているんじゃないかなといった印象です。欲張りな学校のままでは、教員も学校ももちません。そのためにできることを今一度整理し、創意工夫する中で教育予算の選択と集中を考えていただければ幸いです。

ここまで私なりの視点で那珂市の学校現場の課題を質問させていただきましたが、最後に教育長にお伺いいたします。

働き方改革を継続して進める上で教育長が最も大切にしたい指針をお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大繩久雄君） 働き方改革を推進する上で、私が最も大切にしたいことにつきましては、まずは教職員の働き方を見直し自らの授業力を磨くことや、あるいは教職員一人一人の生活の質の向上や教職人生を豊かにすることで、人間性や創造性を高め、最終的には子供たちへの教育の質の向上につながること、こういうことだと考えております。

働き方改革は、単に業務を削減するということを目的としているのではなく、教職員が教育の本質に向き合い、意欲と誇りを持って子供たちと向き合うための土台づくりであると、このように考えております。そのため本市では、これまで校務分掌の見直しやICTの活用、あるいは学校行事の精選など様々な取組を学校長会とともに進めてまいりました。しかし、制度や仕組みだけではなく学校現場の実態に即した柔軟な運用、これが何よりも重要であると、このように考えております。

今後も教育の質の維持・向上と教職員の健康・働きがい、そういったものを確保する、この両立を目指して子供たちの成長を支える教職員が意欲と誇り、そして働きがいを持って働き続けられる環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

教育の世界こそ寛容さが必要だと思います。失敗しないことが評価される世界であってはなりません。挑戦する勇気を転んでもすぐ立ち上がる強さを子供たちよりも先に見せなければなりません。職員室に活気がある学校は、子供たちも元気です。那珂市で教育を受けさせたい、そう思えるまちを目指し、私自身もしっかりと知恵を絞り皆さんと共に汗をかいていくことを約束し、今回の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 富山 豪君

○議長（木野広宣君） 通告3番、富山 豪議員。

質問事項 1. 耕作放棄地、空き家、太陽光施設等の管理について。 2. 救急搬送と救急医療について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

[11番 富山 豪君 登壇]

○11番（富山 豪君） 議席番号11番、富山 豪。

通告に従いまして順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、耕作放棄地、空き家、太陽光発電施設の管理につきまして伺ってまいりたいと思います。

今回の通告では、耕作放棄地という文言で質問事項とさせていただきましたが、伺ったところ耕作放棄地というのは、農林水産省の統計上の用語であり、同じ意味合いで正しく農地法で定められた法令用語は遊休農地であるということであり、執行部より指摘がございましたので、以下、遊休農地という文言で統一させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

そこでまず、本市は現在、再生利用が困難とされる農地の場所や、農地ではあるものの現在、将来にわたって耕作や作付けの見込みがない遊休農地の面積について把握できているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

農業委員会は農地法に基づいて、毎年1回、区域内にある農地の利用状況調査を行うこととされております。具体的には、市農業委員会では毎年7月から8月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員を中心として行う農地パトロールを利用状況調査と位置づけて現地調査を実施しております。

農地パトロールでは市内全域を現地調査し、草刈り等で回復可能な農地を緑区分、山林化等で復旧が困難な農地は再生利用が困難な農地など、農地の荒れ具合に応じて遊休農地1筆ごとに分類を行っております。

また、その結果、遊休農地と判定された農地の所有者に対し、利用意向調査を実施し、必要に応じて農地中間管理事業の利用を促し、農地の有効利用を進めております。

令和6年度における有休農地では緑区分の面積は約157ヘクタール、再生利用が困難な農地の面積は約38ヘクタールとなっております。また、市内の農地面積約4,362ヘクタールに対する遊休農地の割合はそれぞれ約3.6%と約0.9%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 本市の遊休農地の中で、すぐにでも回復可能な緑区分とされる面積は157ヘクタールということですが、100メートル掛ける100メートルが1ヘクタールなので、単純計算で想像いたしますとその157倍ですので、本市においても大変な面積が緑区分の遊休農地として存在しているとのことであります。

また、割合的には農地全体の0.9%ということですが、再生が困難な農地が38ヘクタールも存在するという現状に、本市においても農地の管理不全は深刻な状況にあると感じております。

市としてもそれらを把握し改善するために、農業委員さんや農地利用最適化推進委員さん方を中心に、毎年農地パトロールを実施して、中間管理事業などを通して有効利用を促しているとのことでありますが、根本的な改善にはなかなかつながらず、全国的な推移を見ましても増加傾向に歯止めがかかるのが現状であります。

そして何より現在増え続けるとされる遊休農地をさらなる管理不全により、これ以上荒廃させないことがとても重要であると考えます。事実、本市の現状も管理不全にある遊休農地もあれば、またそれとは逆に、しっかりと管理されている遊休農地もあり様々であります。

そこでこれ以上、遊休農地の荒廃を防ぐため、再生利用が困難な農地を増やさないためにも、何らかの対策が必要であると考えますが、本市の対応を伺います。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

農業委員会では、農地の雑草の繁茂により苦情等の情報提供があった場合は、現地を確認し、所有者に対し、農地の適正管理に関するお願いを通知しております。

また、所有者より直接窓口にて利活用の相談があった場合は、農業委員会事務局備え付けの流動化台帳への登載を促したり、地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員に情報提供したりし、所有者と相談の上、農地法の許可申請や農地中間管理機構を通した利用権の設定へと誘導し、農地が荒廃する前に有効利用されるよう努めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市としましても、これ以上、管理不全な農地が増えないように、所有者に適正管理をお願いしたり、様々な相談窓口を用意したり、しっかりと対策は取っているんだということを理解いたします。

しかし、結果として増え続ける現状を見ますと、なかなか状況は厳しいのかなとも感じております。さらに状況が悪化したケースとして考えられるものに、長年の放置により土地の所有者が不明となったり、またその相続が行われず管理者が不明となるケースや、それとは逆に多数の相続人が存在し、責任の所在が誰にあるのか分からなくなるようなケースはないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるケースの農地は、所有者不明農地と呼ばれており、市内に限らず全国的に増えている状況にあります。そのため、令和6年4月1日より、不動産登記法が改正され、不動産の相続登記が義務化されました。

仮に、相続登記をせず放置すると過料が適用されたり、年月の経過により相続人が増加し、手続が複雑となり書類収集等の手間や費用が増えるなどの問題が発生すると考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 任意だった不動産登記が昨年度に義務化された背景には、地権者不明による民間取引の弊害となるケースや、公共工事の阻害や遅れ、農地の集積化・集約化の妨げになるなどが挙げられるところですが、今回の質問の中心であります管理不全による周辺環境への悪影響も大きな要因であると感じております。

そして、この所有者が不明となるケースは、本市においても既にあることだとは思われますが、その際の対応はどのようにしているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

平成30年11月より所有者不明の農地を農業委員会の探索・公示を経て、農地中間管理機構での利用権設定が可能となりました。さらに、令和5年4月から利用権の設定期間を20年から40年に引上げ、不明者探索後の公示期間も6か月から2か月に短縮されました。

このことにより、現在は所有者不明農地であっても農業委員会で必要な手続を講じ、利活用を希望する担い手に農地の貸付が行える状況になっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 平成30年の法改正を受け、所有者不明と判断された農地は、2か月間の公示を行い、それでも所有者が不明とされた場合にでも、その利用権設定が農地中間管

理機構で可能となり、農業委員会での必要な手続を行うことにより、利活用を希望する担い手に最大で40年の貸付が可能となり、本市も法改正を受け同様に対応している答弁であり、大変に便利な法制度であると理解いたします。

しかしながら、そもそも論を考えますと、その前にできることはあり、この制度を利用した対応は最終手段であると考えております。日本全国で人口減少が加速する中、農地の管理不全の問題がさらに増加することは安易に予想ができます。管理不全に陥った農地やさらにその先の荒廃農地をつくらない、増やさないためにも、その所有権は誰であるのか、加えてその管理責任をしっかりと理解してもらうことが極めて重要であると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

農業委員会では農地1筆ごとに、所有者、耕作者等の情報を農地台帳として整備することとされており、住民基本台帳との突合を毎月、固定資産税の課税台帳との突合を毎年行い、所有者の確知に努めています。また、管理不全な農地がある場合は所有者等を調査し、農地の適正な管理に関するお願いを通知しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、本市においては台帳などのデータベースを用いて突き合わせを行い、所有者の把握に努められ、管理不全と見られる農地があれば適正管理のお願いを通知していると理解いたします。

しかしながら、本市の現状はそれにお願いをもちましても、管理不全の解消や増加への歯止めにまでは至っていないと感じております。

そこで、広報やSNSなど様々な媒体を用いての周知の徹底が必要であり、またそれに加え、分かりやすい相談窓口の設置が効果的であると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

現状は、市ホームページにおいて、農地の適正な管理についてのお願いを掲載しております。また、広報なかでは「農地の適正な管理をお願いします。」という記事を毎年掲載し、所有者等に対し周知しております。

分かりやすい相談窓口の設置につきましては、委員ごとに担当地区を設定し、委員名簿を市ホームページや広報なかにてお知らせし、身近な農地の相談窓口として案内しております。

近隣の農業委員会の状況を調査し、取り入れられるものがあれば取り入れて、よりよい相談窓口になるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 年1回の広報なかを利用しての周知を、あと数回増やしていただくななど、市の公式LINEやフェイスブック等でも適正管理の周知は可能かと思われます。

また、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が身近な相談窓口であることは理解いたしますが、加えて相談対応の強化月間などを設け、農業委員会事務局内に相談窓口を設置するなどすれば、市民の皆様のさらなる理解につながると思われます。

近隣の農業委員会を調査し、いいものは取り入れるという前向きな答弁には心より感謝いたしますとともに、ぜひともさらなる周知と柔軟な対応の検討のほどをよろしくお願ひいたします。

遊休農地と同じように増加傾向にあり、その管理が求められますものに空き家が挙げられます。空き家対策につきましては、前回の定例会で榎原議員より深く掘り下げました質問がございましたので、私のほうからはその管理について伺いたいと思います。

まず、こちらにおいても、本市の空き家の現状の把握ができているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市が把握している空き家等の現状につきましては、令和7年3月末現在では674件となっており、微増傾向となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） その数は674件で微増傾向にあり、しっかりと現状は把握されていることと理解いたします。

空き家と呼ばれます建築物の定義は、国土交通省や総務省によるものと統計局が行うものがあるとされておりますが、まとめまして具体例で見てみると、1年以上も誰も住んでおらず使われない家屋を空き家とするとされております。また、もう一方で、1年以上誰も住んでいなくても、管理するために人が訪れて電気やガス、水道を使用していれば空き家となるないとされております。さらには、いくら築年数が浅くきれいな状態でも、1年間使用されていない家屋は空き家ということです。

そして、空き家の状態を示す区分に、管理不全空家と特定空家があるとされております。その違いはどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法においては、そのまま放置すれば倒壊等が著しく保安上危険となるおそれのある状態、また適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空家等と位置づけております。また、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態

と認められる空家等を管理不全空家等とされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） そのまま放置すれば倒壊や衛生上・景観上に問題を引き起こすおそれがある空き家を特定空家と区分し、適切な管理がなされずに特定空家の一步手前の段階を管理不全空家等と区分するとが、その違いであると理解いたします。

また、ただいまの答弁から誰しもが思うところではありますが、空き家となりました家屋が管理を怠り、管理不全空家や特定空家とならないように、当然ながらその所有者に適切な管理をしていただくことが重要であると考えますが、こちらにおいても所有者の把握はできているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市で把握している空き家等に関しましては、所有者等の調査を行い、空き家の所在地・所有者の氏名等をデータベース化しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、本市においては所在地・所有者をデータベース化しており、しっかりと把握ができていると理解いたします。

しかし、こちらにおいても先ほどの農地同様となりますと、昨今の少子高齢化や加速する人口減少などの社会問題や社会情勢などを考えますと、空き家の所有者が亡くなった際、相続人がいないケースや、空き家を相続するに当たり、手間や税金などの負担が増えるため、相続人が決まらないケースや、相続人となるべき方々が全員相続を放棄するケースや、相続しても登記簿の変更を怠り相続人となる方も亡くなり、所有権者がいく世代にもわたり正式な所有者の特定が困難となるケースなど様々な問題が懸念されるところであります。

そして、その傾向が全国的にも増加傾向にあることを考えますと、本市においても対応は必要であると思われますが、どのようになさるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが法律上の義務となりました。それでもなお、空き家の所有者が特定できない場合には、当該空き家の管理者に当たる法定相続人に適正な管理を働きかけてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） まずは、法令遵守を促すことによる対応を行い、それでもなおとい

う場合には、しっかりと調査を行うということであると理解いたします。

しかし、先ほどより申し上げているとおり、急速に進みます人口減少や都市部への一極集中、さらには少子高齢化などを背景に空き家問題は本市に限らず、ますます深刻化することが予想できます。

そして、所有者を一度見失ってしばらく放置などということになれば、間違いなくその特定には困難を極めることとなります。事実、東京都での一例であります。登記を怠りしばらく放置をしたせいで管理不全空家に90人を超える相続人が存在したというケースが先日のテレビで放映されておりました。

そういう事態に陥らないためにも、今後におかれましては現在行っておりますデータベース化により、所有者の現状把握をしっかりと漏れなきよう続けていただき、加えて所有者の管理義務へのお願い、さらには相続手続の義務化等の市民周知を繰り返し行うなど、分かりやすく丁寧に行っていただきますようお願いしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 富山議員、ちょっと。

傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。なお議長の命に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

富山議員。

○11番（富山 豪君） 最後に、太陽光発電施設の管理について伺います。

本市においては、本年7月に太陽光発電施設の設置管理についての条例が施行されました。施行から2か月過ぎたところで、条例施行の影響を判断するには難しいとは思いますが、施行後の申請状況に変化はどのようにあったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

施行前の4月から6月末におきましては28件、7月の条例施行後の8月末で34件の届出がございました。

なお、届出状況の変化につきましては、条例施行日からまだ日も浅いため、今後の推移を見てまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 分析は今後の推移を見てということですが、施行直後にもかかわらず、直近2か月で34件の届出があるということですので、急速に広がりを見せます太陽光発電施設に対しましての本条例の抑止効果という面での影響はほとんど見られず、皆無に等しいと率直に感じるところであります。

太陽光発電施設のメリットとしては、電気代の節約や地球温暖化の原因とされます温室効果ガスの削減のためなどが挙げられますが、その導入のしやすさも手伝い、先ほども触れさせていただきましたが、本市においてもその設置がここ数年で急速な広がりを見せておりま

す。

ゆえにその一方、設置場所や管理状況による近隣トラブルを引き起こす原因にもなっているとされており、そして近隣トラブルとして多くの苦情が寄せられるものに施設の管理不全が挙げられます。

市内を見てみると、雑草が太陽光パネルやその敷地を覆い尽くす状況を目にする機会が多くあります。近隣の方々にとりましては、景観上ではなく、害虫の発生や枯草による火災の危険性、交通の妨げになるなど、極めて迷惑な状況にあると感じますが、苦情や相談が寄せられた場合、市の対応はどのようにされているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

太陽光発電施設の管理状況に関する苦情があった場合には、まず現地確認を行い、現地写真の撮影、事業者の確認を行います。

その後、那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づき、事業者へ適切な管理を行う旨の助言や指導をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づいて、指導や助言を行っていることですが、本市の指導があっても一向に改善が見られない施設が見受けられます。事実、私の家から程近い2つの施設が、1か月以上前に本市の助言や指導を受けても、いまだなお2メートル以上の草に覆われ、子供たちが通学する道路にまで草がはみ出した状態にあります。

このように本市の助言や指導があっても、改善への対処が見られない太陽光発電施設に対し、どのような対応を取っていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

条例に基づいた助言や指導に従っていただけなかった場合には是正勧告を行います。是正勧告後も改善が見られなければ、事業者名を公表いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） あくまでも条例が定める、まあ条例ですから仕方ない、条例が定める段階を踏んで対処していくとの答弁であると理解いたしますが、少し時間がかかり過ぎるのかなと感じております。

皆様方もご存じのとおり、とにかくこの時期の雑草の成長スピードは物すごいものがあります。またそれが季節を越え枯草となれば火災の危険性が一気に上がることも考えられますので、本市においてはぜひともスピード感ある対処となるように動いていただきますようお

願いいたします。

また、それに加えての対処となりますと、本市の助言や指導、さらには是正勧告を受けましても何らの対応もせぬ放置するという無責任な施設設置者に対しましては、今後、本市においては新たな太陽光発電施設の設置を認めてはいけないと考えますが、本市が制定した条例にその旨は含まれているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

那珂市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例において、太陽光発電設備を設置する場合には届出を義務づけております。

議員がおっしゃるような事業者に対して条例では、市の指導や是正勧告に従わなかったことを理由に新たな届出が出せない規定はございませんが、指導や是正勧告等に関わる事案を是正してから届出を行うよう求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、本市の条例には指導や是正勧告に従わずとも届出を拒む規定はなく、その事案が是正されれば届出を認めるという考え方であるとの答弁であると理解いたします。

しかし、今現在ある施設の管理が本市の助言や指導を受けても、ままならない状況にある中で、そこは改善しますのでという具合で、新たな届出を認めてしまうということは、さらなる事態の悪化を招くおそれがあると感じております。

そこで、本市の助言や指導に真摯に向き合わない施設設置者には、今後新たな太陽光発電施設の設置を認めないというぐらいの強い姿勢を思わせる規定を設けていただきたいと感じております。

また、この条例を策定する当初より、足りない部分はその実情に合わせて補足し変えていく考えであると記憶しております、ぜひとも加えるべき内容であると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

条例改正につきましては、今後運用していく中で、条例の趣旨に沿った運用に反する事例や周辺環境及び周辺住民に影響が発生するおそれがある場合には、必要に応じて改正を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 条例改正はその趣旨に沿った運用に反する事例や、周辺環境や周辺住民に影響が生じる場合に必要に応じて改正することがありますが、施設の設置者に管

理責任の重さを認識してもらうためにも、その必要性は十分あると考えております。ぜひとも検討のほどをお願いしたいと思います。

また、太陽光パネルの普及が大きく進みます一方で、将来的なパネルの廃棄問題や使われなくなった施設の管理不全での放置など、問題が必ず生じてまいります。そのときに、太陽光発電施設の所有者が誰なのかとならないように、遊休農地、空き家同様に、しっかりとその把握に努めていただきたいと思います。

人口減少や超高齢化社会などの問題に付随して考えなくてはならないこととして、個人が有する土地や家屋などが、さきの問題等により管理不全となり周辺に悪い影響を及ぼすことが挙げられます。この問題について本市の今後について、市長の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員の周辺で増えつつある遊休農地、あるいは空き家、太陽光施設等の課題についてご質問いただきました。答弁申し上げます。

本市においても土地や家屋の管理問題については、空き地の雑草、竹木の繁茂による近隣への越境や通行の妨げ、また空き家の荒廃による様々な問題がございます。

こうした問題は、所有者や管理者等が対応することがまず求められますが、市民生活への影響を鑑み、市では条例を制定し、空き地や空き家などの適正管理の指導を行っているところでございます。

今後、さらに高齢化、人口減少が進む中で、土地・家屋の管理の問題は今よりさらに深刻になるものと考えます。このため、より一層市民への啓発を行い、市が行う対策を講じながら、空き地や空き家の利活用を推進し、住みよさプラス活力あふれるまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ありがとうございます。

本市においては、既に施行しています様々な条例に基づき、適正管理を指導していくとのことですが、ぜひともしっかりと管理がなされますようにお願いしますとともに、ただいまの答弁でいただきました、事態はさらに深刻になるかもしれないという危機感を忘れずに対策していただきますようお願い申し上げまして、この項の質問を閉じます。

続いての質問は、救急搬送と救急医療について伺ってまいります。

こちらにおいても、空き家問題同様に6月の定例会で 笹島議員が深く鋭く質問されておりましたので、できるだけ角度を変えてかぶらぬように質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆様方もご存じのとおり、救急車の出動件数は年々増加の傾向にあるとされております。緊急性が高い重篤な傷病者に迅速な対応が求められる中で、軽症患者の緊急性が低い安易な救急要請も増加傾向にあり、救急医療体制の逼迫が問題視されている中で、限りある救急車

の適正利用が求められております。

そのような中、茨城県では救急医療体制の維持を目的として、昨年の12月から県内22ある大病院に救急車で搬送された場合であっても、緊急性が認められない場合には病院側が患者に対し、1,100円から最大1万3,200円とされます選定療養費を徴収する制度の運用を始めました。

さらに茨城県では、本年3月から5月までの3か月の軽症などによる県内全体での救急搬送件数は、前年度同期比で15.4%の減少が見られると公表し、選定療養費の徴収により救急車の適正利用や救急医療の逼迫緩和に一定の効果があったとの見方を示したとされております。

たしかに限りある救急車が適正に利用され、救急医療の逼迫緩和がなされることは大変よいことであると思うところですが、その一方で選定療養費の費用負担の懸念から、必要なときにその利用をためらってしまうというおそれも考えられるところであります。

そこで現在、本市が設置しております幼稚園・保育園・小中学校で児童生徒が緊急搬送後に選定療養費が発生、徴収された場合、その支払いはどのように対処されているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学校などから選定療養費の徴収対象となる大病院へ救急搬送したものの、救急車を呼んだときの緊急性が認められない場合は選定療養費を徴収されることとなっており、児童生徒の保護者にご負担をいただくことになります。

なお、選定療養費の制度開始以降、本市において徴収があったケースはございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、学校等からの救急搬送により選定療養費が徴収された場合は児童生徒の保護者負担となっており、制度開始以来、その徴収はないとのことですが、学校等の教育現場において救急車の要請は、当然ながら先生方の判断となります。なぜ呼んだ、なぜ呼ばなかったなどの様々なトラブル防止の観点から、またそれを判断する先生方の精神的な負担軽減のためにも、学校等から救急搬送後に選定療養費が発生した場合、市が全額補助することをお願いしたいと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学校などにおいて救急搬送の必要が疑われる状況が発生した場合には、先に茨城県救急電話相談へ相談し、救急車を呼ぶよう助言された場合に救急車の要請を行うなど、できる限り選定療養費が徴収されずに済むような対応を行っております。

しかしながら、救急電話相談をするいとまがなかった場合や、救急電話相談での救急車要

請の必要がないと助言されたとしても、状況によりましては、救急車でないと病院へ搬送することができない場合などもあるかと思われます。

そのようなときに、ちゅうちょせず救急車を要請できるよう、選定療養費が発生してしまった場合に、保護者に対し、その費用を補助できる制度の創設に向けまして、現在準備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、保護者に対し選定療養費の補助が行えるよう、制度の創設に向け準備中であるという、同じ思いであり、しっかりやりますといううれしい答弁であると理解いたします。ぜひとも補助額を一部と言わず、全額補助の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

迅速な救急搬送と救急医療体制は、そこに暮らします地域住民にとりまして、必要不可欠なシステムであり、救急対応ができます病院はもはや地域になくてはならない社会インフラの一つと言えます。緊急を要する際には、近ければ近いほどありがたいとされます救急病院ですが、本市において救急対応ができる病院数とその要件とはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市には、小豆畠病院と慶和病院の2つの救急告示病院があります。救急告示病院とは、救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定した医療機関となります。条件としましては、次の4項目を満たしたものです。

救急医療について、相当の知識及び経験を有する医師が常時待機していること。

エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備、その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。

救急医療を要する傷病者のための専用病床または当該傷病者のために優先的に使用される病床を有することとなります。

なお、実際の救急対応におきましては、傷病者の状況や程度により、救急告示病院以外の病院へも救急搬送を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 本市に必要な設備など要件を満たす救急告示病院が2施設あり、緊急を要する傷病者に対し、平時はもちろん休日や夜間など、いかなる時間においても処置対応が可能であり、状況や程度にもよるが、それ以外の病院にも救急搬送を行っていると理解

いたします。

緊急を要する事態に対して対応していただけることは、地域に暮らします私たちにとっては大変ありがたいと思うところですが、皆様方もご存じのとおり、単一だけの救急医療体制での対処は大変難しい現状にあります。そこで地域の医療体制は、地域医療構想を柱に、地域全体でその役割を分担した医療体制を構築し連携することとされております。

水戸市を中心にとりますが、私たちが暮らしますこの地域においても、救急病院が多数とまでは言いませんが、いくつか設置されております。そのような中、地域に救急病院があるのに搬送病院が決まらず、救急車の現場滞在が長くなる、いわゆる搬送困難事案を見かけることがあります。どのような状況を搬送困難事案と定義されるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

搬送困難事案とは、病院収容の問合せに4件以上、かつ30分以上を経過した事案のことを言います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 私自身も8年前、身をもしまして搬送まで2時間以上という搬送困難事案を経験させていただきました。その節は署員の皆様に大変お世話になりました。本当にありがとうございました。そして、この搬送困難事案は本市においてどれくらい発生しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

搬送困難事案の件数ですが、令和4年104件、令和5年77件、令和6年299件ございました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 令和4年、5年と100件前後であった搬送困難事案が、昨年度は約3倍と大変に増えたということで、その背景には先ほどの救急車の不適切な利用や感染症の流行や医療従事者の人員不足など様々あると思いますが、299件という数を見ますと、本市においても当然ながら救急医療の逼迫を感じるところであります。

そして、搬送病院が決まらない過酷な状況の救急車の中で、傷病者と向き合うのが救急隊員の方々であります。まさに逼迫したぎりぎりの状況下での業務であり、本当に頭が下がる思いですが、その際に救急隊員のできることは何か、どのような医療行為ができるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

救急活動中に行える医療行為は、医師の具体的な指示があった場合のみに、救急救命士が行います。その行為を特定行為といい、主なものとして、静脈路確保のための輸液、器具を用いた気道確保、エピネフリンを用いた薬剤の投与などございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 医師の具体的な指示があった場合のみ、救急救命士が特定行為を行うことですが、救急救命士の資格は隊員全員が有しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

救急業務に関する課程を修了した職員は88名おり、そのうちの26名が救急救命士の有資格者となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 全員ではないが、現在26名もの隊員が救急救命士の資格を有しております、特定行為を行える状況にあるということで、心強さと頼もしさを感じるところであります。しかしながら、その行為にも制限があることも事実であり、救命率向上には救急救命士と医師による連携処置がとても重要であると考えます。

そこで、搬送困難事案が発生し、なおかつ緊急性の高い傷病者と判断された場合、搬送先が決まるまでの間、その命を守る観点から、近隣救急病院に一時的な受入れがあればと考えますが、本市の一時受入れの体制はどのようにになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

救急搬送困難事案を減らすための対策としまして、昨年10月から一時受入れ体制を実施しております。

水戸地区救急医療協議会に参画する医業機関が対象となっており、水戸医療センター、水戸済生会総合病院、県立中央病院、水戸協同病院、水戸赤十字病院、ひたちなか総合病院、常陸大宮済生会病院、誠潤会水戸病院の8病院となります。

一時受入れの条件としまして、緊急性が高い患者、病院選定に20分以上要した場合、対象医療機関が満床などで入院が不可能な場合となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） いただきました答弁では、緊急性が高い患者や病院選定に20分以上を要した場合や、対象医療機関が満床で入院が不可能などと、一定の条件はありますが、既に一時受入れ体制はできているものと理解いたします。しかし、現状は搬送先が決まるまでのその一時受入れ先の選定にも、なかなかの難しさがあると思われております。

また、傷病者を思えば一時受入れとなれども、その搬送時間はできるだけ短いほうがありがたいと考えれば、本市の2つの緊急告示病院もその対象であれば、さらに救える命が増えると考えますので、様々な壁があると思いますが、一考のほどをお願いしておきたいと思います。

この地域の救急医療体制の逼迫には、簡単には推しあかれない様々な理由があるのだとは思われますが、根本的と言えます大きな理由の一つに、この地域での医師不足が挙げられております。市長におかれましては、様々な場面を通じて近隣の首長方と連携していただき、国もしくは県に医師不足の偏在の現状を訴えていただき、改善を目指していただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 救急搬送医療の問題、命に関わるテーマについてご質問いただきました。答弁を申し上げます。

茨城県は人口10万人当たりの医師数が全国平均を大きく下回り、国が算定した医師偏在指標においても医師少数県となってございます。

県内9つの区域のうち、水戸区域とつくば区域は全国上位の医師多数区域である一方、本市が属する常陸太田・ひたちなか区域においては、全国下位の医師少数区域となっており、県内の医師不足と地域間の偏りは深刻な問題でございます。

これまでも、全国市長会を通して国に対し医師不足解消の要望をしてまいりました。さらに今後は、県内どこでも安心して質の高い医療が受けられる体制づくりや、地域間の偏り解消について、近隣首長とも連携をして要望を続けてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ありがとうございます。

ぜひとも積極的強い要望のほど、よろしくお願いしたいと思います。

救急医療体制充実と機能強化は、そこに暮らします方々の安心安全に直結いたします大変重要な要素となります。今後もたくさんの方々が、この那珂市に住み続けることができますよう、救急医療体制の堅持と充実を併せて行っていただきますよう、心よりお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどといたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

### ◇ 寺門 熱君

○議長（木野広宣君） 通告4番、寺門 熱議員。

質問事項 1. 消防について。2. 防災対策について。

寺門 熱議員、登壇願います。

寺門議員。

[7番 寺門 熱君 登壇]

○7番（寺門 熱君） 議席番号7番、寺門 熱でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、地域防災力の充実・強化の観点から消防についてと防災対策について質問をさせていただきますので、執行部の皆様の明快なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、消防についてお尋ねをいたします。

私たち市民の安全を守り、過酷な現場で従事する消防職員に心から感謝と敬意を表します。これまで男性が中心であった消防の現場に女性がいることで、女性だからこそできる心配りができることが、市民の皆様に安心感を持ってもらえることにつながっています。女性が働き続けられる環境の整備として、妊娠・出産・子育てなどのライフイベントによる働き方の変化に対応できるよう考慮することや、ハラスメント対策も考えていかなければなりません。

令和6年4月現在の24時間365日現場活動を行う部隊を持つ組織での女性の割合を示す全国平均は、警察官11.7%、海上保安庁9.5%、自衛官8.9%、そして消防吏員は3.7%となっており、比較しても最も低水準と指摘されております。まだまだ少ない状況ですが、住民サービスの向上などの観点から、女性消防吏員のさらなる活躍が求められております。

近年は国の成長戦略の重要な柱として、女性の活躍推進が積極的に進められており、政府はもとより民間企業においても、意欲的な取組がなされております。今や民間企業等においては、女性の定着を図るとともに、積極的な育成策を講じ、管理職・経営陣に女性を登用していくことが組織の活性化に不可欠と考えて、真剣に取り組む傾向が強まっております。こうした状況を鑑みると、個々の職員の能力が発揮できるよう、女性の活躍推進を組織的にさらに進めるべきであると考えます。

そこで、女性消防吏員の現在の人数は職員の何%なのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

現在、消防本部におきましては2名の女性消防吏員が在職しており、割合としましては全

職員の2.1%となります。1名は消防本部予防課に所属し、火災予防に関する各種事務を行っております。もう1名は東消防署に所属し、警防隊員として活動しており、災害現場活動のほか消防指令業務にも従事しております。また、救急業務においては、救急支援隊として出場し、女性ならではの視点により、細やかな対応や女性の傷病者に対して安心感を与えております。

参考までに、県内の女性消防吏員数ですが、令和7年4月現在95名であり、県内全職員の2.1%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

女性消防吏員が最初に採用されたのは、1969年、昭和44年に川崎市で12人採用したことから始まり、令和6年4月1日現在6,124人の女性消防吏員が活躍しております。

そこで、国は令和8年度女性消防吏員の割合を5%とするという目標を掲げておりますが、目標達成のための具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

平成6年に女性労働基準規則の一部改正により、深夜用の規制が解除され、女性でも交代制勤務に従事可能となっており、現在では火災・救急・救助など幅広い業務に活躍の場が広がっております。

当消防本部の女性職員採用に向けての取組として、女性職員をモデルに職員採用のポスターを作成し、市内の店舗などに掲示し、また高校・専門学校・大学等へ出向き、直接採用説明をしております。まだまだ消防は男性の仕事というイメージがあるためか、女性の採用試験受験者が少ないというのが現状であります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

女性消防吏員は本市の防災力を保つ上で大変重要な役割を担っております。危険な災害現場の活動、人並み以上の体力が必要、女性にとっての職場環境が整っていないというイメージが強く、女性の受験者が伸び悩んでいるのではないかと思います。

そこで、災害現場以外の業務の様子やオフィス内の環境整備の状況を知るきっかけを提供し、このようなイメージを払拭しなければならないと考えます。ぜひ引き続き、より多くの方に那珂市消防本部の魅力を積極的に伝えていっていただきたいと思います。

消防署女性消防吏員の活躍推進に向けての課題と、課題解決に向けて、どのようなことが必要であるかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

現在、東消防署におきましては、女性専用の更衣室、仮眠室、シャワー室、トイレなどを整備しており、女性の隔日勤務が可能な施設になっております。今後も女性職員が安心して働く環境整備を進めてまいります。また、資機材の軽量化・電動化など、体力面の不安をサポートする機材を導入しております。

引き続き、女性職員の職務の拡大、ライフステージに応じた様々な配慮、職員の意識改革など、女性職員のさらなる活躍に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

現在、東消防署では女性専用整備がされておりますが、西消防署の女性専用施設の整備等も進めるべきと考えます。現在の西消防署は、更衣室、仮眠室、そしてシャワー室等の設置がなく、女性消防吏員を増やし活躍を推進していくためには、機能性や利便性を考慮したさらなる施設の充実が必要であり、女性専用施設の整備を計画的に実施していかなければなりません。

また、仕事と家庭の両立策の一つとして、他の官庁や民間企業においてテレワーク制度、フレックスタイム制度の導入が進んでいるところだが、これらの制度を導入している消防本部はいまだ少数であり、このような現状から働きやすさを感じていない女性消防吏員が一定数おります。妊娠・出産・子育てなどによる働き方の変化に対応できる体制づくりや、代替要員を確保する体制の整備、女性消防吏員が安心して働き続けられる環境づくりを行うとともに、女性活躍推進についての理解を浸透させていくことが必要不可欠であると認識しております。全ての消防職員が高い専門性を生かして活躍できる働きやすい職場環境、待遇改善をよろしくお願ひいたします。

次に、今後の操法大会の在り方についてお尋ねをいたします。

消防ポンプ操法は消火活動の基本動作で、団員が分担してポンプ車や小型ポンプにホースをつなぎ、放水して的に当てる。競技は規律や正確さ、安全性、放水完了の速さなどが審査されます。一方で、長時間にわたり平日夜や休日などに訓練するため、団員の負担感にもつながっている消防ポンプ操法大会の是非が全国的に取り上げられております。大会を過度に意識した訓練の自粛要請などが団員の皆様の負担軽減に向けた取組が求められています。

このような中、私個人の考え方としては、消防ポンプ操法大会はあるべきものと考えております。地域の防災力の一つとして欠かすことのできない消防団のポンプ操法大会が今後どのような方法で実施されるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

全国的に消防団員数が減少傾向にある中、国の消防団員の待遇等に関する検討会において

も、操法大会を前提とした訓練が負担となり、消防団員が減少する一因となっているとの指摘がなされております。

こうした状況を踏まえ、毎年度開催していた操法大会を、8年度以降は全国大会開催年度に合わせ、県大会、地区大会を隔年で開催することとなりました。また消防本部で実施している訓練も、本年度から大会を過度に意識した訓練にならないよう、自動車ポンプの部、小型ポンプの部の訓練を隔日交互に実施するなど、団員の負担軽減に向けた取組を行っております。さらに、操法大会の開会式・閉会式を簡素化する見直しが進められております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

次に、林野火災対応について伺います。

総務省消防庁のまとめでは、令和6年中の林野火災の出火件数は833件となっています。出火原因の内訳は、たき火、火入れ、放火の疑い、たばこ、放火となっています。春先は空気が乾燥し、火災発生の危険性が高まります。林野火災の出火原因是、火の不始末、不注意等の人為的な原因が主であることから、市民一人一人が適切な火気管理について理解しておくことが重要です。

地球温暖化の影響で林野火災の大規模化が進んでおり、国連環境計画の報告では、林野火災の発生リスクは2030年までに14%、2050年までに30%に上昇するとしています。このような点を踏まえまして、出火防止対策の徹底と被害の拡大防止策を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

林野火災は例年降水量が少ない、空気が乾燥する時季に多く発生する傾向があります。本市において、令和3年以降に発生した林野火災の件数は、令和3年3件、令和4年1件、令和5年1件であります。

主な原因は、たき火や火入れなど人的要因による出火が多く、延焼の範囲が拡大した場合には、まず近隣市町村や県内の消防応援要請、さらに被害が拡大する場合には、全国都道府県の消防隊で編成される緊急消防援助隊に応援出動の要請を行う場合もあります。

今年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災では、緊急消防援助隊として出動要請を受け、本市から茨城県大隊消火小隊として、20名の隊員を現地へ派遣し消火活動を実施しました。

林野火災は地形上、消防車両の進入やホースの延長が困難になるため、本市では可搬式ポンプや動力噴霧器、背負い式消火水のうや水1,500リットル分の簡易タンクを東西消防署にそれぞれ備えております。

また、市内各所に山火事防止の立て看板を設置し、強風注意報発令時には市民に火気取扱

いの注意を呼びかける巡回広報を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

林野庁のまとめでは山火事の約7割が冬から春にかけて集中して発生しています。春先は行楽や山菜狩りに山に入る人が増えるほか、農作業に由来する枯草焼きなどが山林に飛び火することも原因となっているといいます。引き続きの対応をよろしくお願ひを申し上げます。

次に、消火活動が大規模化・長時間化した場合のトイレの問題は、密かな、そして重要な悩みの一つとなっていると思います。火災現場近くのコンビニでトイレを借りようとしても、消火活動で泥だらけの状態でトイレを利用するには困難であります。

火災現場において、消防職員や消防団員が困るような状況は改善していくべきと考えます。

火災現場におけるトイレ対策について見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

令和6年中に発生した火災27件のうち、鎮火までに1時間を要した火災は12件、2時間を超えた火災は5件ありました。現場活動が長時間となる場合には、現場に交代要員を投入し、適宜休憩を取りながら活動をしております。

しかし、女性職員や消防団員等を考慮し、今後は備蓄品として備えてあるテント型のポータブルトイレを後方支援の資機材として消防車両に積載し、災害現場で活用できるように配備いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） よろしくお願ひいたします。

突然のけがや病気に襲われたとき、その場に居合わせた人によって迅速な応急手当が施されれば、その人の命を救うためにとても効果があります。那珂市消防本部では119番通報があつてから、救急車が現場に駆けつけるまでに平均して約8.5分かかります。事故などに遭った人が心停止になったとき、その人を助けるためにはそばに居合わせた人が応急手当を行うことが重要となります。那珂市消防本部では、胸骨圧迫の方法やAEDの使い方を主体とした救命講習を開催していますが、受講状況についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

令和6年の受講状況は、3時間の普通救命講習、90分の入門コース合わせて65回、1,244名の方が受講しております。新型コロナウイルス感染症の流行時には受講者数が激減しましたが、現在はコロナ禍以前の受講状況に戻ってきております。

これまでの講習は事業所や学校単位など、まとまった人数での開催がメインでしたが、個

の方にもより多く受講していただくため、今年6月から偶数月の隔月第2日曜日に消防本部を会場に個人向けの定期講習会を新たに始めております。また、救命率向上に向けた取組として、市内で開催されるイベント等に対して、今年5月からAEDの貸出しを始めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

心肺蘇生法等についての知識と技術を、本市職員の方にも習得していただき、市民の皆様に安心して施設等をご利用していただけるようにするとともに、災害時等や緊急時において、自発的な救命活動と適正な対応をしていただけるよう、本市職員の救命講習等の受講促進についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

市職員が率先して心肺蘇生法についての知識と技術を習得することは、市民の健康と命を守るとともに、安心して公共施設を利用していただける環境づくりに寄与できると考えます。

これまで市役所において消防訓練が行われた際には、AEDの使い方などの救命講習を行ってまいりましたが、災害時や緊急時において自発的な救命活動と適切な処置を行うことができるよう、今後も救命講習を計画し実施してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

ぜひ市民の命を守るため、積極的に救命講習等を受講していただき、正しい知識と技術を身につけていただければと思います。

救急現場に居合わせた方はバイスタンダーとなります。まずは傍観者にならず、第一に安全確認、自分の身を守り、大声で応援を呼ぶ、AEDの手配、119番通報を依頼し、勇気を持って胸骨圧迫を行う。その場に居合わせたあなた、いわゆるバイスタンダーの求められる役割についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

バイスタンダーとは、救急の現場に居合わせた人のことをいいます。いつ・どこで・誰が倒れるか分かりません。誰もがあらゆる場面でバイスタンダーになる可能性があります。

バイスタンダーに求められる役割は救急車到着までの数分間に行う応急処置で、傷病者の生存率を左右する重要な役割であることは言うまでもありません。

救命のリレーという言葉があります。第1走者であるバイスタンダーからのバトンを救急

隊が受け取り、迅速に適切な医療機関へ命のバトンをつなぎます。しかし自分の取った行動で、もし訴えられたらと心配になる方も多いと思われます。

民法や刑法の解釈では、実施した行為に悪意や重過失がない限り、責任を問われることは、ほぼないとされております。貴い命を救うための勇気ある行動が広く浸透するよう引き続き啓発を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

今後も命を救うために、大きな役割を持つバイスタンダーが、ちゅうちょすることなく応急手当ができる環境づくりに努めなければなりません。

そこで、バイスタンダーの保険制度の導入についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

バイスタンダーが119番通報時に指令員から応急処置の要請があった場合や、到着した救急隊から協力要請を受けた場合には、法律上の救急業務協力者となり、活動中に生じたけがや疾病に対して公務災害補償の対象となります。

また、当市で加入している消防業務賠償責任保険では、傷病者の血液等に直接触れてしまったなど、感染症に罹患したおそれのある場合に、検査費用を支払うことができる内容となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

応急手当をしていただいたバイスタンダーの不安を少しでも和らげ、多くの方が積極的に応急手当が実施できる環境づくりを継続していただきたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

近年、激甚化・頻発化する自然災害をはじめ、大規模火災や事故、さらには新興感染症などあらゆる危機事象から、市民の生命と健康・財産を守るために、総合的な危機管理体制を構築することが大変重要であると考えます。

災害発生時に迅速な初動体制を確立し、被害情報の収集を行い、関係機関が一堂に会した対策の調整により、的確な意思決定につなげますとともに、市民への分かりやすい情報発信を速やかに行うなど、那珂市における災害等へのさらなる対応強化が必要です。

ロシアカムチャツカ半島付近で巨大地震が発生し、日本の太平洋側の広い地域に津波警報が出されました。岩手県久慈港では1メートル30センチの津波が観測され、約200万人に避難指示が出されました。日本からかなり離れた遠地地震で警報が発表されたのは平成22年2月のチリ地震以来15年ぶりです。各地の交通やコンビニ、小売店の営業など、様々なサービ

スのほか、夏休み期間中の観光や旅行客にも影響が出ました。今回の巨大地震で改めて猛暑の中での避難の仕方に問題はなかったかなどを自治体ごとに検証し、日頃からの災害への備えを再確認いたしました。

さて、今回の避難指示で連日30度や35度を超える炎天下の中で避難となり、高台や津波避難タワーなどの一時避難所では直射日光が当たり、冷房のない体育館に避難所があつたりと、指示に従い避難した人たちの中で相当数の人たちに熱中症の疑いによる救急搬送者が出了ようです。避難所の暑さ対策の強化として、空調整備と太陽光発電などの自家発電設備の早期対応が浮き彫りとなりました。9月に入ってもまだまだ残暑厳しい日が続きますが、災害は暑い日、寒い日、いつ発生するか分かりません。

そこで、本市の指定避難所における冷暖房が利用できる施設は何か所あるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

本市が指定している避難所は28施設あり、そのうち冷暖房を備えた拠点避難所6施設とその他の避難所5施設の合計11施設で、全体の約4割程度になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

では、実際に災害が発生した場合、空調が設置してある施設に避難が必要になったとき、停電時でも自家発電などにより電源確保ができ、空調が使用できる避難所は何か所あるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

一部の避難所においては自家発電設備、太陽光発電や蓄電池を備えてある施設もございますが、いずれも空調設備を稼働させるほど電力の確保が困難な状況となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで、電力の確保が困難とのことですですが、サーチュレーターやファンヒーターなども備えていないのですか。備えてある場合は発電機等で使用できる体制が整っているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

各拠点施設になりますが、大型の送風機62台、ストーブ28台、小型発電機24台を備えております。さらには、災害時応援協定事業所から資機材の提供をしていただき対応すること

としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

引き続き、災害時応援協定事業所とも密に連携を取っていただきたいと思います。

また、発電機により使用できる体制があるとの答弁をいただき、少し安心いたしました。

しかし、寒さも大変ですが、暑い場合に送風機だけでは、先ほども触れました巨大地震で避難指示があった当日は猛暑で、そのときと同様、熱中症対策等を考えますと不安があると思います。

そこで、ある程度の電源確保ができるのであれば、停電時に少ない消費電力で水の気化熱を利用して空気を冷却する装置、気化熱冷風機を備えてはいかがでしょうか。この気化熱冷風機は、運動を行う施設や様々なイベント等にも利用できますので、災害時以外にも使用でき備える価値はあると考えます。

今後、避難所の暑さ対策を本市ではどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

昨今の異常な暑さから、これまで以上に避難所の暑さ対策が重要になっております。避難所での暑さ対策といたしまして、避難スペース全体を冷やすものではありませんが、体調不良者や高齢者、支援が必要な方が来られた場合に、テントやパーテイション内にスポットクーラーや議員提案の気化熱冷風機などの移動式冷風機の有効性を検証してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 次に、災害時のトイレ問題について伺います。

災害時のトイレの確保・管理については、大変重要な課題であると認識しております。避難所でトイレの頻度を減らそうと水分摂取を控える人や、落ち着いてできずに便秘で悩む人がいるなど、健康被害が発生しているのを耳にします。

本市においては、現在、災害発生時におけるトイレの使用方法とトイレの確保はどのように考えておりますでしょうか。また、簡易トイレの備蓄状況はどのようにになっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

大地震などの大規模災害時には、下水道が破損し排水することができなくなることを想定して、東日本大震災時の本市の避難者数およそ2,000人を基準とし、トイレの平均的な使用回数を1日当たり5回と考え、その3日分の3万回分として、現在トイレにかぶせて使用するトイレ袋と便凝固剤を約3万個、トイレットペーパーを約3,002個備蓄しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

私は避難所生活において、トイレを我慢したりすることは文字どおり死活問題であり、トイレの備えが十分でなければ、人として尊厳を失うことになりかねないと思います。災害時のトイレ問題は想定できる課題であり、トイレの備えは必要不可欠なものだと考えておりますので、引き続き、対応をよろしくお願ひいたします。

次に、乳幼児の避難に備え、お湯の確保ができない場合に有効な液体ミルクを活用してはいかがでしょうか。また既に備蓄されているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

申し訳ございません。先ほどトイレットペーパーを約3,002とお答えしましたが、3,200個の誤りです。よろしくお願ひいたします。

それでは、液体ミルクについてお答えいたします。

現在、調乳の必要がなく常温保管が可能な200ミリリットルの乳児用液体ミルクを216本と、ミルクを与えるための哺乳ボトル76本を備蓄しております。

なお、賞味期限の近づいたミルクについては、順に市内の保育所等において活用していくだけ、ローリングストック方式により切れることなく備えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

災害時に乳児用液体ミルクを使用することへの抵抗や不安解消につなげるため、例えば乳児健診などで、希望者に飲み方の説明や試食を行っていただくなどの取組を検討していただければと思います。

次に、集中豪雨や瞬間的なゲリラ雷雨による住宅への浸水被害に備えるため、土のうの無料配布について本市の対応はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

市では、大雨による住宅への浸水防止手段といたしまして、本庁、東消防署、西消防署にて、土のうの無料配布を行っております。また、高齢者や障がいをお持ちの方など、搬送や土のう積みが困難な方に対しましては、防災課へ御相談いただき対応しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

市民の皆様には、台風や大雨の予報が出た際には、できる限り早めに対応を心がけていた

だければと思います。

そこで、今後土のうの配布場所を各コミュニティセンターなどに拡大し、各地域に備えていただけないのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

土のうの配布場所の拡大につきましては、施設・関係部局と調整して対応をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

次に、大規模災害が発生した場合、職員の方々も様々な対応をすることになり、マンパワーが足りなくなることも想定されると思います。

そこで、人工知能A Iを搭載し、テキストや音声でユーザーと対話できる自動プログラム、チャットボットの導入を検討していただけないかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

災害時における市民の問合せについて、チャットボットやA Iなどの活用につきましては、近年のI C T技術の進展により、多様な質問に対して正確な回答ができるようになってきており、非常に有効なものと思います。

特に、大規模災害時には市民から多くの問合せが集中することが見込まれますので、自動化により職員の負担軽減や対応時間の短縮につながることが期待できます。導入については、情報の正確性の精度やシステムの信頼度を確認して慎重に判断してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

防災チャットボットは、災害に関する情報提供、安否確認、避難経路の提供、帰宅が困難な方への支援や問合せ対応などの業務を24時間365日、多言語で対応することも可能であり、災害の対応業務の適正化・効率化に資するものと考えますので、十分な精査と検証をよろしくお願いいたします。

内閣府が証明する制度、大規模災害への対応能力を高めることを目的に、退職自衛官など災害に関する知識や経験を持つ人材が活用されている自治体もありますが、本市では採用していないが、自衛官などとの連携をどのように図っているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市におきましては、現在、防災会議において、自衛隊を退官された方を学識経験者とし

て委員に任命しており、地域防災計画の改定などの際にはご意見をいただいております。

また、ひたちなか市にある陸上自衛隊施設学校と日頃より情報共有、意見交換、市の防災訓練への参加により、本市の防災に関するアドバイスをいただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

先ほども触れましたが、全国各地で相次いで林野火災が発生しており、一たび発生すると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及び、市町村境、都府県境を越えて拡大することもあります。

そこで、火災の災害などを含めた大規模災害を想定した防災訓練の実施、さらには市民が様々な防災体験ができる防災フェスを災害協定先、N P O、ボランティア団体などと協力していただきながら、市民の防災意識の向上を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和8年度に実施する防災訓練につきましては、林野火災に特化して行うことは考えておりませんが、地震や風水害などの自然災害で、市民が防災や減災に関する知識や技術を学べる訓練の実施を予定しております。

主な検討内容といたしましては、災害時応援協定を締結している自治体や事業所のほか、自衛隊や茨城県、茨城県警察などにご協力いただき、起震車や防災体験VRを使用しての災害疑似体験、炊き出し体験などの体験型ブースや、特殊車両・防災グッズの展示など、できる限り市民やボランティア団体などの参加意識が高まる訓練を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

ぜひよろしくお願ひいたします。

最後に、近年、地震発生の可能性が高まっているとはいえ、いつ起こるか分からぬのが地震です。大切な市民の命を守るために、備えは続けなくてはいけませんが、労力も費用もかかります。また、防災用品のほとんどはふだんはしまっていて、非常時のみに取り出して使うものです。

そこで、身の周りにあるものやサービスを、日常時はもちろん非常時にも役立つようにデザインしようという考え方、それがフェーズフリーです。フェーズフリーは、平時に利用される全ての商品及びサービスが持つ災害時に役立つ付加価値であると定義されており、備えない防災とも呼ばれております。

フェーズフリーという考え方を活用した防災意識の向上に取り組むべきと考えますが、先

崎市長のご見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員さんは消防団員もしているということで、幅広い観点から防災対策についてご質問・提案いただきました。ありがとうございました。

回答を申し上げます。

平時・非常時の区別なく、身の周りのものやサービスを活用するという防災・減災の考え方で、災害時だけでなく日常の生活の向上につながることがフェーズフリーです。

身近にあるものでは、災害時に電源として利用可能な電気自動車、ランタンや寝具、調理器具など、ふだんから活用できるアウトドア用品などがございます。

市としての取組の一つとしては、災害時に電源として使用できる電気自動車はフェーズフリーとして挙げられます。市の公用車として現在4台所有しています、今年度新たに3台を購入予定です。

また、市民への周知として、市防災マップや広報において呼びかけをしている食料のローリングストックもフェーズフリーです。

引き続き、災害への備えとともに、非常時に役立つ機能を持ったものをふだんから活用していただくことを広く市民の皆様に周知し、防災意識の向上に努め、安全・安心な住みよいまちづくりを進めてまいります。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 真君） 分かりました。

今後も、安全・安心なまちづくりのため、災害に強いまちを目指し、引き続き、あらゆる事態を想定した防災・減災対策の取組を進めていただきたいと思います。

最後に、誰もが将来への夢や希望を抱くことができるまちであり続けるため、命と暮らしを守り、幸せをつくるまちづくりの実現に向けて、先崎市長をはじめ、職員の皆様方には引き続き頑張っていただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、寺門 真議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時5分といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 原田 悠嗣 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 瓜連庁舎及び分庁舎問題について。2. 道の駅について。3. 文化が薫るまちづくりについて。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 議席番号3番、参政党の原田悠嗣です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、瓜連支所組織配置再編の件について質問させていただきます。

8月1日から瓜連支所利活用検討委員会が始まっています。こちらについて、まず要望しておりました傍聴を可能にしていただいたこと、大変ありがとうございます。おかげさまで市民の方でも関心のある方であったりだとか、あと私自身も傍聴に伺わせていただきまして、どういった雰囲気で検討委員会をされているかということとか感じることができたので、本当にありがとうございます。ぜひ今後も透明性の確保をしていただき、この検討委員会、活発な議論をしていただければなというふうに思っております。

私自身、この2回の検討委員会のほう、傍聴に伺いまして、ちょっと長くて、なかなか最後までいることはできなかつたんですけども、非常に熱心な議論がされているなというふうに感じました。

ただ、その中、検討委員会のほうを傍聴しながら、私自身も改めてこう疑問に感じたことであったりだとか、お聞きしたいなということがありますので、そちらのほうをお伺いしていきたいと思います。

まずお聞きしたいのは、そもそもこの瓜連支所の組織配置再編、こちらの目的は何かお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市は現在、人口減少や厳しい財政状況、そして公共施設の老朽化といった大きな課題に直面しております。今回の再編の最も重要な目的は、このような現状を踏まえ、施設の老朽化や利用状況、維持管理コストなどを総合的に考慮し、長期的な視点で更新・統廃合・有効活用を計画的に進め、将来的な財政負担の軽減・平準化を図り、市全体の公共施設の適正配置を目指すことにあります。

具体的な配置課は現在検討をしておりますけれども、瓜連支所にある上下水道部と教育委員会を中央公民館へ移設することを基本に、市民にとって利用しやすく、分かりやすい配置にすることで利便性を高めるとともに、行政機能を集約して効率化を図ることを検討してお

ります。また、日常的に利用されている支所窓口につきましては瓜連地区に残すことで地域サービスの維持に努めます。

さらに、中央公民館の大規模改修に合わせて、中央公民館と各コミュニティセンターの類似用途を整理し行政事務室に改修することで、改修費や維持管理費などの経費をトータル的に削減してまいります。

この取組は、市民サービスを低下させることなく、市の規模や時代の変化に即した公共サービスを持続的に提供し、本市を今後も持続可能なまちとするために必要な施策であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 私も人口減少や厳しい財政状況に対応し、那珂市を持続可能なまちとしていくことは重要なことだと思っております。

答弁の中に、瓜連支所組織配置再編の主な目的としては、将来的な財政負担の軽減・平準化を図り、市全体の公共施設の適正配置を目指すことであると、そういったふうに理解をいたしました。

目的の一つの財政負担の軽減については、令和6年3月に出された瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針にも、施設管理や運営に関する維持管理費の削減が見込まれること、あとは施設間の類似用途を整理することで、効率的な行政運営による人員の最適化が図れ、人件費の削減が見込まれることなどが記載されていると思います。

ただ、この人件費の削減に関しては、どれぐらいの効果があるのかということを個人的には疑問に感じていますので、市はこれがどれほど効果が期待できると算出しているのかなどは、今後、次回以降の議会等で、より詳しく聞いていきたいと思っております。

また、施設管理や運営に関する維持管理費の削減が見込まれるといった記載に関しては、これ、私はどうしても公共施設としての利活用という選択肢を最初からこう削除してしまっているのではないかと疑ってしまう部分がありますので、その辺も次回以降、詳しくお聞きしていきたいと思っております。

さて、今の答弁の中にありました、執行部のほうでは上下水道部と教育委員会を中央公民館へ移設することを基本に、行政機能を集約することで効率化を図ることを検討しているといったお話がありました。

私は、上下水道部も教育委員会も現状のまま、瓜連庁舎に配置したままでいいんじゃないかなというふうに思っております。そうすれば、中央公民館の行政事務室改修という作業であったりだとか経費も必要なくなりますので、そういうふうに現状のままでいいのかなというふうに思っているんですけども。

そもそも瓜連庁舎に支所、上下水道部、教育委員会を置いている現在の活用で、どのような不都合が生じているのかということを伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

瓜連支所内の行政組織の配置につきましては、これまで市民の利便性とサービスの向上を目的として、検討を重ねてまいりました。この組織配置の再編は、行政機能をできるだけ集約することで、職員が力を発揮しやすい体制を整え、併せて経費の効率化を図り、持続可能な行政運営を実現することを目指しているものでございます。限られた人員と資源を最大限に生かし、市民サービスのさらなる向上につなげることこそが、この再編の大きな意義であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 答弁の内容から、やはり行政機能をできるだけ集約することで効率化を図るということかと思うんですけれども、具体的にこう結構逼迫した不都合とかそういうことは、それほど大きなことはないのかなというふうに私は答弁の内容から感じました。

現状で、そんな特別の不都合が生じているわけではないという状況で、上下水道部と教育委員会を中央公民館に移設しようということかなというふうに私は理解しているんですけれども。その中央公民館に上下水道部や教育委員会を移設するために必要な中央公民館の事務室改修には、現在、概算費用として1億5,000万円を見込んでいることかと思いますが、そちらは間違いないでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

中央公民館の行政事務室への改修工事につきましては、議員のおっしゃるとおり、現時点では概算で1億5,000万円を見込んでおります。

この改修工事を中央公民館の大規模改修と併せて実施することは、財政的にも必要最少限の経費で最大の効果を生み出す、効率的で効果的なものであり、既存施設を最大限に有効活用することは、公共施設マネジメントの観点からも必要なことと考えております。

なお、概算費用はあくまで現時点のものですので、今後の設計段階においては、資材価格や人件費の高騰などの社会経済情勢により、工事費が変動する可能性もございます。引き続き精査を重ね、可能な限り経費の縮減に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） おっしゃるとおり、やはり今後の資材価格や人件費の高騰などを考えると、改修工事費は1億5,000万円よりも高くなる可能性もやっぱり考慮しないといけないかなというふうに私も思います。

やはり答弁の中から、市民サービスのさらなる向上につなげることが、組織配置再編の大きな意義であると言わっていました。その市民サービスの向上について、この1億5,000万

円という工事費に対する費用対効果はどうなのかといったところなどを、今後併せてしっかりと精査していただきたいなというふうに思っております。

さて、8月1日と19日に瓜連支所利活用検討委員会が開催されました。私も少し傍聴に伺いましたが、両日とも検討委員会の皆さんは半日かけて熱心に検討・議論をされているという印象を受けました。

市民の方が、直接、市の政策について考えて意見する場が提供されているという点は、私もいいことだなというふうに思います。しかし、同時に検討委員会をわざわざ設ける必要があったのかという疑問も抱いております。検討委員の方々には謝礼も発生していますし、資料の印刷や郵送等の経費も発生しています。

また、それだけではなく、検討委員会には企画部長、総務部長、建設部長をはじめ、多くの市職員が参加していますので、検討委員会のために多くの職員の方が市民のために使うべき貴重な勤務時間を費やしている状態にあるわけです。

検討委員会は市民のためのものですから、そこに発生する経費や職員の稼働時間は必要なものだと言ってしまえばそれまでかもしれません、そもそも検討委員会を設置しなければ、こういった経費や職員の稼働時間が発生しなかったわけです。これまで申し上げてきましたが、基本方針案説明会やパブリックコメントから民意は十分に示されていると思います。基本方針案説明会やパブリックコメントで多く示されている市民の意見は、瓜連支所庁舎の取壊し反対ということです。

市長をはじめ、執行部は、この市民の声を受け止めて、建物を取り壊しての利活用という選択肢を削除した上で、私たち議会とともに瓜連支所庁舎の在り方を再検討し判断すればよかったですと私は思っております。そうすれば、今回発生している経費や職員の業務負担も軽減させることができたはずだなと思っております。

基本方針案説明会やパブリックコメントを通して、市民の方々の意見は十分に確認することができたにもかかわらず、改めて検討委員会を設ける必要があったのか、市長に伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 原田議員さん、熱心に傍聴にも来ていただきましてありがとうございます。昨年の12月の定例会で原田議員さんのほうから、この検討委員会について透明性を持って、そして公平性を持ってやってくれという意見をいただいております。

そういうことも踏まえて、市のほうでもパブリックコメントについては市政に対して幅広くご意見を募る大切な機会でございました。そして、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針では、多くのご意見をいただきましたが、寄せられた多岐にわたるご意見を実現可能な計画へつなげるために、さらに踏み込んだ協議の場が必要であると考えてまいりました。

そのため市では、地域住民を交えた検討委員会を設置し、これまで2回の会議を開催して、具体的な議論を進めているところでございます。市も地域の皆様も、瓜連庁舎の利活用の最終的な目的は、地域を活性化し、元気な瓜連地区をつくっていくこと、これは那珂市の全体

の元気につながると思いますけれども、私自身もその思いを強く持っております。

当委員会においては、引き続き利活用の方向性について、内容や効果、コスト、法的課題などを多角的に精査をして、将来を担う世代にとっても、持続可能で地域活性化につながるよう、委員の皆様と一緒に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 検討委員会に関しては、既に始まっているもので今さらなくしたほうがいいというようなことを申し上げるつもりは全くなく、今後も充実した議論を重ねてほしいなというふうに思っております。

ただ1つ懸念しているのは、この検討委員会というものが存在することによって、瓜連支所の組織配置再編に関する話とか、瓜連庁舎の今後の利活用についての責任がどこにあるのかということがうやむやになってしまふんじやないかなと、そういうことを私としては懸念しているところあります。

ですので、先ほどの質問で私が申し上げたい真意としましては、やはり市長はこの市のトップでございますので、検討委員会に、ならないと思いますけれども任せるだけにならず、最終的な責任は全て自分が負うのだという気概を持って、誰よりも強い責任感を持って、ぜひこの件について取り組んでいただきたいなというふうな要望をしたいと思います。

また、これまでの答弁の内容から市としては市民サービスの向上を第一に考えているということは、とても伝わってまいりました。ただ、地域の方の暮らしやすさというのは、行政が行う市民サービスだけではなく、民間の役割も大きいと思います。

以前から私ずっと申し上げてますが、瓜連支所庁舎に入っている郵便局は地域の方々にとって非常に重要な金融機関です。あちらを利用して年金を引き出して生活しているという方も非常に多くいらっしゃいます。ですので、瓜連支所庁舎の郵便局がなくなってしまうと困る方がたくさんいらっしゃるわけです。

ただ、ここで2012年以降の全国の郵便局数の推移を見ますと、毎年減り続けているという現状にあるわけです。具体的に申し上げますと、2012年から2025年にかけてでは777か所が郵便局なくなっているということで、これ単純に年平均でいきますと、大体1年間で60か所近くの郵便局がなくなっているという状況にあります。

こういうふうに全国で郵便局が減り続けているという現状を踏まえれば、瓜連支所庁舎の今後の在り方によっては、瓜連地区から郵便局が撤退する可能性も十分に考えられると思います。市長をはじめ、執行部の皆さんには、こちら交渉でどうにかできるといった楽観的な見方ではなく、瓜連地区から郵便局がなくなる可能性もあるという、そういう危機感を持って、責任を持って、瓜連支所庁舎の利活用について今後考えていただきたいなというふうに切望いたします。

続いて、道の駅のことに関して質問をさせていただきます。

本市で建設予定の道の駅は、山のオブジェを造るなど全国的に珍しいデザインが発表されています。このデザインを手がけた建築アドバイザーの藤森氏とは随意契約を締結しています。

以前の全員協議会での説明では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するということで、随意契約を結ぶ理由となっていたとのことでした。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の条文としては「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」となっています。

ですので、市としてはこの建築アドバイザーとの契約は、その性質または目的が競争入札に適しないものという認識なのかと思います。どうして道の駅の設計が競争入札に適していないのかを、主観ではなく客観的事実から具体的に説明してください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っておりまます。

当該条文につきましては、競争の原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適當ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的・内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法を取るのが当該契約の性質に照らし、またはその目的を究極的に達成する上で、より妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益増進につながると合理的に判断された場合も含まれるという最高裁の判例がございます。

のことから、本市における道の駅の建築アドバイザーに係る契約については、議会への報告後、契約締結に至っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 確かに、建築アドバイザーに係る契約については、令和6年4月23日の全員協議会において議会への報告はありました。ただ、そのときの執行部から議会への報告の言葉を議事録から抜粋しますと「昨年度設置いたしました道の駅第三セクター設立準備委員会において、藤森建築の提案を受け、建設準備委員会及び出荷者設立準備委員会で協議を行った結果、藤森氏を建築アドバイザーとして選定することとなりました。」という具合に、本当に報告であって、議会の意見をそこに反映させるなどの余地はなかったように感じます。

いただいた答弁から、当該契約の性質に照らし、またはその目的を究極的に達成する上で、より妥当であり、那珂市の利益増進につながると合理的に判断したから随意契約を締結した

ということかと思います。

私もこれが美術館等の、何かこう芸術的な建物を建てるというのであれば、まだ話は分かれます。美術館を建てる際には、建物そのものの芸術性というのもも重要視しなければいけないと思いますので。

ただ、今回建設を予定しているのは、あくまで道の駅でありまして、今回の随意契約が道の駅建設という目的を究極的に達成する上で妥当であると判断した根拠、そして、那珂市の利益増進につながると合理的に判断した根拠は、もっと具体的にしっかりと示していただきたいなと思います。ただでさえ、透明性・公平性の確保が難しいのが随意契約ですから、随意契約に至った根拠は市民の皆さんにも丁寧過ぎるぐらいに説明するべきだと思います。

この随意契約に関わる続いての質問ですが、ほかの道の駅で建築アドバイザーと随意契約を結んだという事例はあるのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

他の道の駅の事例については分かりかねますが、全国営繕主幹課長会議の報告書によりますと、令和5年度における公共施設の建築工事に係る設計者選定方法は、件数ベースでの随意契約の割合は18.5%となり、内訳はコンペ方式が0.5%、特命随意契約方式が4%、プロポーザル方式が14%となっております。

また、金額ベースになりますと、随意契約の割合は54.5%となり、内訳はコンペ方式が0.5%、特命随意契約方式が3%、プロポーザル方式が51%となっており、大規模な建築工事になるほど随意契約方式を採用している傾向にあるようです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ほかの道の駅の事例は分かりかねるとのことですが、こちらはぜひしっかりと調査していただきたいなと思います。やはり建物にはそれぞれ目的がありますから、例えば先ほど述べました美術館のように、目的によっては随意契約が妥当な場合ももちろんあると思います。

ただ、全国には非常に多くの道の駅がありまして、先例がたくさんありますので、道の駅の建築アドバイザーと随意契約を結ぶというのが妥当なのかどうかということ、それらの先進的な事例から検証するということは非常に重要なことかなというふうに思っております。

建築アドバイザーとの随意契約に関して、今、質問をしてまいりましたが、私が懸念している一番の点は、随意契約では公平性・透明性の確保がしっかりとできていないということです。

今回の那珂市の道の駅の件で言えば、そもそもは第三セクター設立準備委員会から提案を受けて、建設準備委員会と出荷者設立準備委員会で協議を行い、藤森氏を建築アドバイザーとして選定したわけです。

そうすると、こちら提案をした第三セクター設立準備委員会と藤森氏の関係はどうなのとか。現時点ではそういったところの透明性・公平性の確保というのができていないわけです。建築アドバイザーについて協議した建設準備委員会と出荷者設立準備委員会と藤森氏との関係に関しても同様のことが言えるかと思います。

既に、随意契約が締結しているのに今さら何を言っているんだと思われるかもしれません、随意契約だからこそ可能な限り透明性・公平性をしっかりと確保して、そちらを市民皆さんに示していくということは非常に重要なことかなというふうに思っております。

続きまして、ちょっと話が変わりまして、合併特例債の活用について伺います。

本市の道の駅建設では、建設費に合併特例債を活用しようという計画であります。以前も述べましたが、合併特例債には対象外の事業というものがありまして、対象外となるもの一つに、民間と競合する施設の整備があります。一方で、令和7年第1回定例会での一般質問への答弁にて、先崎市長は「道の駅が整備されることにより、少なからず既存のスーパーや直売所への影響については懸念されるところだと思います。」というふうにおっしゃっていました。

ここで、この「少なからず」という言葉、少しどころではなくたくさんという意味で使われる言葉です。市長自身が「道の駅整備が市内スーパーや直売所へ少なからず影響を及ぼすことを懸念している。」と明言されている中で、合併特例債を活用しているというのは矛盾を感じるのですが、市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問いただきました。

令和7年第1回定例会一般質問においては「既存の商業施設との差別化やすみ分けを図り、市内農産物や特産品等を一体的に盛り上げ、相乗効果を生む体制の構築を目指していく。」と答弁をしているところでございます。

道の駅は一般的にご指摘のような民間と競合する施設ではないと考えております。このことは茨城県とも共通見解であり、県内道の駅におきましても、各施設の建設費には合併特例債を活用している実績がございます。

引き続き、国庫補助をはじめ、合併特例債などの有利な条件の地方債を活用して、可能な限り、市の財政負担を軽減できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 道の駅は一般的に民間と競合する施設ではないと考えていらっしゃるということですが、本市の那珂市の道の駅に関しては、基本設計にて日常の買物をする主婦層をメインターゲットとしていることから、やはり民間のスーパーや直売所と競合することは明白であると私は思います。

合併特例債はやっぱり期限がありますので、それにとらわれて焦って事業を進めようとす

ると大きな失敗にもつながりかねませんので、那珂市にとって何が最良なのか、合併特例債の活用方法も含めて丁寧に考えていただきたいなと思います。

続いて、道の駅の維持管理の経費についてお尋ねいたします。

令和7年第2回定例会の一般質問において、基本計画に示されている建築物保守管理業務費、建築設備保守管理業務費、外構等維持管理業務費、環境衛生・清掃業務費、警備保安業務費などの経費の概算をお尋ねしましたが、答えることができないとのことでした。これらの経費はいつ頃分かるのでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度の実施設計を踏まえ、現在、具体的な維持管理費等について精査しているところでございます。実施設計の策定と併せ、その内容について令和8年3月議会においてご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 実施設計が終わって、令和8年3月の議会で具体的な数値を示していただけるということだと思いますが、3月ですと結構予算も関わってくる議会になると思いますので、我々としてもしっかり考える時間がもうちょっと欲しいなと思うところもあります。前回も申し上げたんですけども、詳しい数字でなくていいので概算でいいので、ぜひなるべく早く示していただきたいと思います。

毎年の市の支出となる指定管理料が大体いくらぐらいになるのかといった試算をするにも、現状では基本計画で示された金額を基にしかできないという状態です。基本計画には建築アドバイザーのデザインがまだ反映されていませんので、基本設計での維持管理経費の概算とは結構変わってくると思います。約5,000万円かけて基本設計を行っているわけですから、道の駅の維持管理経費の概算ぐらいはなるべく早く出していただきたいということを要望いたします。

そして、これまでずっと申し上げてますが、私や市民の方々が一番不安に思っているのが、道の駅運営によって恒常的な市の財政負担が発生し、その結果、本来受けられていたであろう福祉や子育て支援等の市民サービスの質が低下するのではないかということ、これを私たち一番懸念しております。私も含め不安に思っている市民の方ですね。

その観点からすると、道の駅の維持管理の経費というのは物すごく重要なことになってきます。それにもかかわらず、維持管理の経費の概算が示されていない中、用地買収などを進めているというのは、市民に対しても誠実さが欠けているというふうに私は感じます。

繰り返しになりますが、概算でよいので、道の駅の維持管理の経費がいくらになるのか、それに伴って市が負担する指定管理料が大体いくらぐらいになるのかということを早急に示していただきたいです。

道の駅に関しては、これまで基本構想から始まりまして、基本計画、基本設計、そして今は実施設計という形で話が進んできています。令和5年3月に出された基本計画の中では、市が指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能と示されていたことは、前回の一般質問でもお話ししました。確かにここには可能と書かれているだけですので、断定しているわけではないというのは重々承知いたしております。

ただ、やはり市が指定管理料を払わない道の駅なのか、それとも毎年、市の財政から指定管理料を支払わなければいけない道の駅なのかというの大きな違いです。

そこで質問なのですが、基本計画時点では指定管理料を支払わない独立採算での運営が可能とうたっていたものが、現在は全天候型プレイゾーンの維持管理費や道の駅の外構等維持管理業務費などを指定管理料で賄うという話に変わってしまっているということについて、市長はどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。答弁申し上げます。

道の駅には、飲食・物販等の収益部門とトイレや駐車場、全天候型プレイゾーン等の公益部門があり、公益部門に係る維持管理費は設置者から指定管理者へ指定管理料として支払われるべきものでございます。

また、基本計画における収支計画は、公益部門に係る維持管理費を含めて試算することによる運営の健全性を検証するものにとどまるもので、設備の保守・維持管理方針を今後の検討事項として整理をさせていただいております。

そのようなことから、令和7年第1回及び第2回定例会一般質問においてもお答えをいたしておりますが、指定管理料につきましては、今後、第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 公益部門の維持管理費は指定管理料として支払われるべきというのは分かります。しかし、やはり前回も申し上げましたが、そうであれば基本計画の段階でその旨もしっかりと示しておいてほしかったなと思います。

基本計画の収支計画では、健全性を検証することにとどまったものだということも理解しておりますが、そうだとしてもこの部分の経費は指定管理料として本来なら市が支払うべきものであり、市としても支払うつもりですよということとかは明示していただきたかったなというふうに思います。

何度も申し上げますが、市民の方々が一番不安に思っているのは、道の駅が恒常に市の財政を圧迫することになるのではないかということですので、市長にはぜひ市民の皆さんが道の駅建設のどこに不安を抱いているのかということをしっかりと把握していただき、そこに対して丁寧に説明する等の対応をしていただきたいです。

それでは、その道の駅計画による市の財政負担に関して、少し具体的に質問させていただきます。

前回の一般質問でも示させていただきましたが、あくまで私の試算によると、全天候型プレイゾーンに係る経費と、基本計画に記載されている外構等維持管理業務費等の経費を合わせて、市が支払う指定管理料は毎年約4,000万円になるかと思います。

また、建設費について市の負担分としては、現在の執行部の試算ですと、初年度の一般財源1億3,000万円と、今後15年間6,200万円ずつの償還という試算であるとのことでした。これを踏まえ、15年間毎年6,200万円の償還と、私が行った試算による指定管理料4,000万円合わせると、道の駅に関する市の財政負担として、15年間は毎年約1億円、市の財政の負担が増えることが考えられます。これらの財源はどこから捻出するのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅建設に係る市債の元利償還金の財源につきましては、市税や地方交付税などの一般財源等を想定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 市税や地方交付税などの一般財源等を想定しているということ、理解いたしました。それは、そうかなというふうに思ふんですけども。毎年約1億円の財源をどこから持ってくるのかなというのが疑問であります。仮に理想どおりに道の駅の利益が毎年7,000万円あったとして、全額を納付金として市に納めてもらったとしても、大体3,000万円ぐらい足りないというふうな、私の計算にはなるわけです。例えば、そこの財源をふるさと納税で確保するということで考えているとしたら、本市の過去の実績から見ると、あまり現実的ではないかなというふうに思います。では、やはりこの足りない分はどこから持ってくるんだろうという疑問が出てくるのは当然のことだと思います。そうなると、やはりほかの行政経費が削られるのではないかという疑念が生じているわけです。

令和7年第1回定例会の答弁で、市長は「道の駅の整備により市内の産業を活性化させ、さらには企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回す。そして、そこから得られた財源を福祉や教育などに還元をしていく。」とおっしゃっています。

ただ、現状を考えると、そもそも市の財政を圧迫することからスタートすることが、私の予測からでは、予測される本市の道の駅事業で、現実的に考えて市長が掲げる理想を本当に実現できかどうか、改めて精査・検討をしていただきたいということを要望いたします。

それでは、最後に文化が薫るまちづくりについて質問させていただきます。

那珂市の中央公民館は41年前の昭和59年に建設され、生涯学習活動・文化活動の拠点として役割を果たしてきました。今後は瓜連庁舎から上下水道部と教育委員会を移設する計画

が進められており、公民館としての機能も縮小されることが予想されております。

今日の文化振興活動は市民の活動だけでなく、やはり国内外の一流アーティストのパフォーマンスを鑑賞するなど、幅広い活動に対応できる音響や舞台など充実した施設が求められております。

周辺の市町村を見ても、水戸市には最大で固定席2,000席の市民会館、ひたちなか市には固定席1,368席の文化会館、東海村には固定席798席の文化センター、常陸大宮市には固定席896席と移動可能席を含め1,010席のロゼホール、常陸太田市には固定席990席を含め全部で1,004席あるパルティホールがあり、様々なアーティストの活動に対応できる文化ホールを整備しています。

一方で、人口約5万3,000人を擁する本市の中央公民館は、移動可能席で最大500席ですが、音響等の設備はやはりちょっとそこまでよいとは言えない状態です。らばーるは固定席で300席ありますが、そういったプロのアーティストとかを呼ぶとしたら、やはりこの座席数は少なく感じるところであります。

中央公民館の老朽化ということも踏まえて、本市もそういったプロのアーティスト等を呼べるような市民ホールの建設に向けて準備を進めるということを検討してもいいのかなとうふうに考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市民ホールなどの文化施設については、市民の文化活動の拠点として有効な施設であると認識しておりますが、本市単独での新たな整備は多大な財政負担及び維持管理コストの観点から難しいと考えます。

このようなことから、現在、本市を含みます県央地域9市町村で、公の施設の広域利用に関する協定を結び、協定地域内に住所を有し、かつ余暇などをを利用して文化活動やスポーツ活動、レクリエーションなどをする方であれば、施設の所在する市町村の住民の方々と同じ条件で施設を利用することを可能にしております。

市民ホールや運動公園などの公共施設を相互利用することで、公共施設の地域全体での効率的な活用や重複投資、維持管理コストの削減が可能になります。また、住民も自分の住む市町村だけでなく、近隣市町村の施設も利用しやすくなるため、サービスの向上につながります。

したがいまして、本市におきましては、市民ホールを新たに整備するのではなく、引き続き、公の施設の広域利用に関する協定により、市民の文化活動に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 執行部の考えとしてはよく分かりました。もちろん建設費や維持管理

コストがかかるというのも承知しております。ただ、今後、中央公民館がこれからどんどん老朽化して、最終的に使えなくなるというか、取壊しとなったときにどうするんだろうということも一つ疑問として思っているところでもあります。

公の施設の広域利用に関する協定もよい取組だとは思いますが、何かこう大きなホールを使ったイベントなどがあるときは、やはり人はそこに集まるわけですね。那珂市に市民ホールができ、アーティストが来るなどのイベントがあると、そこは人々の目的地になるわけです。そのついでに周辺で買物をしたり食事をしたりすれば、市としても活気が生まれてくると思います。

市長はテレビのインタビューを拝見しましたけれども「若い人たちが那珂市に戻ってくるためのシンボルが欲しい。」と答えていらっしゃいました。そのシンボルとして道の駅ではなく、市民が日常的に生涯学習活動や文化活動の拠点として使える市民ホールを検討されてはいかがでしょうかという、そういった提案をいたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。

ご清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時55分といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時55分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、小池正夫議員。

質問事項 1. 地域の活性化について。2. 農業が抱える課題について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

[8番 小池正夫君 登壇]

○8番（小池正夫君） 議席番号8番、小池正夫でございます。

本日、1日目の一般質問ですが、最終6番目的一般質問です。大変皆様お疲れのところ、大変申し訳ございませんけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の一般質問では、地域活性化の観点から、ふるさと納税、総合戦略について質問をしたいと思います。

ふるさと納税については、2006年頃、当時、福井県知事の西川一誠氏が提唱した、ふるさと寄附金控除が発端とされています。当時は地方から都市圏への人口流出が続き、税収が都市に集中する一方、地方の財政は厳しさを増していました。このような状況に対して、人はふるさとで生まれ育つが、進学や就職で都会に移り納税は都会で行う。その結果、都会の自治体には税収は入るが、ふるさとには入らないという問題意識が共有され、この問題を是正し、地方を応援したいという国民の気持ちに応じたことで、ふるさと納税制度の創設の検討を行い、2008年5月にふるさと納税制度がスタートいたしました。

開始から今日まで社会の状況や課題に対し、いく度か改正されてまいりました。ふるさと納税は地域の特産品、地場産業の振興、寄附金の使い道を指定できることや、関係人口の創出、自治体職員や地域事業者の意識改革など、単に返礼品をもらう制度ではなく、寄附を通じて地域を応援し、活性化に貢献するという側面を強く持っています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、日本が直面している人口減少や少子高齢化に対応するため、政府が策定した中長期的な国家戦略で、東京一極集中の是正と、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという2つの目標を掲げております。2015年度から2019年度が第1期、2020年度から2024年度が第2期、2025年度から2029年度が第3期と、その特徴と重点が変化しています。

このふるさと納税は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における地方活性化の重要な柱の一つと位置づけられています。ふるさと納税によって得られた寄附金は、地方自治体の財源となり、地域の産業振興や子育て支援など、この戦略で掲げられている、しごと・ひと・まちの創生に役立てられています。

ふるさと納税制度は、都市部に集中していた税収の一部を、出身地や応援したい地域に振り向けることを目的として創生されました。自分のふるさとを支援したい、お世話になったまちに恩返しをしたいという国民の善意を形にし、地域間格差の是正を図る画期的な制度として注目を集めました。

当初は制度の知名度も低く、寄附額も限定的でしたが、返礼品というインセンティブが加わったことにより、制度は急速に拡大、特産品や加工品、体験型プログラムなど、各自治体が知恵と工夫を凝らして、地域資源を活用するようになり、今では年間8,000億円を超える寄附が行われる大きな市場となっております。那珂市においても、この制度を通じて市の魅力を全国に発信し、地域産業の振興や関係人口の創出につなげていくことは極めて重要な政策テーマです。

それでは、お伺いいたします。

初めに、税収増はもちろんのこと、地場産品の販路拡大の一環としてふるさと納税に期待していますが、まず制度の概要についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方々が、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う自治体を選択して寄附できる制度です。寄附をする際は、寄附の使い道について、例えば自然環境の保全や福祉施設の充実など、使途を選択して寄附することができます。そして、2,000円を超える寄附を行ったときには、所得税や住民税から一定の控除を受けることができ、また寄附に対するお礼として寄附額に応じた地域の名産品を返礼として受け取ることができる制度です。

名産品を返礼品として取り扱うためには、まずは地場産品基準に合致する必要があります。返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、地域経済の活性化に寄与するものに限られます。例えば、那珂市内において生産されたものであること、原材料の主要な部分が那珂市産であることなどが条件となります。また、返礼品の調達に係る経費は寄附額の3割以下とし、返礼品の調達や送料、事務手数料など、募集に係る経費を含めて5割以下とする基準も併せて守らなければならないこととなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） ふるさと納税制度、地域振興や自治体経営に生かしていくためには、制度の運営の実態をしっかりと把握しなければなりません。とりわけ寄附件数や寄附額の推移は、地域の魅力発信力や返礼品の競争力、またマーケティング戦略の有効性を図る重要な指標となっております。

加えて、制度の運用には当然経費が伴います。返礼品の調達費、発送費、事務手数料、ポータルサイト利用料などを含めると、経費率の管理は制度の全体に直結する問題です。

那珂市では、経費を50%以内に抑えるという周知をしていますが、その内訳や今後の見通しも含めて、より明確に現状を把握する必要があると考えます。地域の経済を活性化という視点からは、寄附が一過性のものにとどまらず、地域内にどれだけ経済的波及効果をもたらしているのかという観点も極めて重要です。

お尋ねいたします。

令和6年度まで納税額などの現状についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

過去3年間の寄附額の受入額につきましては、令和4年度が2,628件で5,511万8,000円、令和5年度が1,855件で4,115万6,000円、令和6年度が2,202件で5,596万4,500円となっております。

それに伴う経費でございますけれども、返礼品の調達に係る費用、送付に係る費用、広報に係る費用、決済等に係る費用、各ポータルサイトのシステム利用料や中間支援事業者への

委託料、受領証明書発行や送付に係る費用、職員人件費等で寄附額の50%以内にすることと定められております。

経費につきましては、令和4年度が2,734万4,000円で47.7%、令和5年度が2,171万円で50.0%、令和6年度が2,591万円で43.9%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） ふるさと納税制度において、寄附者の意思決定を左右する大きな要素が、どのポータルサイトでどのような返礼品が用意されているかという点です。全国の自治体が複数のポータルサイトを駆使しながら、返礼品の魅力や地域のストーリーを打ち出し、しのぎを削っている状態において、那珂市としても他市に埋もれない戦略的な展開が必要とされております。特に最近では、SNSやインフルエンサーの影響を受けた選ばれる自治体になるために、単なる特産品の提供にとどまらず、体験型・限定型・ストーリー性を持った返礼品の開発が進んでいます。市としては、そうしたトレンドをどこまで把握し、事業者との連携体制をどう築いていくのか問われるところです。

お伺いいたします。

ポータルサイトや返礼品の現状についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税のポータルサイト別の申込件数は公表されておりませんが、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、さとふるが4大サイトと言われております。当市では、この4大サイトとそれ以外のサイトで、合わせて16サイトで寄附の受入れを行っているところでございます。

また、返礼品については、地場産品基準に合致する地域の活性化に資する商品を返礼品として用意しております。新たな返礼品の発掘につきましては、市内の事業者の口コミやSNSなど様々な方面から探しており、ノウハウを持っている中間支援事業者を中心として進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 全国的にふるさと納税は拡大を続けていますが、その裏で制度の持続的可能性をめぐる課題も浮かび上がっておりまます。とりわけ、魅力的な返礼品を持つ自治体に寄附が集中する人気自治体への偏り、制度本来の趣旨から逸脱しかねない現象として、以前から指摘されてきました。

さらに、返礼品のバリエーションをどう広げていくのか、品質や発送対応の安定性をどう確保するのか、地元事業者の参画をどのように持続的に促すかなど、現場には多くの実務的な課題があります。那珂市でも制度開始当初に比べて、返礼品の数や提供事業者は増えてい

ると伺っておりますが、今後の制度への改正への対応や、寄附額増加を目指す上では、さらにデジタルマーケティングの強化、商品ページの改善、SNS戦略などを求められていくのではないでしょうか。

お伺いいたします。

ふるさと納税の課題についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現実的には返礼品の魅力によって、自治体間の寄附額に大きな差が出ています。制度改正もにらみながら、寄附額を増やしていくためのポータルサイトや返礼品も増加させてまいりました。令和4年度末271品目から、現在491品目としておりまして、返礼品の提供事業者のご協力の下で、内容の見直しや新たな商品づくりを行って品ぞろえの充実を図っているところでございますが、ポータルサイト内の注目度を上げるため、掲載順位の向上や広告運用、商品ページの改善など、マーケティング対策が必要であると認識しております。

また、ふるさと納税市場における返礼品の多様化や寄附者ニーズの高度化が進む中で、多様で魅力的な返礼品を確保することが難しい現状もあるため、一般的に人気商品とされる肉・海産物などについては、県の共通返礼品も活用し、返礼品のバリエーションの充実とマーケティング強化を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） ふるさと納税を地域活性化に本格的に結びつけるためには、市としてもまちづくり全体の戦略の中に位置づける必要があります。その基盤となっているのが、まち・ひと・しごと創生総合戦略です。この戦略は、地域の人口減少に歯止めをかけ、地方創生を進めるための中長期的な政策方針であり、ふるさと納税を通じて得た財源をどう使うかという出口戦略と直結します。

那珂市では、これまで雇用創出や移住定住支援、子育て環境の整備といった様々な分野で、第1期、第2期の戦略が展開されてきました。それぞれの事業が地域にどのような変化をもたらし、成果や課題がどう現れてきたのかを丁寧に振り返ることが、次の展開につながると考えます。

それでは、お伺いいたします。

前回、令和5年3月定例会で企業版ふるさと納税の一般質問をしました。その際に、総合戦略に位置づけた事業が対象となるとのことでしたが、地域の活性化には企業版も含めたふるさと納税や地方創生交付金で歳入を確保し、それをどう使うかがやはり重要です。

そこで、戦略についてお伺いいたします。

まず、第1期、第2期の戦略の取組内容についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

地方創生総合戦略は、人口減少や東京一極集中の是正を目的として、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、国が定めた総合戦略に基づく取組が進められてきました。

第1期総合戦略では、人口減少の克服と地域経済の活性化を最優先課題とし、安定した雇用の創出、若者の地方定着・移住促進、出生率の向上、地域づくりの担い手確保の4つを基本目標として、雇用創出、子育て支援、移住促進策が重点的に進められました。

第2期では、第1期の成果と課題を踏まえ、人口減少の流れを変えるために、地方における暮らしの質の向上に重点を置き、デジタル技術の活用、関係人口の拡大、地域経済循環の強化を推進しました。

このような国の戦略に基づき、市としましては、安定した雇用の創出戦略、那珂市への人口還流戦略、結婚・出産・子育て応援戦略、時代にあった地域の創造戦略の4つの分野において多様な施策を展開してまいりました。

安定した雇用の創出戦略では、企業コーディネーターによる創業支援・企業支援の強化、6次産業化の推進による農業の収益力向上、担い手育成支援。

那珂市への人口還流戦略では、移住支援体制の構築、シティプロモーションの推進、子育て世帯への住宅資金助成。

結婚・出産・子育て応援戦略では、保育料軽減枠・小児マル福の拡大、保育所・学童保育所の受入れ枠の拡大、小中一貫教育の推進。

時代に合った地域の創造戦略では、生活基盤の整備、区域指定制度の導入、静峰ふるさと公園の魅力向上、デマンド交通の拡充などを推進してきました。

その結果として、住みやすさの向上を目指す「いい那珂暮らし」の取組や、出産・子育てへの支援の充実を図ったことから、転入超過を継続するなど一定の成果が出たところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 令和7年度から始まる第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、これまでの経験と課題を踏まえた上で、より実効性の高い地域政策を打ち出すことが求められています。國の方針においても、単なる人口減少対策から一歩進み、デジタル活用、脱炭素、地域資源の最大活用など、多様な政策課題を複合的に解決していく方向性が示されています。

那珂市においても、道の駅やスマート農業の導入、移住促進、新産業の育成といった取組も議論されており、ふるさと納税制度と連動によって、これらをどう資金的に支え、地域経済のエンジンとするのか、大きなテーマとなるはずです。

お伺いいたします。

令和7年度から第3期総合戦略の特徴についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

第3期の総合戦略は、これまでの第1期、第2期での取組を踏襲するとともに、デジタル技術を活用することによって、人口減少においても経済の活力を維持し、市民が安心して暮らせる地域づくりを推進するために策定したものです。

具体的な取組の一つとして、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金を活用しまして、新たな価値を創造するデジタル技術を活用した持続可能な産業バリューチェーン強化推進事業では、ほ場管理システムやスマート農業機器の導入、AIカメラによる需要予測システムや受発注システムの構築など、ICT技術の導入実証を行い、生産者・直売所・実需者をつなぐバリューチェーンを強化し、農業の収益性向上と担い手の育成支援に取り組んでいるところです。

また、来年度からは、この第2世代交付金も活用し、市の活性化を実現していくものとして、那珂インターチェンジ周辺地域において、複合型交流拠点施設道の駅の整備を予定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 現在、国では人口減少や高齢化、東京一極集中などの課題に真正面から向き合い、今後10年間を見据えた新たな地方創生戦略、地方創生2.0の施策が進められています。とりわけ石破政権の下で策定中のこの新戦略では、人口が減っても経済は成長できるという視点に立ち、限られた人材や資源を生かして、持続可能な社会・経済モデルを構築することが大きな柱となっているとされております。

これまでの地方創生政策が人口の社会増・自然増を主とした目標としていたのに対し、今回の戦略では人口減少を前提としつつも、地域経済の活力を維持し、豊かで質の高い暮らしを実現することを重視している点が特徴です。政策の柱には、安心して働き暮らせる環境の整備、付加価値を生み出す地域経済の構築、人と企業の地方分散、デジタル・新技術の活用、広域連携の強化といった、これからの方を支える実践的な視点が据えられております。

このような国の大方向性を受けて、那珂市としても地域総合戦略や地域振興施策の検討において、今後の対応が求められる局面にあります。これまで取り組んできたふるさと納税による財源の確保や地域資源の活用、さらには那珂インターチェンジ周辺、道の駅の整備事業、観光資源を生かした交流人口の拡大など、個別の施策を一過性の事業で終わらせるのではなく、市全体の成長戦略として再構築をしていくことが求められます。

それでは、お伺いいたします。

石破政権では新たな戦略を策定中とのことですが、那珂市ではどのように対応するのかお伺いします。これまでの取組を継続しつつ、道の駅やふるさと納税も踏まえつつ、地域の活性化につながる具体的な取組となるように要望しますが、市としてどのようにお考えかお伺

いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今年6月に、今後10年間を見据えた地方創生2.0の方向性を示す基本構想が発表されました。この基本構想では、人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことや、若者や女性にも選ばれる地域づくりを行うことを掲げています。

政策の5本柱として、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創出、稼ぐ力を高め付加価値創出型の新しい地方経済の創出、人や企業の地方分散、デジタル・新技術の徹底活用、広域リージョン連携を掲げております。

このような国の流れを受け、市としての地方創生の推進に当たりましては、ひと・もの・かねの好循環を生み出し、市民生活の満足度を向上させ、持続可能なまちづくりを実現することが重要になると考えております。

その施策の一つとしては、新たに整備する道の駅での地元農産物や特産品の販売、観光情報の発信、リニューアルオープンする県植物園ボタニカルリゾート林音を活用した体験型観光プログラムの展開など、地域住民の交流の場、観光客の誘致の場として交流人口、関係人口の拡大を図る取組などが必要になります。このような地域内の経済循環を促す仕組みをつくっていくことにより、地域の活性化につなげてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 今回の質問では、ふるさと納税とまち・ひと・しごと創生総合戦略を軸に、地域の活性化について多角的に質問させていただきました。

まず、ふるさと納税制度については、その制度の理念や地域経済への波及効果に加え、本市における寄附額の推移や返礼品の現状、運営に係る経費の割合などを答弁いただきました。制度創設から十数年が経過し、今は単なる返礼品を通じた寄附集めを超えて地域産業の発掘、関係人口の創出、職員や事業者の意識改革など、多面的な効果をもたらす政策手段としての成熟を感じます。特に那珂市でも、491品目もの返礼品を用意されているという実績は、市内事業者の協力の賜物であり、大変心強く受け止めております。

一方では、返礼品の魅力や掲載順位、露出度といった見せ方や選ばれ方、工夫が今後一層求められる点、さらにデジタルマーケティングの視点や競争力の高い品の確保といった課題も明確になりました。これらについては、今後さらに中間支援事業者や専門人材との連携を深め、官民一体で戦略的に展開していく必要があると考えます。

また、総合戦略につきましては、これまでの第1期、第2期において、雇用創出や移住支援、子育て環境の整備など、地域の持続可能性を高める多面的な取組が進められてきたことが確認できました。特に「いい那珂暮らし」という言葉にも象徴される住みやすさの追求は、

市民の満足度の向上にもつながっており、着実な成果が見られます。

来年度からの第3期戦略では、スマート農業やデジタル技術の活用により、バリューチェーンの構築、道の駅の整備など、新たなステージに入ろうとしており、本市の経済と地域の未来像を具体化する上で極めて重要な時期に差しかかっております。

国の地方創生2.0の動向を確実に捉え、人口減少を前提とした上で豊かで持続的な社会の構築をどう図っていくのか、市の覚悟と実行力が問われると感じます。

今後はこれまでの取組を継続発展させるとともに、関係人口や企業版ふるさと納税など、地域外との接点をさらに広めていく視点が重要になると考えます。

そして、選ばれる地域、戻りたくなるふるさととしてのブランド力も高めることが、定住・交流・観光といった多様な地域資源の活用にもつながると思います。

最後に、市におかれましては、ふるさと納税のさらなる推進とともに、第3期総合戦略の地域の方々と共有しながら、一体的に実行していくことを強く要望し、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、農業に関する質問ですが、今までこの質問はたくさんしてまいりました。改めてちょっと質問させていただきます。

現在、日本の農業が抱える問題は数多くあります。その中でも特に主要と言われる課題について質問させていただきます。

まず、どこでも言われる高齢化と担い手不足の深刻化です。日本の多くの産業で少子高齢化に伴う後継者不足が問題になっていますが、農業も例外ではありません。農業就業人口の高齢化が進む現状では、農林水産省が公表した農業労働力に関する統計による基幹的農業従事者（仕事として主に自営農業に従事している者）、平均年齢は2015年が67.1歳、2022年が68.4歳と、高齢化が続いていることが分かります。これは農業就業人口に占める高齢者の割合が高まっていることを示しており、農業の担い手不足が根本の一つの要因となっております。そのため、今まで若い担い手を増やすために、労働環境の改善や研修生の受け入れなど積極的に行ってきましたが、農家推移における成果はあまり見られません。先ほどの統計でも、基幹的農業従事者の数は2015年が175万7,000人、2022年は122万6,000人、こういった具合に減少しております。

また、新たな担い手の確保が進まない理由ですが、離農の多くは高齢者により、農業が続けられなくなことによるものです。ほかにも農業は自然環境に左右されやすく、生計が成り立たないと。農産物育成は数値化するのが難しいため、知識や技術が伝承しにくいといったことが要因と考えられます。

さらに問題なのが、新規就農者が思うように増えないことです。農業は初期投資が高額で、収入が得られるまでに時間がかかり、場合によっては災害などの影響で収入が得られない可能性があります。そのため農業の新規参入を諦める人も少なくありません。農林水産省が発表した令和3年新規就農者調査結果では、令和3年の新規就農者5万2,290人で、前年に比

べて2.7%減少をしております。このように年々離農する農家が増加する反面、新規就農者が増えないこともあり、高齢化と担い手不足の問題は今後ますます深刻化する可能性が高いと考えられます。

また、耕作放棄地、耕作放棄地ではなくて遊休農地と言ってくれということでございますので遊休農地、かつて農地だったものを現在は農地として利用されない遊休農地、まあもうひとつ言えば荒廃農地ということもありますけれども、増加も課題となっております。

この問題は長年認知されていましたが、解決には至っておりません。なぜなら遊休農地が増加している主な原因が、基幹農業従事者の高齢化と後継者不足によるものだからです。遊休農地を農地に戻すことは不可能ではありませんが、土壤を作物の栽培に適した状態に戻すのはすごい時間と労力がかかる。ましてはお金もたくさんかかります。

このように農地が減少する日本の食料自給率低下をはじめ、おろそかな管理による雑草や病害虫の発生、ごみの不法投棄などの問題、発生するおそれがたくさんあります。また農地は自然災害のリスクを軽減する役割も担っております。防災の観点から、再利用の活用や適切な管理が求められております。

あとは気候変動による生産リスクの増加です。近年、高温障害・気候変動による影響が農業現場にも顕著に現れ始めております。猛暑や豪雨、台風の激甚化と頻発化により作物の生育障害や病害虫の拡大が起こりやすくなっています。従来の農業カレンダーや栽培技術が通用しなくなりつつ、特に山間地域や露地栽培中心の農家では対応が困難となっております。

生産計画の立て直しや技術の再構築が求められている中、農業経営の不確実性が高まっております。さらに気温の上昇や水資源の偏在によって、地域によっては特性作物の栽培、継続自体が難しくなるケースもあり、こうした環境変化の対応には品種改良や施設投資など、中長期的な視点での対応が不可欠であります。それにはコストと知識の両方が求められ、気候変動は農家個人の努力だけでは対応し切れません。今後は行政支援やデータ活用を求める総合的な施策が必要ということです。これらの問題を鑑みながら質問をさせていただきます。

それでは、全国的に高齢化と経営者不足が懸念されていますけれども、那珂市の現状はどうなっておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本市におきましても、農業者の減少による地域活力の減退や耕作放棄地の増加等が懸念されております。また、農業者数の減少に併せて、年齢層につきましても認定農業者の平均年齢との比較において、令和2年度が64歳であったところ、令和7年度は66歳と、地域の中心となる経営体の高年齢化が進んでいます。このため、農業後継者や新規就農者また法人も含め、担い手の確保に向けた取組を継続していくことが必要となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 農業者の高齢化と後継者不足、これはうちの周りでもたくさん、市内でもたくさん、全国的、これは世界的に後継者不足ということにもなっているということです。これは何らかの、やはり策を講じなければじり貧になっていくのではないか。市の政策というよりも、国の政策を重視していきたいと思っております。

続きまして、今後ますます担い手の確保が必要となっていくとのことです、本市は担い手の確保という点につきましてはどのようにしておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本年3月に、農業担い手確保・育成支援協議会MIRAIが、県の認定する研修機関として認定されました。生産者と自治体が連携した研修機関としては県内初めてのことです。

本市のMIRAIは、令和3年6月から市と生産者が手を携え、新規就農希望者への農業知識、技術習得を含めた包括支援を行ってまいりました。既に、就農を希望する若者が研修受け入れ先で実習に励むなど成果が出てきていますので、引き続き、就農支援アドバイザーを中心として就農希望を聞き取り、研修受け入れによって指導・助言を行ってまいります。

また、国の就農準備資金や経営開始資金のほか、市の独自支援策として、地域農業の新たな担い手として期待される認定新規就農者に対し、就農初期に必要となる農業用機械等の購入費用を50万円を上限に支援する市認定新規就農者経営支援補助金等も活用しながら、若年層の農業従事者の拡大を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） いろいろと農業従事者確保で、育成支援協議会MIRAIなどの関係機関での研修を通して、生産者と自治体が連携し、新規就農者希望への包括支援などを行ってきたということですけれども。それでもなかなか新規就農者が増えないというのは、先ほども言わされたように、農業を最初に始めるに当たり初期投資にお金がかかるということですね。購入費用50万円を上限に支援するという市認定新規就農者経営支援補助金なども活用しながらということになっているそうですが、自分も農業をやっているので分かるんですけども、非常に農業機械が高いですね。さらに、また近頃、農業機械が上がりました。農業資材も高騰しております。前から言っておりますけれども肥料も上がっておりました。一旦上がったものは下がるということは多分ないと思いますので。

これから、単に農業がどのような状況になるかということは推して知るべし。なかなか難しい問題になってくると思います。国ほうにも改めて施策を考えいただきたいと思うところです。

先ほども、富山議員が農地の在り方、遊休農地のことについてお話をしたので、一応かぶってはいるんですけども、耕作されていない遊休農地が増えていますけれども、現状は先

ほどお伺いしたとおり、この項は飛ばさせていただきます。

遊休農地を増やさない、また農業をこれからどういうふうに活性化していくという観点から見ても、基盤整備事業、これが非常に大事なことだと思っております。一番効率を上げてやりやすいのは、基盤整備をして、そして農地を段差解消して広くやりやすく。これは政府のほうでも基盤整備という推進するということ、農林水産大臣も言っておりましたが。確かに小さい田んぼとか畑を耕すよりも、基盤整備をして大型の機械を入れてやりやすい、そういうような農業ができれば効率化も図れ、作業時間も短縮され経費も少なくなると思います。

遊休農地がこれからどんどん増えていく。新しく基盤整備をした場所において、担い手が規模を拡大しやすい、そしてそういう工程になって、なるべく放棄地がなくなる。自分も今、稻作をやっている中で、もっと面積を増やしてくれと言われてはいるんですけども、猫の額みたいな田んぼが集まっているというところでは、本当にやはり時間もかかり手間もかかりしまいますので、まあ基盤整備というのは非常に大事なことだと思っております。

続きまして、農業を魅力ある産業とするためには、収益力の向上が挙げられます、本市の取組はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

農業の収益力の向上につきましては、市アグリビジネス戦略において、「農業で稼ぐ いい那珂プロジェクト」を柱として推進しています。その取組として、経営規模拡大と省力化、新規生産者の確保等に取り組むことにより、生産性の向上を進めています。また、セミナーや実技講習の実施により生産技術を高め、「いい那珂そだち」をブランドとして確立することによって、付加価値の向上を図っています。

その中で、独自の産品開発を進め、消費者に支持される産品の創出と販路拡大を図る、うまいもん会議T R E V Iにおける「うまいもんづくりプロジェクト」、この中では、道の駅を見据えた特産品開発を、「那珂のかぼちゃブランドアッププロジェクト」では、かぼちゃを戦略的な作物として位置づけ、通年楽しめるかぼちゃの産地づくりを行っています。今年度も9月26日には求評会を実施し、新産品の出品のほか、新たにかぼちゃプリンをテーマに審査を行い、産品のブラッシュアップを図ってまいります。

その他、直売所におけるAI需要予測や営農支援システム、受発注システムなどのICT活用についても実証を行ったり、情報を収集したりするなど、農業者とともに連携しながら、さらなる収益力向上につながる技術についても活用してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 農業で稼ぐ農業、そういう農業がどんどんできれば本当にいいんですけども、なかなか自分の作ったものを自分の希望価格で売れないのが農産物。なかなかこれが不条理だと私も思っております。若い人が農業で生計が立てられるような、そういうそ

のシステムでも、自分が作ったものをこの値段で売りますよって、このお米はこの値段で売りたい、経費もこれだけかかっているのでこれで売りたいんです。工業製品みたいにそういうふうになればいいんでしょうけれども、それが現状ではなかなか難しいところ。そこが若い人にも魅力がないというふうに見えてしまうのかもしれません。

続いての質問です。

今年も夏、各地で高温を記録する猛暑が続いているが、この高温が農産物の影響にどう与えているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年の夏も暑い日が続いておりますが、高温による作柄への影響につきましては、現在、情報収集しているところでございます。これから収穫期を迎える作物も多いことから、県普及センターやJAなど関係機関と情報共有し、必要な情報を収集してまいります。

併せて、今後も異常気象による対応が必要となってくることが予想されることから、高温耐性品種の導入や、遮光・遮熱ネットの利用など栽培環境の改善、作付け及び施肥管理などの情報を関係機関と連携し、農業者に提供してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 現在この異常気象・高温障害は、この先、気温が前のように戻るということはないという気象学者もおります。これだけ気温が体温よりも高くなるという事態が何年も続くと、野菜においても稻作においても全ての作物において高温障害が出るという。また、メディアの放送なんかを見ますと、全国的に見ればキャベツなどは結球しないで溶けてしまったり、葉物野菜も結球しないで溶けてしまう。全くその作物が3割も4割も取れないという、また成長しない。いろいろ環境障害が出てきて、それが将来的には食料事情に影響し、食料難になっていくということは間違いないと思います。

これから国の防衛産業である第一次産業の農業を守り、そして、食の安全と皆様の健康を守るため、一番大切な食にもっと関心を持っていただけるように、そして、農業従事者が増えて、そして、希望のあるような農業ができるよう、私も頑張っていきます。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告6番、小池正夫議員の質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日9月5日金曜日及び来週9月8日月曜日に行うことになります。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時43分

令和 7 年第 3 回定例会

# 那珂市議会議録

第 3 号（9 月 5 日）

## 令和7年第3回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和7年9月5日(金曜日)

#### 日程第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員(18名)

1番	榎原 一和	君	2番	桑澤 直亨	君
3番	原田 悠嗣	君	4番	木野 広宣	君
5番	鈴木 明子	君	6番	渡邊 勝巳	君
7番	寺門 熱	君	8番	小池 正夫	君
9番	小宅 清史	君	10番	大和田 和男	君
11番	富山 豪	君	12番	花島 進	君
13番	寺門 厚	君	14番	萩谷 俊行	君
15番	笛島 猛	君	16番	君嶋 寿男	君
17番	遠藤 実	君	18番	福田 耕四郎	君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光	君	副市長	玉川 明	君
教育長	大繩 久雄	君	企画部長	加藤 裕一	君
総務部長	玉川 一雄	君	市民生活部長	秋山 光広	君
保健福祉部長	生田目 奈若子	君	産業部長	大内 正輝	君
建設部長	高塚 佳一	君	上下水道部長	金野 公則	君
教育部長	浅野 和好	君	消防長	寺門 薫	君
会計管理者	秋山 雄一郎	君	農業委員会長	澤畠 克彦	君
選挙管理委員会書記長 (総務課長)	篠原 広明	君			

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長(総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

---

### ◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

---

### ◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告7番、花島 進議員。

質問事項 1. 市道整備の方針について。2. 他の健康保険から国民健康保険への移行の際の手続き対応について。3. ゴミ収集について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

[12番 花島 進君 登壇]

○12番（花島 進君） 早速、質問に入らせていただきます。

まず、市道の整備の方針についてですが、私は額田地区に住んでいまして、なかなか市道整備が進まないという現状があります。ただ、その中には単に予算が足りないとかいうだけではなくて、地元の希望と予算の組み方というのですか、そういうのがミスマッチというか、市民の無理解等もあると思っていますので、改めてその辺の事情を聞くために質問いたします。

まず、市が整備する道路は、道幅と路盤の構造、排水側溝などの構成が、種類がいろいろある中で、いくつかの分類に分けて計画していると思います。それぞの概略とそれから施工単価をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、整備を行っている道路については、市が主体的に整備を進める計画道路、自治会より整備の申請を受け、進めていく整備基準道路や狭隘道路、暫定舗装道路がございます。

これらのうち、整備基準道路については、幅員5.5メートル以上で両側に側溝を設置する整備です。狭隘道路につきましては、幅員4メートル以上5.5メートル未満で片側に側溝を設置する整備でございます。また、暫定舗装道路については、幅員2.5メートル以上4メートル未満で側溝の設置は行わず整備をするものです。

路盤構成につきましては、道路を整備する基準となるマニュアル等を基に設計施工をしており、道路の種類により異なります。種類ごとにおける1メートル当たりのおおむねの施工費用といたしましては、整備基準道路で約17万円、狭隘道路で約13万円、暫定舗装道路で約5万5,000円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 大体の金額が分かりました。

例えば、狭隘道路でしたら1メートル当たり13万円ですから、100メートル施工すると1,300万円ということですね。

市道整備の種類ごとの予算配分はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

道路の種類ごとの令和6年度予算配分については、計画道路で約30%、整備基準道路で約15%、狭隘道路で約50%、暫定舗装道路で約3%、その他の整備で約2%となっております。

なお、狭隘道路につきましては、国からの補助金を活用し、整備を進めております。

市内8地区のまちづくり委員会において、採択件数や整備状況を確認しながら、今後の整備箇所の選定や優先順位を調整し、各地区のバランスを考慮しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 配分の中で計画道路に30%は、かなり大きいかなと今、思いました。

あと、狭隘道路に関しては国からの補助があるということで、ほかのものとちょっと違うということですね。それを前提として整備箇所の選定や優先順位の調整について、地元の理解とか道路整備への合意形成の方法についてどのようにしていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

申請をいただいている路線の沿線地権者及び地元自治会長を含めた事前説明会を実施し、地権者の道路整備へのご理解と事業への合意を確認させていただいた上で、予算化しております。

今後も自治会、まちづくり委員会と連携をし、効果的な整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 市民からすると、道路の要望というのは結構多いのですが、一方で自治会加入率が減っていることがあるので、その点、加入することによっていろんな意見を反映できるということの一つの例が道路整備かと思っています。

この件の質問はこれで終わりにします。

次の質問です。

ほかの健康保険から国民健康保険への移行、転入という言い方もあるかもしれません、その際の手続対応について、お伺いします。

最近、会社勤めから退職し、継続を選ばず国民健康保険に切り替えた方から、市の対応について苦情がありました。それに関連してご質問します。

まず、健康保険の種類と健康保険の転入に関する制度は、どのようにになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

健康保険の種類は、大きく分けますと、会社員や公務員が加入する組合健保や共済組合などの社会保険、自営業やフリーランス、会社を退職した人などが加入する国民健康保険、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療保険になります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、ほかの健康保険の被保険者や生活保護受給者などの適用除外者を除く全ての人の加入を義務づけております。

勤め先の退職などにより、新たに国民健康保険に加入する方には手続の際に、退職日が分かれる書類の提出をお願いし、健康保険に二重に加入する事がないよう確認した上で、処理を進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今回の苦情については、その際の手続について、いろいろ不満があったようです。健保に加入または転入を受け付ける際に、窓口での説明はどのようにしているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

会社を退職する際に、社会保険を任意継続するか、国保に加入するかの相談を受けた場合には、判断材料として加入される世帯の状況から国保税の金額を試算し、参考にお示ししております。

ただし、任意継続につきましては、単に保険料の金額だけでなく、健康診断などの保健事業や保険給付の内容について、メリット・デメリットを確認した上で選択していただくよう、ご案内しております。

なお、解雇など事業主の都合によって失業した65歳未満の方につきましては、保険税を賦課する際に、申請により前年所得のうち給与所得を30%として計算する軽減制度がございます。

この軽減制度につきましては、市ホームページでご案内しているほか、加入の際にお渡しているパンフレットにも記載しております。

窓口におきましては、退職理由が解雇や雇い止めなど、事業主の都合によるものであるという申出があった際には、この軽減制度のご案内をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 私に言ってきた苦情の件は、まさにこの軽減制度に関わることで、私自身、こんな制度があることを知りませんでした。また、実際問題として、これまでの組合などの健保から国保に移るときに、任意継続をするかどうかというのは、いろいろな判断がありまして、私自身も組合健保から移るときに、何も考えずに継続を選びませんでした。理由は、細かいことやってもごちゃごちゃ言っても分からぬし、損得をいろいろ考えても分からぬからですが、65歳未満の方は特例があるということなので、その辺の案内をしっかりしていただかなければならぬと思います。

ただし、会社の都合で辞めてもらうというかどうかというのは、聞くというのはなかなか聞きづらいことなので、その点、制度としてきっちり聞かなければいけないということにして、チェックリストみたいなものを設けて、それを使って聞くという形にしてはどうかと思いま

すが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

これまで、離職理由につきましては、先ほど議員からもおっしゃっていただいたように、立ち入った質問となるため、こちらから積極的に聞き取りは行っておりませんでしたが、保険税の軽減制度を漏れなく案内することは必要であると考えております。

議員からご提案いただいたチェックリストを取り入れ、説明時に活用できれば離職理由も聞きやすくなり、説明漏れも防げることから、今後は説明項目のチェックリスト作成を検討し、より丁寧な対応ができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） よろしくお願ひします。

国も市もそうですが、制度としてやたら複雑なのが多いんですよ。僕としては基本的にはそういうものをなくしていくのが第一だと思うのですが、現状として複雑なものがある以上、きっちりとしたチェックリストで遺漏がないようにしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、最後の大項目ですが、ゴミ収集についてお伺いします。

まず、庭木などの伐採で出るごみがあるのですが、私の家では周りに庭木があって、大して大きな家でもないのに、結構な量の伐採量があります。それをこんな長さに切って、縛って袋に入れるなり、つけるなりして、出さなきやならないというのは大きな負担です。

一方、この件は今、市が検討している燃えるごみ、燃やせるごみの値上げにも関連していまして、ごみ袋を減らすために今までちゃんと出していたものを、自分で燃やすことになるかもしれない。それは、実はよくないことです。

那珂市みたいなところでは、菅谷地区みたいな住宅密集地と周辺地域でまばらなところで、全然需要が違うんです。でも一律に、法なり条例なりで、自分の庭でごみを燃やしてはいけないことになっている。でも、実際はどうかというところがあるんですよ。私のいる額田地区では、ちゃんと出している方もいるし、燃やしてしまっている方も大勢います。そういう現状の中でどのように市が考えているかをお聞きします。

自宅で焼却をしてはいけないことになっているのは、さっき言ったとおりなのですが、実態はどれだけ把握していますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2において、他法令に基づく処分や公益上やむを得ないもの、または周辺の生活環境への影響が軽微なものとして政令で定められるもの以外は、廃棄物を自宅で焼却することは禁止されております。

本市におきまして、市民から屋外焼却の通報があったものについては把握しておりますが、屋外での焼却実態の全ては把握しておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 全ては把握していないとおっしゃったのですが、ほとんどはと言ったほうが、言い換えたほうがいいと思います。

それはともかく、把握していないということは分かりました。

では、次の質問です。

さきの全員協議会の説明では、ごみ袋の値上げを考えているそうです。ごみ排出の減量につながるとの説明でしたが、その根拠はどうなのでしょうか。また、どのような理由で減量になると考えているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

今回のごみ袋の改定価格につきましては、現在の価格開始時から令和6年までの物価指数の上昇率から算出し、45リットルのごみ袋1枚33円、1リットル当たり0.73円といたしました。

平成30年度に環境省が出した一般廃棄物処理実態調査結果では、削減量及び削減割合は料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向があるとされ、ごみ袋1リットル当たり0.5円から1円未満の価格帯で、減量効果が現れるとされております。今回の改定額1リットル当たり0.73円はその範囲内であるため、減量効果が期待できます。

また、ごみ袋の価格が上がることにより、家庭においてもごみ袋への費用負担を軽減しようとする意識が生まれるともされております。

さらに、令和8年4月から開始されるプラスチック製容器包装の収集により、その分の可燃物の減量化が期待できると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ごみ袋の値上げで、ごみの排出量が減るという話ですが、実際に考えられるのは排出のトータルの重量ではなくて、消費者としてはごみ袋の使用する枚数ですね。だから、先ほど言いました庭木の伐採ごみなどの焼却が変わることも考えられるし、もう一つは、1つの袋にどれだけ詰め込むかという効率を変えることも考えます。

ただ、おっしゃるようにプラスチック容器等を別に収集することを増やそうとしている考えがあるということなので、それでどれだけ減量が期待できるかというのは、ちょっとそれもあるでしょうけれどもというくらいの考え方で見てています。

ただ、市政がその考え方でやりたいということであれば、無意味に反対するものではないのですが、そう単純ではないということを頭に入れていただきたいと思います。

実際、他の市町村でごみ袋の値上げ後の市民のごみ処理は、どのように変わったのか、お聞かせいただきたい、どうぞ。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

県内の自治体におけるごみ袋の値上げによる効果といたしましては、土浦市で平成30年度に40リットルごみ袋1枚17円から45リットルごみ袋1枚50円とした結果、値上げにより市民のごみ減量への意識が高まり、ごみ排出量が抑制されたことから取組が定着し、現在では1枚50円から30円に値下げされています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 土浦市の例をお聞きしましたが、1枚50円から30円に値下げしたというのは、単純に市民の意識が高まったからと考えるのは単純だと私は思います。でも、一定の効果はあったということでしょう。

関連してですが、生ごみを自宅で処理できれば、ごみの排出量がかなり変わると思います。那珂市は生ごみ処理機への補助制度があるということを私は認識しています。現在、どのくらい利用されていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

生ごみ処理機器購入設置補助金の過去3年間の利用状況については、令和4年度は29件、22万9,200円、令和5年度34件、37万7,600円、令和6年度28件、33万800円です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 那珂市の世帯数から考えると、そんなに多くない数なので、この辺をもう少し宣伝して普及して考えていかれたらいいかなと思います。

次の質問です。

今度の新しいごみ袋ではごみ袋の記名について、少しややこしい提案が市からされているのですが、ある部分については、ごみ袋の記名を考えなくてもいいということになっているのですが、その記名するかしないかの趣旨については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和8年4月1日からプラスチック製容器包装の分別収集が開始されることから、ごみ袋のデザインを一新するに当たり、個人情報保護の意識の高まり、プライバシー保護の観点及び約30年を通してごみの分別が適正に行われ、排出されていることから、記名記入の任意化について検討しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 燃やせるごみについては、袋を値上げしますが、プラスチック類については今まで袋が必要だったのが必要なくなるということですね、提案されている制度では。そういう点で市民の負担については若干の上昇があるかと思うのですが、先ほど提案にあったごみの排出量の削減に効果を考えていて、したいということかと思います。

この件を市民に話しますと、一番出てくる問題は値上げもさることながら、今まで間違ったごみ出しがたまたたの場合に、気がついた人が、名前が書いてあれば、その人にお知らせできた。次に記名の必要なくなった場合、どうなのかということが心配だということが言わされました。

前から、困ったごみ出しがあった場合には、収集業者が収集しなくても市に連絡すれば対応すると私は聞いているんですけども、実際そこまでやる市民はほとんどいないんです。その点、どう考えていますか。今後の対応について特に部長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

現在は、記名がないものについては、適正に分別されたものであっても収集しておらず、収集業者においてごみ袋に警告シールを貼り、集積所に残置しております。

その後、是正されずに残った場合は、管理者などからの連絡により市で収集しているほか、集積所の管理者や当番の方が分別のやり直しや、無記名のごみ袋については記名して、次の収集日に出していただくことなどのご協力をいただいております。

また、分別が不適切なごみ袋の排出におきましては、適切な排出の周知啓発を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今の話は分かるのですが、ただ無記名だと誰だか分からぬですね。分かる場合もあるのですが、狭い社会だと。でもやっぱり分からぬところがあるというところが問題なので、先ほど私が言いましたように、本当に地元の人が困ったときに、市はどう対応してくれるのかということです。今の段階ではどのように考えていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

現在、行っている一つの事例になりますが、これまで粗大ごみ集積所において、不適切な投棄が頻発している場合や不法投棄が起きた現場に監視カメラを設置している事例がございます。必要に応じ警察に相談しながら対応しているところです。

事例のようなことが発生しないように、ごみの分別や排出に関する決まりについて、広く市民に周知啓発を行い、それでも改善がなされない場合や不適切なごみ出しが日常的になっ

た場合には、同様の対応を取ることもあるかと考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 名前を書かないでいいということにするとすれば、今まで間違った出し方があった場合は、警告シールを貼っていただけですが、自動的に市の担当課に収集業者が連絡するような対応にしていただきたいと思います。それはまた、市の負担が増えることだと思うのですが、全体の施策のことを考えたら、そういう負担もしようがないと思っていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。よろしくご検討ください。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、花島 進議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告8番、小宅清史議員。

質問事項 1. 市の健康診断について考える。2. 小中一貫教育は意味があったのかを考  
える。3. 観光・まちづくりの拠点について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

昨日は大分涼しかったのですが、今日は雨ということですが、また来週から暑くなるみたいなので、皆さんくれぐれも健康にはお気をつけいただきたいというふうに思います。

その皆さんの健康というところで、今日は市が行っている健康診断についてから、あとは通告に従いまして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、市が行っている健康診断ですけれども、市では毎年半年ほどかけて健康診断を行っているわけですが、これは市民の健康と命を守る重要な事業であると認識しております。特に、会社を退職した方や自営業の方、主婦の方など会社の定期健診の対象にならない方々には、ぜひ毎年受けいただきたいというふうに思うわけですが、果たして、これがどれぐらい市民に認知されているのかが気になるところです。

そこで、お聞きいたします。市の健康診断の受診人数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では年齢に合わせた各種基本健康診査を実施しており、令和6年度における受診人数となりますが、18歳から39歳までの方を対象とした生活習慣病予防健診が162人、40歳から74

歳までの方を対象とした特定健康診査が2,946人、75歳以上の方を対象とした高齢者健診が1,252人となってございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ずっとその人数が多いのか少ないのか、ちょっと一概には分からぬけれども、会社の場合は健康診断の実施は法令に定められた企業の義務であります。企業では対象の従業員に対して、医師による健康診断を定期的に受けさせねばなりません。これに違反した場合、労働安全衛生法第120条に基づき、罰則が科せられる可能性があります。従業員もまた、企業の実施する健康診断を受ける義務があります。

ですが、会社に属していない市民は、健康診断は任意でありますので、ついつい申し込みを忘れたり、日々の生活に追われ、後回しにしてしまったりで、病気の発見が遅れてしまうというケースもあり得るわけです。

そう考えると18歳から39歳以下が162人、40歳から74歳までが2,946人、75歳以上が1,252人というのは、決して高い数字とは言えないのかなというふうに感じます。

このように、受診率の低さ、これを上げるための対策というのは何かされていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、令和5年度の特定健診の法定報告による受診率ですが、こちらは37.6%で県内の順位は22番目となっております。

市では、受診率向上のため、未受診者に対する受診勧奨を積極的に行っております。具体的な取組といたしましては、専門業者に委託し、未受診者をタイプ別に分類した上で、それぞれのタイプに最も適した案内となるよう、ナッジ理論を活用した勧奨通知を作成したり、地域薬局と連携し、来局者に対して受診勧奨をしていただいております。

ほかにも、保健師による電話での勧奨や公用車への啓発マグネットの貼付、市役所内の行政モニターでの啓発動画の放映、ホームページや広報紙による周知などを随時行っております。

また、法定報告の受診率には、人間ドックを受診し、市に結果を提出した方や、本人同意の下医療機関から健診項目の提供を受ける、かかりつけ医情報提供による人数も含まれるため、今年度より人間ドックを受診した際の助成金を増額し、健診受診を促すとともに、医療機関へも情報提供のご協力をお願いしているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 厚生労働省が行いました世論調査によりますと、受診しない理由で最も多い回答は、「受ける時間がないから」で「健診に行く時間を捻出することは難しい」と

考える人が多くいるとのことでした。

また、「健康に自信があり特に不調を感じていない」、「心配になつたら受診すればいい」という自己判断で受けていない人も多く見られるそうです。やはり、啓発活動を続けていくことが重要なのだと思います。

受診率アップで、寿命アップは言い過ぎではないので、市民の心に刺さる啓発をお願いしたいと思います。

さて、通常健診に追加でつけるがん検診についてです。

国立研究開発法人、国立がんセンターの統計によりますと、2021年データで生涯のうちにがんと診断される確率は、男性で63.3%、女性の場合で50.8%ということです。もはや、がんは日本では最もポピュラーな病気といつても過言ではありません。

例えば、私の年齢で市の健診を受けようと思った場合、まず、特定健診受診料が1,300円、それに加えて肺がん検診400円、大腸がん検診500円、胃がん検診1,400円、前立腺がん検診1,000円と、全部受けたとしても4,600円で受けられてしまうと、とてもお得です。もっとたくさんの方に受診をしてもらって、市民の健康維持の一助にしていただきたいと思う次第であります。

ですが、このように、がん検診のフルオプションを受けようと思うと、現在、規定では40歳以上の方しか対象になりません。ですが、実際、40歳前に罹患する方もいるわけです。そう考えますと40歳未満の若者が、がん検診を受ける機会を創出できないかというふうに思うのですが、40歳未満は対象にはならないのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、国や県のがん検診の指針に基づき、がん検診の対象年齢を定めております。

現在、40歳未満を対象としたがん検診は、女性を対象とした子宮頸がん検診、超音波による乳がん検診がございます。

これ以外につきましては、若い世代のがんの罹患率が比較的低いことや、がん検診の有効性が十分に確認されていないため、市として対象年齢を若い世代に拡充することは考えてございません。

しかしながら、若い年代であっても、体調に不安を感じる際は、早期の医療機関の受診をお勧めしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 日本ではがんは30年以上も、死因第1位となっており、2人に1人以上ががんになるとと言われています。

がんによる死亡や治療などによる生活の質の低下を減らすには、早期発見、早期治療が重要でがん検診は、その鍵を握ります。若くても体調に変化があったら無理せず、検診を受け

る啓発をしていっていただきたいというふうに思います。

一方で、せっかく健診を受けても健診を受けたことで満足してしまう危険性というのがあります。数値はちょっと高いけど、まあいいかとか、再検査と言われたけど、前の日忙しかったから疲労のせいかななどと、本人が決めつけてしまい手遅れになるケースもございます。

このような検体に対しては、どのような対策をされているか教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃっていただいたとおり、健診を受診しても健診結果に応じた健康維持や生活改善のための行動につながらない方もいらっしゃいます。

このため、健診結果を送付する際の工夫といたしまして、健診結果に合わせて送付する案内文の内容を変えたり、健診結果票に過去のデータを記載し、自分の健康状態の変化を把握できるようにしております。

また、健診結果に合わせて食生活や運動習慣などを見直すきっかけとなるよう、リーフレットを同封したり、保健師及び管理栄養士の保健指導を促したりしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） こういうものは自分の意識ですけれども、こういうのが嫌いな方は何かと理由をつけて、やはりなかなか足が遠のいてしまうということだと思うのです。忙しいから、昼間なんか行っているか、休みの日も行っているかとなってしまうのですけれども、そういう場合、昼間忙しくて行ていられない方のために、土日ですか夜間の健診、これをもっと配置できないかというふうに思うわけですけれども、こちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

土曜日曜の健診につきましては、今年度は4日予定しております。議員ご提案の夜間の時間帯の健診につきましては、過去に実施した経緯がございますが、受診者がかなり少なく、現在は実施してございません。

働き盛りの年代などで平日での健診が受けにくい状況が想定されますので、健診の委託先である茨城県総合健診協会へは、毎年土曜日曜の健診日をなるべく多く確保できるよう要望をしてございます。

健診の日程は、他市町村も含めた調整となるため、当市の希望どおりの日程を確保することが難しい状況ではございますが、今後も土曜日曜の健診日数の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そうですね。あとは検査結果で再検診、再受診と言われた場合、素人判断で、どこの病院に行つたらいいのかというふうに迷うケースがあると思うのです。例えばMR I がある病院に行ったほうがいいのか、CTスキャンがある病院に行ったほうがいいのか、でもその病院はどこなのか、いきなり大きい病院に行つたら選定療養費がかかるのではないか、もしくは診てくれないのではないかと、いろいろと迷うところがあるかと思います。

再検査と言われた場合、治療につなげやすい医療機関での再診が望ましいのだというふうに思いますけれども、この辺は医師会との連携はあるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、健診を受けて健診項目で異常値や再検査となった場合には、健診結果に合わせてかかりつけ医療機関や専門の医療機関などへの受診を促しております。

また、高血糖や高血圧につきましては、無症状のまま重症化するケースが多いため、保健師及び管理栄養士による受診勧奨を積極的に行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） いろいろと市の健診について伺ってきたのですが、行政としては、これらのデータを基に、市民の生命と健康を守るという視点で、考えいかなければならないのだと思います。

これらの健診データを基に、どのような、この那珂市の傾向を分析していらっしゃいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

国民健康保険の被保険者の健診データは、国保連合会に送られ、医療機関からのレセプトデータ等と合わせて、国保データベースシステムに蓄積され、健康分析が行われております。

市では、それらの分析データを活用して保健事業に反映しております。

令和5年度に第3期データヘルス計画を策定した際にも、この分析データなどから当市の国保被保険者の健康課題を把握し、取組について計画に盛り込みました。

一例を挙げますと、茨城県全体の取組項目である糖尿病重症化予防に加え、当市において年々患者数の割合が増加している高血圧症について、市独自の取組項目として追加し、目標値を設定して積極的な重症化予防対策を行っていくことといたしました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 市民の健康維持は市が負担する医療費の削減にもつながります。そして、健康で暮らしていただくことは介護費の削減にもつながります。そして、健康寿命が長

いまちであることは住みやすさを支える要因でもあります。

ひいては、移住者の促進にもつながっていくと考えます。市民の健康と行政の在り方は、必ずしも無関係ではありません。現在、那珂市は平均寿命が県内6位ということらしいのですけれども、まずは県内一の長寿のまちを目指していただきたいというふうに思います。

さて、現在、当市では脳ドックへの助成について、ホームページを探したのですが、記載がありません。脳梗塞や脳出血は日本人の死亡理由の第4位とも言われている脳血管疾患です。日本人の3人に1人の割合が脳梗塞や脳出血などを発症している、これも大変恐ろしい病気です。

那珂市では、脳ドックへの助成は行っていないのでしょうか。教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、国保と後期高齢者の被保険者に対して、人間ドック、脳ドック、いずれの助成も行っております。ただし、助成には特定健診または高齢者健診の検査項目が含まれていることが条件となり、条件を満たす場合には、受診した年度につき1回まで上限1万5,000円を助成しております。

議員ご指摘のように、ホームページでは脳ドック受診者への助成について、分かりにくく記載となっていましたので、対象となる方が見て分かるよう表記の仕方のほうを工夫してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） よろしくお願ひいたします。

市民の方から、なぜ那珂市は脳ドックの助成がないのだというふうに聞かれましたので、今度はホームページが新しくなれば、そちらのほうをご案内したいなというふうに思います。

次の項目に移っていきたいと思います。

続きまして、那珂市の小中一貫教育は意味があったのかを考えるについて、お聞きしていきたいと思います。

タイトルからもお分かりいただけるかと思いますが、私は小中一貫教育には懐疑的な目で見ております。小中一貫教育というのが言葉ばかりが先行している、単なるパフォーマンスにすぎないのではないかというような疑念さえ持っているわけであります。

そもそも小中一貫教育をうたった理由は何なのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育は、平成24年度に全国的に小学校と中学校の連携促進の機運が高まってきたことがきっかけでございます。

社会的にも「中1ギャップ」が問題となる中、本市の児童・生徒の実態として、さらなる

学力の向上、家庭学習の習慣化、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成が求められる状況にありました。また、発達に課題を抱える子供たちの増加に伴う情報連携の必要性も踏まえたものでございます。

その後、校長とともに検討委員会や推進委員会を設置しまして、研究を重ねる中で課題の解決には、小中一貫教育の取組が有効であるとの認識に至ったことから、3年間の試行期間を経て、平成27年度から本格実施となつたところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 調べたところによりますと、小中一貫教育を初めて導入したのは広島県の呉市だそうです。2000年度に旧文部省から研究開発学校の指定を受け、3小1中学校を統合して開始されたのが始まりだそうです。導入の狙いは義務教育9年間を修了するにふさわしい学力と、社会性の育成、中1ギャップの解消、自尊感情の向上とされたというふうに書いてありました。

那珂市で導入当時も中1ギャップという言葉がしきりに使われていました。ですが、文部科学省の諮問機関である国立教育研究所によりますと、中1ギャップという言葉に明確な定義はなく、その前提となっている事実認識（いじめや不登校の急増）も客観的事実とは言い切れない。中1ギャップに限らず、便利な用語を安易に用いることで思考を停止し、根拠を確認しないままの議論を進めたり広めたりしてはいけないというようなふうに書いてありました。ですが、那珂市は中1ギャップという言葉に振り回されてきたという印象が、私からは否めません。

そこで、あえてお聞きいたします。導入から12年経過していますが、中1ギャップは解消されているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

中1ギャップの主な要因としましては、教科数の増加や人間関係、教育環境の変化が挙げられています。これらの課題に対しまして、小中一貫教育の取組の中で、次のような対策を講じております。

まず、小学校段階においては教科担任制を積極的に導入し、教科専門の講師を兼務も含めて全小学校に配置してございます。また、市独自に小中一貫教育非常勤講師を配置しまして、指導の充実を図っております。

人間関係や教育環境の変化に対しては、小学校時代から児童同士が交流し、互いをよく知る機会を設けるとともに、活動場所を中学校に設定することで、安心して中学校に進学できる環境づくりに努めております。

さらに、心の教室相談員を学園に1名配置しまして、小学校時代からの相談を中学校でも同じ相談員が対応できる体制を整えております。加えて、兄弟関係などの情報を学園内で共

有し、きめ細やかな支援ができるようにしております。

これらの取組の下、学園という一体感を醸成し、小学校間及び小中連携は導入前に比べ、格段に緊密になっております。具体的には教員間の情報共有の充実、児童・生徒が系統的かつ連続的に学べるカリキュラムの整備に加え、学園の時間という交流の場を設けるなど、多角的な施策を推進しております。

こうした施策の積み重ねによって、児童・生徒の自己肯定感や思いやりの心、コミュニケーション能力が育まれまして、中1ギャップの解消に寄与していると認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 中1ギャップというのは、あくまでも概念だそうですね。思春期特有の大人社会への矛盾への疑惑、恋愛や友情の変化、そういったことを解消するのに小中一貫教育が意味をなすのかどうかは、私には疑問であります。

中学生になって、急に不登校になったり、非行に走ったりということではなく、小学生のうちからその兆しがあるのに、積み残してしまい、中学校で顕在化するというケースがほとんどだという意見も国立教育政策研究所では出されていました。

そして、中学校に入学すると勉強量が極度に上がります。小学校時代は予習・復習をそれほどしなくてもついていけた授業もいつの間にか置いていかれてしまう。小学校では理解が足りない生徒に合わせてくれていたのに、中学校では自主性が求められるというふうになります。

そう考えると、小中一貫教育が学力につながるとは考えにくいとも思います。実際、中学校の生徒の学力は上がっているのかどうか、こちらの検証はあるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

評価の一つとして、県学力診断のためのテスト結果を、小中一貫教育導入前の2年間と直近の2年間、それぞれ小学校4年生の時の県平均との比較と、その学年が中学校2年生、つまり、8年生になった時の県平均について比較し、系統的・連続的な小中一貫教育を受けた児童が中学生で、どうなったかについての追跡調査により、次のような傾向が見られました。

小中一貫教育開始前では見られなかった傾向としまして、特徴的なのは小学校4年生時に4教科中、3教科で県平均を下回っていた学年が、中学校2年生では全ての教科で県平均を上回りました。

もともと県平均より高い学年もありますが、その学年も中学校で県平均を下回ることなく、高い値を維持しているとの結果も出ております。

また、学力は必ずしもテストの結果だけに現れるものではないため、全国学力学習状況調査の意識調査で、「自分にはよいところがあると思うか」という自己肯定感についての質問

項目について、平成25年では小中ともに県や国を下回っていた値が、令和7年では国や県を大きく上回り、小中ともに肯定的に答えた割合が9割に達しております。

これらの結果は、学年によりばらつきがあり、毎年度同じではございませんが、成果につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 学年によりばらつきがあり、毎年同じではないということですけれども、何かちょっと漠然としているように感じてしまうんです。大事なのは中学校に入学したときの生活環境の変化ではなく、中学校に入学しても耐え得る環境を小学校のうちにつくることのほうが重要だと私は考えます。小学校、中学校の垣根を下げるというのは、大人の傲慢なのではないかとすら思ってしまうわけです。児童・生徒たちが本当に満足しているのか。おそらく児童・生徒からすれば、どっちでもいいという感じなのではないかなと私は思っております。

小中一貫教育を那珂市で過ごした子供たちにも聞いてみましたが、小中一貫の日というのがあるらしいですが、それよりも将来中学校になって一緒になる小学校同士の、小小一貫の日があったほうがいいというような意見もありました。上級生と触れる機会よりも、中学校に入学して一緒になる、ほかの小学校の同級生との交流のほうが、大事にしたいということなことなのかなというふうに感じましたが。

そして、私が無意味と思うのが、決定過程が学園単位で決まるというところであります。菅谷西小に意見を言いに行けば、那珂第一中学校に行ってください的な、中学校と小学校の上下関係のようなところは、これが非常に教育の自由化を阻害しているのではないかと私は思ってしまうのですけれども、各小学校ごとの自主性を尊重すべきだと私は思います。

学園に縛られることで、各学校の自由度が奪われているのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育においては、学園として育成したい児童・生徒像を明確にし、その目標達成のために教育活動や経営方針を共有しております。各学校は、この枠組みの下で教育活動を推進しておりますが、縛られて自由度を失うということはございません。

確かに、学園として統一して実施する共通の行事や取組はありますが、それは児童・生徒の連続性や一体感を高めるためのものでございます。一方で、各学校は、それぞれの特色や地域の実情を踏まえて、多様な教育活動を展開しており、独自の工夫を重ねながら教育活動を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 例えは、避難訓練とか学園単位で同じ日にやる意味が、私にはよく分からぬ。あと何ですか、引き渡し訓練、ああいうのもどうして学園単位で同じ日にやるのかという意味が分からぬ。そういうことは、各校自由にやればいいというふうに思うわけです。

そして、昨日の桑澤議員の質問にもありました、日本の教員は世界一忙しいそうです。その忙しい中、小中一貫のイベントや方針の調整など、非常に時間を取られているのではないかというふうに予想しております。職員の負担が大きくなつたのではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

導入初期や他市から的人事異動直後など、一時的に負担が増えることはあったかと思います。

一方で、教職員の働き方改革が進められており、ＩＣＴ活用推進や校務所掌の見直しなどが図られており、小中一貫の取組が教職員の過大な負担となつてゐることはないと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 本当にないですかね。無駄な仕事が結構増えているのではないかと思うのですけれども。一方で、児童側の不安を増大させる可能性もあるのではないかという懸念も持っております。

中学校と何度か交流をすれば、不安が解消されて大丈夫だというふうな考えに陥ることにより、児童にとっては逆に6年生が近づくにつれ、不安が拭えなくなり、6年生になる前に学校に足が向かなくなる。中学校入学と同時に不登校になつてしまふと、そのようなケースもあるのではないかなど。逆に早いうちから中学校と交流することで、将来への不安をどんどんプレッシャーとして感じてしまうというようなことが、あるのではないかというふうに予想するわけですが、こちら現実的に不登校が増えている状況はありませんでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

近年、不登校の児童・生徒は全国的に増加しております、令和5年度は過去最多を記録しました。

不登校の要因は様々です。令和6年に文部科学省が行った不登校の要因分析に関する調査によりますと、きっかけの要因は、不安、抑うつの訴え、体調不良の訴え、居眠りや朝起きられない、学業の不振、宿題ができていない、そのほかにもいろいろ挙げられます。

また、平成28年度に施行された教育機会確保法によりまして、社会的自立を目指し、多様な学びの場の提供が示され、社会全体や保護者の意識に変化が見られたことも、その要因の

一つとされています。

本市は、国や県と比較しますと、不登校の出現率は低くなっています、中学校においては年々増えてはいますが、その上がり幅はとても緩やかでございます。このことは、他市町村からも注目され、小中一貫教育の成果と考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 冒頭にも申し上げまして、この一連の質問のとおりですが、私は小中一貫教育、この小中一貫という理念的組織づくりには、かなり懐疑的な考えを持っております。繰り返しになりますけれども、これも大人のエゴでしかないのかなというふうにも思っているわけです。

この11年間実施してみて、どのような成果、何が、成果がありましたか。あれば教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学力の向上という点ございますが、先ほど答弁したとおりですが、そのほかの成果として次のような点が挙げられます。

キャリア教育の視点では、小学生は中学校に憧れを持ち、中学生は小学校のよき手本となるように努める姿が、学園内の交流において見られます。

研究発表では、学園単位で指定しておりますので、先生同士の交流も必然的に活発に行われ、情報共有、授業改善にも成果が現れております。

令和5年度には、文部科学省主催のICT利活用の事業である、リーディングDXスクール事業に小中一貫で取り組んだことが評価されまして、令和6年度にも2年連続で指定を受けました。2年間で14校中9校が研究し、今年度は那珂市版リーディングDXとして、その成果を市全体に広めています。現在も指定校として文部科学省のホームページに掲載され、その取組が全国に発信されております。

また、教師にとって9年間を見通した指導計画を意識することで、小中のつながりを意識した授業の改善が図られるとともに、保護者の理解の下、家庭学習の成果、学習意欲の向上も見えてございます。

小中一貫教育の取組につきましては、毎年、子供たちや教師に対しまして、アンケートを実施しておりますが、そこからも前向きな回答が多く聞かれており、一定の効果が上がっていいるものと捉えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 小中一貫をうたうことによる、もう一つの弊害というのは、自分の好きな中学校を選択しづらいという点だと思います。例えば、小学校時代に友人関係がうまく

いかない、中学校入学を機に自分が変わりたい。そのように思っている児童がいたとしても、小中一貫という枠組みの中では、ほかの選択肢を選びづらい環境であるというふうに思います。各中学校ごとに特色があり、この中学校に進学したいと考える児童がいた場合、それを阻害てしまっているのが小中一貫教育とうたっている、この理念なのではないかというふうな不安を私は持っております。

今の多様性を考えますと、小中一貫ではなくて中学校は自由に選べるようにすべきではないかというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、住所に基づきまして通学区域を設定し、指定された学校に就学することを原則としております。ただし、心身の障がいや特別な教育的配慮が必要な場合、家庭の事情、通学時の安全確保など、一定の要件を満たす場合には、保護者の申立てにより学区外の学校への就学を認める制度を設けております。

議員ご指摘の多様性という観点から、学校を選択できることが有効な手段となるというご意見は、一つの考え方として理解できるものでございます。

一方で、多様性を理解する上で、小中学生に一番重要なことは、他者との違いを理解し、尊重する心を育てることにあります。小中一貫教育の取組において、違う小学校や異年齢集団と多くの交流をしながら、お互いを認め合うなどの人権意識を9年間でしっかりと醸成させることができています。

本市におきましては、平成27年度から小中一貫教育を本格的に実施し、昨年度には導入から10周年を迎え、記念式典を開催いたしました。この小中一貫教育では、先ほど答弁いたしましたように多くの場面での成果が見られており、本市の特色ある教育施策として、引き続き推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 小中一貫として11年目ということですけれども、私が住む菅谷地区では40年間解消されない問題があります。

それは、中学校の学区割であります。昔から言われることですが、那珂第一中学校を目の前にして、那珂第四中学校に通う。このような状態にずっと目をつぶってきたのが那珂市の教育委員会です。

昨今、県立高校の附属小学校も増えてきた影響もあり、市外の中学校に進学する生徒も増えてきています。そのような状態の中、誰々は丸々小だから何中というくくりは、もうやめるべきだと思います。あくまで、自分で通いやすい中学校に通う。昔は小学校の友達と離すのはかわいそうだ、離れるのはかわいそうだなどの意見がありました、今はそういう時代ではありません。

この菅谷の中学校の学区割は非常に入り乱れておりまして、40年間是正されないままです。これを改善する考えはないのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、菅谷地区におきましては、人口の増加に伴い第四中学校が後から設置された経緯もあり、従来の第一中学校の位置が現在の学区の中心から外れてしまっていることから、地理的には第一中学校のほうが近いにもかかわらず、第四中学校に通学している生徒や、その逆のケースが存在しております。

本市では、通学区域を住所に基づいて設定しているため、このような状況は菅谷地区に限らず、他の地域にも見られるものでございます。

本市では小中一貫教育を導入しており、中学校の学区は、小学校の学区と連動をしております。これは、児童・生徒が義務教育の9年間を通じまして、一貫した教育を受けられる体制を整えるとともに、学校を地域と連携した学びの拠点として位置づけているためございます。

このような背景から、現時点においては学区を抜本的に見直すことは難しいものと考えております。

なお、安全面や部活動などの状況を考慮の上、要件を満たせば、指定校の変更は制度上可能としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） このような菅谷の学区割の見直しを一層遠ざけた原因が、この小中一貫教育だと私は思っております。

私には、私の知らないわけがあって、PTA活動には参加させてもらえませんでしたが、果たしてPTAの反応はどうなのか、今もみんなで同じ中学校を望んでいるのか、再度検証をし、小中一貫も今すぐやめろというわけではございませんが、今後の成り行きを見ながら、適時いろいろ考えて検証していっていただきたいというふうに思いまして、この質問を閉じたいと思います。

続きまして、観光・まちづくりの拠点について考えるに入ります。

那珂市は観光資源がそれなりにありながらも、拠点となる施設に乏しく、何か核となる目玉ができるとまちづくりも活性化につながっていくかと考えます。

そこで、今回紹介させていただくのは、上菅谷駅北西に建つ伊勢又倉庫でございます。資料1と2をご覧ください。

こちら伊勢又倉庫は東側から線路をまたぐ形で撮影した写真になります。通称伊勢又倉庫は、正式名称、伊勢又米穀製粉株式会社、上菅谷工場倉庫跡地と言います。現常陸太田市に本社を構える伊勢又米穀製粉株式会社さんが、昭和17年に小麦粉の製粉工場として創業を開

始いたしました。

その後、昭和18年から葛でん粉の製粉を開始し、建物も増築を重ね、100坪の工場建屋4棟、20坪の倉庫建屋2棟の合計6棟が現存しております。戦前戦後の時代背景を今に伝えるこれらの建物は、現代建築ではあり得ない趣深い建築であり、大変貴重なものです。

近現代の遺構は、ついつい軽く見られがちな風潮がありますが、戦後80年を迎えた昨今、全国的に見直されてきております。伊勢又倉庫は、那珂市及び近隣においても類を見ない資産であります。

さて、この伊勢又倉庫ですが、造りをお聞きしましたところ、10メートルの木の柱が40センチ間隔で巡らせ、ほかにはない魅力的な建築になっているということです。駅近というこの好立地も踏まえれば、伊勢又倉庫をうまく生かすことで、様々な利活用が可能になるのではないかと想像が膨らむわけです。例えば、レストランやイベントルーム、ギャラリーや展示会、全国的に今人気のイルミネーションなどの取組を生かした観光振興などもできるかと思います。ちなみに、こちらが西側から撮った写真になります。

こういったことに、活用できないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

伊勢又倉庫につきましては、外観から推察しますに、かなり老朽化が進んでおり、傷みが大きい箇所も見受けられますが、議員ご提案のとおり、レトロな雰囲気を有しており、仮にリニューアルできるようであれば、市といたしましても観光振興に向け、何かしらの連携が図れるものではないかと考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 大変話題性もある注目される施設になる可能性が高いというふうに思っております。何よりもこの菅谷にある。しかも上宿です。上菅谷駅の近くにこういうものがあるということがとても貴いというふうに考えます。

道の駅や植物園に来たお客様を市内に呼び込むための、核にすることができるかと考えます。そして、年間を通したイベントや企画を打つこともできるということが、大変魅力的であります。

こちらですが、所有者が承諾していただければ、市で買収することも検討したほうがいいのではないかというぐらい、私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

せっかくのご提案ではありますが、老朽化が進んでいる現状から相当の予算を要することが見込まれることに加え、公共施設マネジメントの観点からも、市が伊勢又倉庫に関して買収などを行うには、慎重な判断が必要になるものと考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ちょっと重いので下ろします。

心配としましては、アスベストの問題があるかと思いますが、日本でアスベストが使われるようになったのは1955年、昭和35年以降だということありますので、これらが伊勢又倉庫が建てられた頃は、まだアスベストは使われていないと考えて問題ないかと思います。

この奇跡的に現存する歴史的資産を後世に伝える義務を負うのは、時の政治の役割だと私は考えております。日本の現存12天守閣が現在に残ったのも、成瀬家が平成まで維持した犬山城の特異な例もありますが、結果的には時の行政が決断したことが大きいわけです。

かの彦根城、実は明治に入り解体の危機がありました。陸軍の駐屯地になりました、石垣や門が次々に撤去され、天守閣も売却されてしまいました。明治11年12月に取り壊し用の足場が組まれたところに、奇跡が起きました。それは、北陸巡回から京都に戻る途中の明治天皇が近くに宿泊されておりました。同行していた参議大隈重信公がたまたま城見物に訪れ、解体を知った大隈公は武士の魂の入れ物、天守閣の消滅を惜しみ、天皇に保存を奏上し聞き入れられました。そして、今あの彦根城が残っているわけあります。

また、那珂市でも市長は記憶によく覚えていただいているかと思いますが、鴻巣の曾澤家住宅も解体寸前のところで免れ、現在は、ひたち海浜公園に移築され、後世にまでその姿を残すことができるようになったのは、まさに先崎市長が県議時代に行った大きな功績であるというふうに、私は感謝に堪えません。

そこで、市長の考えをお伺いしたいのですが。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございます。

観光振興、どうしたらいいかという視点に立っての貴重なご質問だったと思います。答弁をさせていただきます。

J R 水郡線上菅谷駅から近い場所にある伊勢又倉庫を活用して、新たな観光振興の拠点として生まれ変わらせるという、地元で育ってこられた小宅議員ならではの、ご提案と拝察しました。

先ほど産業部長から答弁があったとおり、市が主体的に関与するのは、現時点ではかなり難しいと、このように考えております。

今後、民間開発等により事業が進むようであれば、市といたしましても、観光振興に向けて必要な連携を図っていく気持ちはございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

実は先日こちらのオーナー様とお会いすることができまして、お話を伺ってまいりました。

敷地面積2,000坪、全部で6棟の建物がありますことは先ほど述べさせていただいたとおりですが、うち20坪の2棟と100坪の建物のうち1棟は、東日本大震災の被害が大きく、こちらは解体せざるを得ないかなというような話でありました。ですが、100坪の建屋3棟は、屋根を直せば少し利用できると。

場合によっては賃貸も考えてくださるというようなことでございましたので、次回、12月の定例会までに、さらなる調査を進めてまいりまして、また、ご提案をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告8番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○副議長（富山 豪君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

---

#### ◇ 渡邊勝巳君

○副議長（富山 豪君） 通告9番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 那珂市地域公共交通計画について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

渡邊議員。

[6番 渡邊勝巳君 登壇]

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨日、鈴木議員などからもお話がありましたように、9月になりましたのにまだまだ猛烈な日々が続いております。たまたま今日は涼しい雨なので、涼しいところですが、また明日から厳しい日が続くというような予報となっております。このような日々が続く中、通院や買物に出かけるのも危険な状態となっております。治療のために通院する方、命の危険を承知した上で出かけなければならないのは、理解の範囲を超える異常な事態だと感じております。

そして、今後、さらなる高齢化社会を迎えるに当たり、日常生活を支える交通手段を確保

することは、とても重要なことであります。ご承知のように、本市にはＪＲ水郡線があり、さらに9つの駅を有しているこの水郡線は、那珂市内の中心を通る基幹交通でございます。

また、茨城交通による路線バスも運行されており、水戸駅北口から常陸大宮市へ向かうルートと下江戸に向かうルート、さらに那珂高校や水戸農業高校前を通るルート、また、上菅谷駅から常陸太田市へ向かうルートなど、5路線、13系統が運行され1日当たり各路線で5本から8本の本数が運行されております。

路線バスのよい点は、鉄道に比べるとバス停の間隔が短いため、利便性が高い点があります。しかし、輸送コストが高いことから鉄道と比較すると料金が割高になる傾向があります。私が子供の頃は浜田の車庫から水戸駅を経由して、太田馬場へ向かうバスがありました。このバスは、15分から20分おきぐらいに運行していたと記憶しております。この路線があつた頃と比べると路線が廃止となり、運行便数が減ったりしてとても不便になったと感じておりますが、自分が社会人になってから、路線バスに乗客が多く乗っているところを見た記憶がございませんので、採算が取れず路線が廃止線となってしまうのもやむを得ないのかなという感じがします。

この路線バスに代わる交通手段として、以前はひまわりバスを、そして現在は、ひまわりタクシーを運行し基幹交通である鉄道や路線バスを補完することを目的として、重要な交通施策の一つとなっていることを理解しております。

しかしながら、このひまわりタクシーを含めた那珂市の交通施策について、よしあしに関する意見を耳にすることがあります。そのことから、今回、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、デマンド交通であるひまわりタクシーの現状について、お尋ねしていきたいと思います。

まず、ひまわりタクシーの利用登録者は、現在は何人で、近年の推移はどのようになっているのか。また、利用数はどのように変化をしているのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

ひまわりタクシーの利用登録者数は、令和4年度で3,416人、令和5年度で3,597人、令和6年度で3,797人であり、増加しております。

また、利用件数は令和4年度が1万9,516件、令和5年度が2万438件、令和6年度が2万137件であり、年度によりばらつきはあるものの、増加傾向でございます。実利用者数としては、令和4年度が849人、令和5年度が853人、令和6年度が827人であり、ほぼ横ばいとなっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

ひまわりタクシーの利用登録者は年々増加しており、利用する延べ人数も増加傾向にあるとのことです。

しかし、実際に利用している実人数は、ほぼ横ばいであることから、固定された利用者の利用回数が増加したのだと理解いたしました。

では、このひまわりタクシーの1日の運行時間帯は、どのようにになっているのか。また、直近の運行時間帯ごとの乗車人数と平均の乗車人数をお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

ひまわりタクシーの運行は、日曜日を除いた週6日としており、午前8時に事業所を出発する第1便から午後5時に事業所を出発する第10便を1時間ごとに運行しております。

令和6年度の運行時間帯ごとの乗車人数は、ピーク時間帯は10時の便で、平均1.9人が乗車しております。また、全時間帯を通しての平均は1.1人となっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

ひまわりタクシーは日曜日を除いた週6日、1時間おきに1日10便が運行されているとのことです。これに、年末年始などを除くと年間293日程度の運行になるのかと思います。

また、平均乗車人数が1.1人でピーク時でも1.9人なので、1台に2人は乗らないことになり、乗り合いではなくほぼ普通のタクシーとあまり変わらないような感じがいたします。あくまで平均なので、ごくまれに満車のときもあるかもしれません、平均乗車人数としては、かなり少ない感じがいたします。

では、逆に平均乗車人数が1.0を下回っている時間帯はあるのか。また、以前と比較してこの1.0を下回る変化はあったのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

乗車率が1.0を下回っている時間帯は、午前8時の便と午後5時の便であり、コロナ禍以前も同様でございます。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

1日の中でも朝の早い第1便と夕方の第10便の平均乗車人数は少なく、1.0人以下ということでした。ということは、運行せずに待機をしている車両があるということになるかと思います。

また、2019年のデマンド交通等に関する論文では、デマンド交通の全国平均乗車人数は1便当たり2.19人と示されております。やはり、運行便ごとの平均乗車人数は1.0を超える

べきだと思いますし、全体の平均乗車人数は2.0に近づくようにしなければならないと感じてしまいます。

もう少し掘り下げていきたいと思います。ひまわりタクシーの利用者は、自宅のある地区からどこの地区への利用が多いのか。また、その利用目的と割合はどの程度であるのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

各地区からは、菅谷地区への利用が多くなっています。また、利用目的といたしましては、市内の通院利用が約50%、次いで市内の買物利用が約20%となっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

菅谷地区には、病院やスーパーなどの商業施設、さらに、市役所などの公共施設が多くあることから、菅谷地区での利用が多いのは理解できます。

では、逆に菅谷地区の方々はどこの地区へ利用が多く、その利用の目的は何としているのでしょうか。それぞれの割合を含めて教えてください。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

菅谷地区の方々は、菅谷地区内での利用が約60%と、多くなっています。

また、利用目的としましては、市内の通院利用が50%、次いで市内の買物利用が約20%となっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

菅谷地区の方の60%が菅谷地区内での利用が多く、その目的の半数は病院であるとのことでした。ちなみに、那珂市的人口の41.2%は菅谷地区に住んでおります。ひまわりタクシーの利用者は、8,200人の人が菅谷地区の方で、そのうちの50%の約5,000人が菅谷地区内での移動になるということになります。

さらに、その菅谷地区の約75%が市街化区域内に住んでおりますので、約3,700の方が菅谷地区内での移動、つまり、2キロから3キロぐらいのちょい乗りで利用されているというふうに推測されます。

となると、1回300円の利用料金、割高に感じてしまうのは私だけでしょうか。例えば、自宅から病院に行って、それから買物をして帰るとなると、ひまわりタクシーだと900円の料金がかかってしまいます。それが、2キロから3キロしか離れていないとなると、何となく公平性に欠けるような感じがしてしまいますし、この点が解消されれば菅谷地区的利用者

が増えてくるのも考えられると思います。

ちなみに、これまで、ひまわりタクシーの利用者から苦情や要望などがあったのかをお聞かせください。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在の運行体制における課題を把握・整理することを目的として、昨年度利用実態に関するアンケートを実施しておりました。

そこでは、予約が乗車直前にできることや待ち時間の短縮が要望として多くございました。以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

現状では第1便と第2便を除いて、運行事業所出発の1時間前まで電話で予約ができるとなっています。確かに、出発ぎりぎりまで予約ができるのであれば、大変便利になると感じます。

また、車両が到着する時間が分かれば、夏の炎天下や悪天候のときでも、安全なところで待つことができるでしょうし、ストレスも軽減できると思います。しかしながら、現在のようにオペレーターの手作業では、限界となる部分もあると感じます。

近年のA Iの発達はすばらしいものがあります。時代の流れに遅れぬよう、先を見据えた対応の検討も必要な時期に来ているのかなと思います。

とは言いましても、やはり先立つものが重要になってくるわけです。そこで、ひまわりタクシーの運行経費はどの程度かかっているのでしょうか。また、国や県などから補助金があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

ひまわりタクシーは、2社のタクシー事業者により、セダン4台、ワゴン車2台の計6台で運行しております。その運行経費につきましては、利用券の印刷製本費、運転手の携帯電話料の通信運搬費、運行補償料を合わせますと、約3,600万円となっております。

現在、国や県などからの補助金はございませんので、一般財源で賄っております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

6台で3,600万円のことですので、1台当たり600万円の費用がかかっており、現在は国や県からの補助金もないことから、全て一般財源で賄っているということでした。となれば、ますます利用者の増加策や効率的な運行を行うことにより、経費の削減が必要だと感じます。

そこで、これらに対する対策を検討しているのか。また検討しているのであれば具体的な方法は何を考えているのか。さらに、具体的な考えがない場合、今後はどうしていくのかを教えてください。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、タクシー事業者とひまわりタクシーの待ち時間の短縮や直前での予約等について、運行体制見直しの検討を行っております。

運行体制の見直しを行い、利便性や運行効率を向上させて乗車率を上げることにより、運行に係る市の費用削減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

前向きに検討されているとのことでしたので、期待をしていきたいと思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、人間だけの力では限界があると感じてしまい、近年のAI技術の発達にはすばらしいものがあります。

のことから、運行経費削減のため、配車システムなどの導入が必要であると考えますが、これらのシステムを導入するに当たり、問題点は何があるのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在のひまわりタクシーは、利用する便の1時間前までに予約をすることとなっており、配車システムを導入することで、要望として多かった予約時間の短縮へ期待ができます。

しかし、配車システム事業者と打合せを行った際には、配車システムを導入しても、乗り合いの場合、予約時間を30分より短縮することは難しいと聞いており、タクシー事業者と運行の運用により、見直しができるか現在協議を進めているところです。

また、財政面では、現在の車両6台の配車に係る2名分の人工費が、年間300万円程度に対し、システム導入後のランニングコストが年間1,500万円程度と見込んでおります。

本市の現状では、財政面で考えるとAIシステム導入をする事業規模ではなく、また、費用対効果も望めないと考えていますが、今後、状況に変化があった場合は、検討していくと思っております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

確かに、乗り合いで運行しているひまわりタクシーにおいては、予約時間をぎりぎりまで短縮するのは物理的に不可能であると思います。これについては、現在、タクシー業者と協議中とのことですので、今後の対応に期待いたします。

それにしましても、配車システムのランニングコストが、非常に高額なのは驚きました。市が高性能なシステムを望んでいて、それをオーダーメードで作成すれば年間1,500万円のランニングコストがかかる可能性があるかと思います。

しかしながら、配車システムを導入している自治体がこれほどの高額な維持費をかけているとは思えませんし、オーダーメードではなくパッケージ型のシステムを導入すれば、先ほどお示しいただいた金額の10分の1程度の費用で賄えるといったことも耳にいたします。要は、どの程度のスペックが必要なのか。そして、それは100%満足できるものでなければ駄目なのかを十分検討する必要があると感じます。さらに、配車予約を行うシステムといったAIオンデマンドシステムを導入した結果、利用者が4倍に増加したという事例もございます。

いずれにしましても、まだまだ検討の余地が多々あると思いますので、今後、十分な調査研究を行い導入に向けての検討をお願いいたします。

利用者が増え、効率的な運行を行うことにより、コストを削減することは重要な課題だとお話をいたしました。しかしながら、利便性を求めるあまり、現在運行している台数を増車することには疑問を感じます。先ほど答弁にもありましたように、1台当たりで平均600万円の運行費用は利用料金だけで賄うことはできません。逆に増車を進めることによって、民営圧迫にもつながる可能性があると感じます。

これらのことから、そもそもひまわりタクシーは、民間タクシー業者への影響はあるのか。また、今後、その対応はどのように考えているかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

民間タクシー事業者は那珂市公共交通会議の委員になっており、その会議の場で協議等を行うとともに、個別でも意見交換を行い、民間タクシー事業者へ影響が出ないように調整をしております。

今後も民間タクシー業の圧迫にならないようタクシー事業者と協議、連携をしながら、市民の移動手段の確保に努めてまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

では、タクシー以外の公共交通であるJR水郡線や茨城交通路線バスとの共存や連携については、どのように考えているかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

水郡線や路線バスは、市内や市外へ移動するための基幹系交通機関として、大変重要であると認識しております。

また、民間のタクシーは、基幹系交通を補完し、自宅から駅や交通結節点までの移動をする役割を担っています。

ひまわりタクシーについては、それらを含めて補完する役割であると考えております。今後も鉄道会社や路線バス会社、タクシー事業者と連携をしながら共存できるように努めてまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

今後も鉄道会社や路線バス会社、タクシー事業者と連携をしながら、市独自の交通網を整備し、市内の交通弱者に対する支援を進めていただきたいと思います。

そして、市独自の交通網としては、ひまわりタクシー以外にもコミュニティバスが考えられます。以前は本市にも、ひまわりバスが運行していましたが、現在は休止しております。このひまわりバスにはいろいろな意見があったことも、ある程度は承知しているのですが、改めて確認させていただきたいと思います。

初めに、コミュニティバスであるひまわりバスは、福祉バスとして運行を開始いたしましたが、このひまわりバスを設立した目的とその経緯をお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

ひまわりバスは、主に高齢者や障がい者の方などに向け、無料で運行していた福祉巡回バスを平成21年度に見直し、平成22年度から通院や買物の移動手段として生活利便性の確保のため、有料コミュニティバスとして運行をしておりました。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

当初は、福祉循環バスとして無料で運行していた。それが平成21年度に見直しを行い、翌年にはひまわりバスとして有料化へかじを切ったとのことです。何となく、想像はつきますが、確認のためにまたお尋ねいたします。

ひまわりバスが運行休止となった経緯は何だったのでしょうか。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市街地の周辺には、古くからの集落が分布し、市街地とともに生活の場となっており、居住の場が市内のほぼ全域に分散していることから、効率のよいひまわりバスの運行が難しく、利用者数の低迷などにより令和2年3月末に運行を休止しております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

那珂市は、居住の場が市内のはば全域に分散しているので、効率のよい運行が難しかったことから、利用者の低迷などの理由により、令和2年3月末で運行を休止したとのことです。

居住の場が市内のはば全域に分散しているのは、那珂市の特徴であると思います。そのために、全域をカバーすることは、効率を考えた場合、厳しいものがあったかと思います。

参考までに当時の運行エリアルート、乗車数はどの程度であったかを尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

コミュニティバスは、発着地である菅谷地区と各地区を結んでいる地区コース路線と、菅谷、五台、しどりの湯・総合公園をそれぞれ循環する計13のルートで運行を開始しました。

その後、各地区コース路線と菅谷のみ循環していたコースは、路線の効率化のため廃止となり、最終的には菅谷五台循環コースと、しどり総合公園循環コースの2コースのみを運行しておりました。

菅谷五台循環コースは、主に図書館、イオン那珂店、ホーマック、かわねやのルートを運行し、しどり総合公園循環コースは、主に総合公園、平野台団地、静峰ふるさと公園、ナザレ園のルートを運行しておりました。

菅谷五台循環コースと、しどり総合公園循環コースの運行最後の数年間は、乗降人数は平均1万人程度でございました。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

当時は運営に相当苦慮され、そして、やむなく2つのルートに絞り込み、最終的に利用者も1万人程度になったとのことです。

今のひまわりタクシーの利用者が2万人ですから、人ではなく何を運んでいるのかといった声もあったのではないかと思います。

最終的に、2路線での運行になったようですが、その時の運行はどのように行われたのか、お尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

菅谷五台循環コースと、しどり総合公園循環コースの2コースを、土日祝日を除いた平日の1日2便から4便の運行をしておりました。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

運行するコースを減らしても利用人数が減少すれば、コスト的に厳しいものがあったと思

います。

ひまわりバスが休止になるまでの収支状況と、運行コストはどの程度だったのかを教えてください。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

2コースの運行コストとしては、市所有の小型バス3台を使用し、乗務員等の人工費や車検代などの車両維持管理費となり、平成29年度が1,286万円、平成30年度が1,272万円、令和元年度が1,432万円となっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

今のひまわりタクシーの1台分が約600万円の経費でございますから、2台分のコストがかかっていたことになります。これは、車両を市が所有していた上の金額ですから、運行を続けるのか、休止をするのかの判断はとても難しいものがあったのだと想像いたします。

結果として、ひまわりバスの運行は休止となったのですが、休止を決定したとき、市民からどのような意見があったのか、お聞きいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

ひまわりバスの利用は、バス停から近くの住民が多く、限られた方の利用が多くなっていた状況ですが、一部の利用者の方からは廃止すべきではないというご意見がありました。

一方で、ひまわりタクシーは市内全域の乗降場所をドア・ツー・ドアで移動することができるため、これからは、ひまわりタクシーを利用したいという意見がございました。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

では、今までにひまわりバスの休止を解除して、運行を再開してほしいといった要望があったのか、お尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

過去の利用者などからは、年に1から2回程度ひまわりバスを再開してほしいというような要望はございます。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

では次に、ひまわりバスの休止を解除する場合、どのような問題点が考えられるのか、お尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市の場合、居住の場が市内のほぼ全域に分散していることから、効率よく運行させるためのルート選定が重要であると考えております。

また、ルートを選定するには、需要の把握と収支のバランスについても検討が必要であるとともに、課題であると考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

確かに、市内全域を走らせる場合には、いかに効率よく運行させるかが重要になると思います。しかしながら、効率を追求していけば、利用しにくく、不便になることも想像できます。そのため、部長がおっしゃるように、需要の把握と収支のバランスについての検討も必要となるわけです。

冒頭、ひまわりタクシーの現状についてお聞きいたしました。そして、年間の乗車人数が2万人であること。平均乗車人数が1台当たり1.1人であること。さらに、菅谷地区、特に市街化区域内にお住まいの方の利用が多いこと。また、この地区の方は短距離の移動が多く割高感が感じられてしまうのではないかということ。これらのような課題が見えてきたような感じがします。

ドア・ツー・ドアのひまわりタクシーには魅力があります。しかしながら、予約の煩わしさがなく、決まった時間で運行され、さらに安価で利用できる利用者の多い市街化区域内に限定するコミュニティバスにも魅力を感じてしまいます。

そこで、今回、市街化区域内に限定するコミュニティバスについて、私なりにシミュレーションをしてみたので、しばし、お時間をいただきたいと思います。

お手数ですが、資料の1ページをご覧ください。

こちらは、デマンドタクシーであるひまわりタクシーの現状をまとめたものでございます。

まず、現在、ひまわりタクシーは6台で運行しており、その運行補償費は年間3,600万円かかっております。これを1台当たりとすれば、年間600万円の金額となります。

次に、年間運行日数は293日、年間の走行距離は6台で18万5,000キロになります。そして、年間乗車人数は2万人ですので、1台当たりの平均乗車人数は1.1人となります。

この年間乗車人数に、300円を掛けた金額が、利用者が支払う金額で、約600万円となり運行補償費から料金収入を差し引いた約3,000万円が市の負担している実質公費負担額となります。

次に、菅谷地区では交通の課題です。今回大きく2点を挙げさせていただきました。

1点目は、市街化区域内での利用ニーズが高い点です。これは、令和6年12月の住民基本台帳による地区別人口を基に人口比率を算出し、菅谷地区で利用者を想定いたしました。

これによると、那珂市的人口の41.2%が菅谷地区に住んでいますので、利用者2万人に41.2%を掛けた8,200人が菅谷地区での利用人数となります。これに2020年の国勢調査による菅谷地区の市街化区域内に住んでいる割合75%を掛け、菅谷地区の市街化区域内の利用者は、6,100人と仮定いたしました。これにより、全体利用者の31%が市街化区域内に住んでいる人だったことになります。

2点目は、現行のデマンド方式による、ひまわりタクシーでは、効率性に課題があることです。

菅谷地区には、病院、スーパーなどが多くあります。また、同地区の方が、ひまわりタクシーを利用する際に多いのが、同地区内の通院や買物への移動であり、約75%の方が短距離利用となっていると想定できます。

具体的に申しますと、例えば、菅谷の堀之内に住んでいる方が、市役所そばの病院に行き、帰りに349号沿いのスーパーで買物をして帰宅をすれば、900円の料金がかかります。このことから、1回300円の料金は住んでいる場所などにより、利用距離に差があることから、必ずしも公平だとは感じません。

このように、那珂市内でも菅谷地区は他の地区と違った問題があると考えます。

そこで、2つの提案をしたいと思います。

それは、ひまわりタクシーの減車と菅谷地区循環バスの導入です。

初めに、ひまわりタクシーの減車についてですが、2ページをご覧ください。

まず、現行の運行台数6台から4台に減車します。現在の1日平均乗車人数は、1.1人ですが、ここから菅谷市街化区域内の利用人数6,100人を差し引いて計算すると、1万3,900人となり、これを6台の運行で計算いたしますと、1日平均の乗車人数は0.79人となります。

これは、乗車人数が1.0を下回り、乗車されない車両、つまり、運行せずに待機中の車両があることを意味し、減車しても問題がないと考えられます。これを4台に減車した場合、平均乗車人数は1.19人となり、現在よりも若干増えるものの、車両が不足するまでには至らないと考えます。

この4台での運行を基準として、運行補償費の額を算出しますと、1台当たり600万円でするので2,400万円となります。

次に、料金収入ですが、利用人数2万人の中から菅谷市街化区域内の利用人数6,100人を差し引きますと、1万3,900人ですので、これに300円を掛けますと、417万円の料金収入が見込まれることになります。

運行補償費から料金収入を差し引いた1,983万円が、市が負担する実質公費負担額となり、減車前と比較しますと、1,017万円の節減が可能となります。

次に、菅谷地区循環バスについて、検討いたします。

○副議長（富山 豪君） ご連絡いたします。正午になりましたが、このまま議事を進めさせていただきます。

渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） それでは、資料の3ページをご覧ください。

先ほど、菅谷市街化区域内の利用人数を6,100人と仮定いたしました。循環バスはひまわりタクシーと比較すると、ドア・ツー・ドアではないものの予約の煩わしさがなく、決まった時間で運行され、さらに安価で利用できるメリットがあることから、利用者の増が見込まれることが考えられます。

そして、その増加率を25%と仮定すると、7,600人となります。これに運行本数を午前2回、午後2回と想定し合計4本、さらに、運行日数はひまわりタクシーと同じ年間293日と仮定します。

次に、運行する車両の大きさですが、年間乗車人数7,600人を運行本数、運行日数で割り、さらに余裕率を2倍と想定しますと、1日当たりの平均乗車人数は13人となります。ジャンボタクシーの定員が9から10名程度ですので、マイクロバス級のものが必要だということになります。

次に、運行距離数とバス停の数ですが、市街化区域内の都市計画道路など、幹線道路を一筆で回る計算をいたしますと、約15キロメートルとなります。これを農林水産省施策研究所が発表している食品アクセス困難者にならない距離が500メートルとなっておりますので、仮に400メートルで割りますと、バス停の数は38か所となります。

なお、1日の運行距離は15キロメートルに運行本数の4本を掛けた60キロメートルとなります。

また、利用料金の仮定ですが、以前のひまわりバスの同額の100円といたします。これは、ひまわりタクシーの3分の1の額となります。これに利用者数を掛けますと、料金収入は76万円となります。

次に、循環バスの委託費、こちらを算出したいと思います。

6ページの別紙をご覧ください。

こちらの算出には、国土交通省で示しています、スクールバスの年間契約の計算例、それと、関東運輸局の公示の単価を基に行いました。

初めに、マイクロバスの1日当たりの貸切り運賃、料金を算出いたします。

初めに、キロ制運賃ですが、1日の運行距離数60キロと車庫までの往復距離10キロを足したものに単価120円を掛けますと、9,600円となります。

次に、時間制運賃ですが、15キロの距離を時速20キロで走行すると45分、バス停の停車時間を1分とし、停車率を70%と仮定すると、バス停35か所で27分となり、1本当たりの運行時間は1.25時間となります。これを1日4本で運行すると5時間となります。

さらに、車庫間の移動が往復で0.7時間、運行前と運行後の点検が延べ2時間として、合計で7.7時間となります。これに単価の4,770円を掛けると3万6,729円となり、キロ制運賃と時間制運賃の合計である4万6,400円が1日当たりの貸切り運賃、料金となります。

この金額を基に年間の運賃額を算出するのですが、その計算式は年間運行日数に稼働率を掛けたものを、1日当たりの貸切り運賃に掛け、それに年間の運行日数から年間運行上限数を引いたものに、1日当たりの貸切り運賃を掛けたものに、それを加えたものが合計の年間額となります。非常に分かりにくいので、合計の額だけ申し上げます。約1,062万5,000円となります。

恐れ入りますが、再び3ページをご覧ください。

先ほど求めました1,062万5,000円が下から2番目の委託費となります。そして、この委託費から料金収入の76万円を引いた額が、菅谷地区循環バスを導入した際の市が負担する実質公費負担額986万5,000円となります。

4ページをご覧ください。

こちらは、年間ベースでの比較表となります。

まず、ひまわりタクシーの現行の公費負担額が3,000万円で、これを2台減した4台体制ですと公費負担は1,980万円となります。

次に、菅谷地区循環バスの公費負担額は、986万5,000円となり差し引きの支給額改善効果は年間30万円となりますので、約30万円の負担が毎年抑えられるという形になります。

今回、循環バスの利用人数を25%と仮定して算出しましたが、今と現状と同じ人数であつたとしても、市の負担は抑えることが可能となります。

次に、今回提案の導入の効果ですが、公費負担を増やさずに、循環バスを導入できるということと、市街化区域内の住民の利便性を向上できるというところが、大きな効果であると思います。

しかしながら、こういう結果だから導入すべきだとは、簡単に申し上げられないと思います。と言いますのも、次にあります、今後の課題が重要となってまいります。

導入に当たりましては、市民に対し運賃や運行日数などの合意形成が必要ですし、それを踏まえた上で委託業者との協議、委託額の算出が必要となってまいります。

また、現在のひまわりタクシーとの役割区分の明確化や現在の委託業者との協議も重要です。それらの課題を検討解決した上で、導入ができるものだと理解はしております。

それとあわせまして、ひまわりタクシーの配車システムや従量制運賃、キャッシュレス決済やポイント還元など、利用促進施策の検討も必要であると考えます。そして、できることならば、道の駅や県立植物園の循環バスの運行の検討も進めていただき、那珂市へ訪問される方の増加策に活用していただきたいと思います。

提案の最後に、まとめを次の5ページにお示しいたしましたので、後ほどご覧いただければなと思います。

さて、長々と提案を述べさせていただきましたが、効果の測定、検証の方法には実証実験という手段があります。実際にどの程度の利用があり、収支はどうなるのか、まずは実験してみるというのが、一番のデータ取りだと思いますので、半年から1年の間、この程度ですが、実証実験を実施されるのもいいのではないかと提案をさせていただきたいと思います。

続きまして、今後の地域交通についてお聞きしたいと思います。

本市では、那珂市地域公共交通計画を策定し、那珂市の地域交通について示されております。先ほどのひまわりタクシーの配車システムや従量制運賃、キャッシュレス決済やポイント還元など、利用の促進施策が必要とお話をさせていただきました。

これについて、本計画の施策4にもキャッシュレス化の推進とあります。今後、図書館の貸出しシステムにもマイナンバーカードを利用する案が検討されるのであれば、キャッシュレス化の推進を図るため、マイナンバーカードを利用した地域通貨の導入も考えられるのではないかでしょうか。そうすれば、ポイント付与などの可能性もあると考えます。

そこで、地域通貨の導入に対する見解と導入の問題点は、何があるかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

地域通貨を導入し、キャッシュレス化を推進することにより、一部の方の利便性の向上は期待できるものの、収益性の課題などから、ひまわりタクシーのみでの導入は難しい状況です。

現在、具体的な導入への動きはございませんが、今後、導入する際には、全庁的な取組や議論が必要であると考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

おっしゃるように、地域通貨の導入は、ひまわりタクシーのみで導入するものではありません。導入は那珂市全体で考えるべきであります。マイナンバーカードを利用した地域通貨を導入する自治体は増加しております。さらに、地域通貨には地域限定の決済システムだけではなく、ポイントの付与や交付金等の配布にも活用できます。例えば、利用額に応じたポイント付与だけではなく、健康アプリなどと連動させることによって、歩いた歩数によって、ポイント付与できれば、健康づくりにも寄与できると考えられます。

このポイントを利用し、買物やひまわりタクシーの利用に使ってもらえば、利用者の増加や経済の活性化にもつながるものではないかと考えます。しかしながら、導入には費用が必要となります。また、導入したが利用できる店舗が少なく、結果的に無駄になるのではといった懸念もあります。

これにつきましては、マイナンバーカードを活用した地域通貨の決済システムの導入については、国からの補助金が活用できます。さらに、配車システムや運行管理システムなどを

連動させることや図書館の貸出しシステムなど、複合的に整備した場合、補助金の適用範囲が増え、単体で導入するより有利になる場合もあります。ただし、補助金ですので他の自治体の整備が進んできた場合、打ち切りになる可能性も十分に考えられます。さらに、加盟店などは手数料の免除や端末の導入の支援を行うことで、加盟店率を上げることが可能であるというふうに考えられます。

いずれにしましても、時代の流れに遅れることなく、むしろ、近隣をリードし多くの方々を引きつけられるよう、魅力的なご検討をお願いいたします。

以上のように、本市においても今後、市民の足をどのように確保していくかは大きな課題であります。しかも、住んでいる地域や環境によって、求められる交通手段は多岐にわたります。冒頭に申し上げましたが、高齢化の波がなくなることは考えられません。

最後に、今後ますます増加するであろう、交通弱者への対策について、全体を総括して市長の答弁を求めます。

○副議長（富山 豪君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございました。

渡邊議員さんのこれまでの知見、様々なデータを分析してのご質問、提案だったと受け止めました。答弁申し上げます。

本市の市内全域に集落が分散している特性を踏まえますと、本市の公共交通は基幹系交通である水郡線や路線バス、それを補完する役割である民間タクシー、さらにそれを補完する役割である市の公共交通システムが連携しながら、お互いの役割を担い、共存していくことが必要である。これは議員さんと同じ考え方でございます。

そのためには、特に市内に9つの駅がある水郡線の利用者増加につながり、かつ、民間タクシー事業者への影響のない範囲で、主に市内での利便性向上に向けた、より費用対効果の高いフィーダー交通、つなぐ交通の確保が今後の持続可能な公共交通ネットワークの構築には欠かせないものになってくると考えております。

現在において、フィーダー交通の一つの方法として、ひまわりタクシーを運行しておりますが、運行経費と運賃収入のバランスを考慮しながら、必要に応じて改善や新たな仕組みづくりを取り入れ、日常生活を支える交通手段の維持確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございました。

那珂市の特性を考慮し、官民双方の役割を担い、共存しつつ、市民の利便性を確保していくと、ご答弁だったと解釈いたします。

今回、那珂市の地域公共交通計画について、ひまわりタクシーと菅谷地区循環バスを中心に質問と提案をさせていただきました。一議員での調査や資料の収集には限界があり、今回の提案内容には正確性が欠けるところもあるかと思います。

これらの点を市が調査していただければ、かなり正確な数字がつかめるかと思いますので、ぜひご確認をいただき、そして、今後の議論と検討の資料となるよう、結果をお知らせくださいますようお願い申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（富山 豪君） 以上で、通告9番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（木野広宣君） 通告10番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 人口急減社会におけるハコモノ行政について。2. 気候変動における市民生活の変化とその対応について。3. 生活困窮家庭支援とフードロス対策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今はちょっと台風が近づいているということで、かなり雨が強くなってきております。それぞれ防災関係の方々もご尽力いただければと思っておりますし、それほど大きな被害がないことをお願いしたいなというふうに思います。

また、そういう意味で、なかなか傍聴にも来られないという方もいらっしゃると思いますから、ユーチューブにてご覧いただいている方も多いと思いますので、しっかり頑張ってやりたいというふうに思います。

まず、人口急減社会におけるハコモノ行政について伺います。

もう少子高齢化と言われてから一体何年たったのでしょうか。どんどん子供が減る。そして、お年寄りが増えていく。それもさらに寿命が延びていく。ご長寿は、まさに喜ばしいこと、おめでたいことありますが、健康状態に悩まれながら、また、介護状態を余儀なくされて年を重ねていかれる高齢者も増えてまいりました。大きな社会問題と捉えております。

一方で、出生数も毎年過去最少を更新している現状であり、子供が減少しています。地域差はありますが、学校によつては、児童・生徒数も減り、クラスの数もクラスの中での子供の数も減つております。この少子化によつて、結果として日本全体の人口も今は恐ろしく減つています。総務省の統計によりますと、2004年の1億2,784万人をピークに減少を始め、2024年10月現在の日本人人口は、1億2,029万人。そして、今後15年後の2040年には約1億人、35年後の2060年には9,000万人を切ると推計されています。特に、この1年は約90万人が減少し、いわゆる100万人都市が一つ消滅、または秋田県そのものとか、富山県そのものの人口がごつそり減つてゐる、そういう状況であります。

この那珂市においても、2025年には5万2,000人ですが、2040年には4万6,000人、2060年には3万6,000人を切ると、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研において推計されています。人口が単純に減るというだけで、その地域の活力が失われていくわけですが、さらに危惧すべきなのは、その人口動態の中身です。人口が減つても子供が多いとか、または働き盛りで税金をバンバン納めてくれる人口、いわゆる生産年齢人口が多ければ、社会全体が成り立つていくわけですが、日本、そして那珂市の人口動態の中身を見ると、残念ながらそうはなつていません。

今回も議長の許可をいただきまして、皆さんに資料を配付させていただいております。まずはお手元の資料1をご覧ください。

これは、那珂市が作成した公共施設等マネジメント計画の一部です。これを見ますと、那珂市の人口動態、これが那珂市の人口、例とした表はございますけれども、2025年、令和7年には、この下のグラフでいきますと、ゼロから14歳の子供の人口というのは約6,000人、15歳から64歳のいわゆるこの生産年齢人口というのは、約2万8,000人、65歳以上の高齢者人口は約1万8,000人ですが、2040年、令和22年には子供人口は約ざっくり5,000人、生産年齢人口は2万3,000人、高齢者人口は1万9,000人となつています。

さらに2060年のデータがあるのですが、それは子供人口が3,000人ということで、いわゆる、この今年2025年に比べますと、45%の減少であります。生産年齢人口は、1万7,000人というデータになっておりましたので、41%の減少でございますから、ここらあたりで、なんと半分、約半分しかいないということになります。税金を払う人口が今の半分でございます。

そして、高齢者人口は1万7,000人で相変わらず同じ規模を維持。ここは年金を受け取る世代ですから、税金で生活する方々です。実はもうとっくに日本は超高齢社会に突入しております。言葉の定義として高齢者が人口の7%以上の社会を高齢化社会と呼びます。人口21%以上の社会を超高齢社会といふのです。この超高齢社会といふのは、日本では既に2007年に超えておりますから、これからはこの少子高齢化といふ言葉は使わないほうがいいです。使わないでいただきたいと思います。今は少子超高齢社会と正確に表現し、真っ当に現実を直視すべきだと思います。

那珂市は、2025年、今年で高齢化率はここに記載しておりますとおり、今で35%ですから、申し上げたとおり定義上は21%で超高齢社会ですよ。ですから、現時点で相当な高齢化率です。

そして、なんとあと35年後には高齢化率が45%、こういう社会になっていきます。これは、社人研が全国の市区町村の人口動態として発表しているデータであります。必ずしも、このとおりに進むとは限りませんけれども、むしろ、逆にこれ以上に悪くなっていくことだってあります。少なくとも、このデータに信憑性を感じて行政経営をしていかざるを得ません。人口減少社会ではない。人口急減社会がこれから到来していきますので、これまでの考え方で行政を経営していくは非常に危険です。今回は、このような視点からただしていこうというふうに思います。

では、那珂市における人口動態、私なりにご説明をしましたけれども、行政としては、どのように把握しているか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市における今後の人口動態については、令和7年3月に策定した第3期那珂市総合戦略「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」の中で、2040年を当面の目標年次と定め、最終的に2060年までの人口の将来展望を行っております。

令和2年の国勢調査の確定値及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」を基にした人口シミュレーションでは、2020年の総人口は5万3,502人で階層ごとの比率は65歳以上の老人人口が32.24%、15歳から64歳までの生産年齢人口が55.98%、14歳以下の年少人口が11.78%となっております。

2040年の総人口は4万6,291人で、同様に老人人口が40.05%、生産年齢人口が50.47%、年少人口が9.48%と推計されています。

2060年の総人口は3万6,807人で、同様に老人人口が45.40%、生産年齢人口が45.98%、年少人口が8.62%と推計されています。

出生数の減少と死亡数の増加により、自然減は今後も拡大傾向にあることが予測され、本市における人口減少の要因につきましては、全国的な傾向でもあります、少子高齢化の進行によるものであります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） もう少子高齢化ではなくて、少子超高齢社会でございますからね。今、今後非常に厳しい時代が到来するということは、共通の認識でできたと思います。

では、人口は減っていきますが、行政は事務を運営しますので、予算を編成する必要があります。人口規模は予算規模に大いに影響します。歳入の3割から4割を占める市民税の推移は人口規模に直結するわけですから、人口急減社会に向かうに当たり、予算規模がこれか

ら増えるのか、それとも減るのか、この予算規模の推移を伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市においては、2040年や2060年までといった長期的な財政見通しは作成しておりませんが、総合計画に基づく3か年の実施計画を、中期的な財政見通しにより策定しているところです。

人口減少や少子高齢化が加速していくことが予想される中で、市税収入の大幅な伸びは期待しにくいところであり、また、歳出においては、扶助費等の社会保障関係費の増加が見込まれるところです。

一方で、地域の振興や公共施設の長寿命化への対応などが求められていることから、令和8年度実施計画策定方針においては、令和7年度当初予算における一般財源総額を超えないことを要求基準とし、事業費を含めた事業内容の精査や、事業の年度間調整を図るなど、持続可能な財政運営に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今のご答弁、長期的な財政見通しは作っていないという答弁であります、ちょっと驚きであります。この3年とか5年とか、こういう予算組みしか考えていないとすれば、ちょっと近視眼的な感じがいたしますので、それでよろしいのでしょうか。

と言いますのも、高齢化に比例しまして扶助費がます増加をしていきます。これは、社会保障制度の一環として、高齢者や生活困窮者、障がい者に対する福祉施策のことであります。

また一方で、人口動態とあまり連動せずにかかる歳出があります。これは、ハード面のインフラ、つまり、道路や橋梁、上下水道やまた公共施設である市役所、支所、公民館、ふれあいセンター、交流センター、幼稚園園舎や小中学校の校舎、体育館、給食センター、総合公園、市営住宅など、これらの増改築、更新や布設替え、耐震化に係る経費であります。

特に、この下水道管などは今年5月に埼玉県八潮市において、この経年劣化による破裂で道路が陥没しまして、犠牲者を出しました。あれほどの規模の下水道管は、那珂市にはないということですが、規模を小さく見ると、実は市内各所で道路陥没は頻発をしております。

いわゆる、これらインフラ、公共施設における維持管理費は必ずかかるものであります。これらの維持管理費を俯瞰して見て、計画を立てて実践することが大切です。

お手元の資料1の2ページ目をご覧いただきたいのですが、2ページ目に那珂市における公共施設の更新費用の試算推計であります。

ここに、この文章に書いてあるとおりですが、今の施設、今後40年で維持した場合、最終的な更新、いわゆる建て替えに必要な費用総額は、約666億円になります。これを1年間当たりに割り返しますと、16.7億円。しかし、1年間の普通建設事業費平均額は18.9億円。

建設に係る事業等予算として出しているのが18.9億円。ただ、今後、更新で係るのを年当たりにすると、16.7億円ですから、これは、88%が更新費用ですよという計算です。お分かりですか。つまり、今ある公共施設の建て替えを含めた更新費用は、1年間の建設予算の9割ぐらい必要だという計算です。

ですから、毎年、建設事業予算の1割の約2億円ぐらいしか新しい予算は使えないという計算に、この表はなっています。というか、那珂市がこのように作成をしています。これは、建物の増改築とか新しく道路を造るのも、今ある道路の維持補修、草刈りも含めて、全てでこの年間18.9億円です。建設予算のうち9割も義務的経費があると、そういう厳しい財政状況をこれは示しているということです。

3ページ目を見ていただきますと、これまた、この適正配置による総量縮減の推進と書いてありますて、公共施設はいろいろと書いてありますけれども、真ん中辺りを読みますと、かなり厳しいわけですよ。施設の新設に当たっては、安易に建設するのではなく、既存施設を最大限活用することを原則とし、整備の抑制を図りますと、また、施設を新設・更新する場合は、施設の総量削減目標に配慮するとともに、費用対効果を考慮して整備しますというふうに書いてありますて、その下に縮減目標、総延べ床面積を30年間で15%縮減しますというふうな目標になっております。

これ自体は、ここ30年で15%床面積を減らしますとなっていますが、10年前にできた計画なので、もう10年、1期目が大体今年で終わるのです。ほかのページを見ると、この1期目の10年の達成率、どれぐらい達成したか、これも表に出ておりますが、大体7割程度ということになっております。ですから、30年で15%縮減というのも相当厳しいと思いますが、それでも、その最初の10年でも7割しか達成していない。縮減に当たってね。だから、これからこの計画の目標を達成させるには、今後20年でもっともっと縮減をしなきゃいけないという現状なんだろうというふうに思います。

ですから、ここからすると、もうこれから新しい建物は怖くて造れないです。今ですら縮減目標に足りていない。新しくもし建てれば、それも含めてこの公共施設等マネジメント計画に入れて、更新費用を考えなければならないということなので、これが現状。これで、箱物行政をやっていくかどうかという話になっています。

また、なおこのマネジメント、この数値、先ほどの2ページ目に出てきた数値の状況というのは、実は公共施設、この数字自体は建物の更新費用しか入っていません。先ほども申し上げた、それ以外もインフラがあるわけですよね。道路、上下水道、あと農業集落排水、公園、そういうものも今後、更新する必要があると思いますが、それはこの中に入っていないのです。これ以外にまたかかるお金で、なつかつ水道管は今ある水道管の借金がまだまだ残っています。これが、現実なのでこらが相当、今ある公共施設とかインフラを維持していくだけでも莫大な経費がかかるというふうに思われます。

一方、申し上げたとおり、人口が恐ろしいくらい減っていきますからね。でも、かかる固

定経費は一定程度、相当かかる。でも政策は展開しなきやいけない。そうなってくると、もうこれは「あれもこれも」という時代では、とっくになくて、もう「あれかこれか」をよっぽど、これから厳しくやっていかなきやいけないだろうというふうに思います。

まさしく前例踏襲的な今までこれをやっていたからいいだろうとか、そういうことじゃなくて、本当に市民生活に直結した、本当に必要なものだけしっかり絞って、それ以外はおそらくは、これは今までどおり予算はつけられなくなっちゃいますよということが出てくるのではないかと思う。そういう厳しい経営判断をしていく必要があるのだと思います。ただ、そうなると、その判断の根拠というのをやっぱり市民にしっかり説明をして、理解を求めていかなければならない。

そういう中で、この人口急減社会における政策の優先づけ、特に箱物行政に対する考え方はどのようにあるべきか。それを問いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市においては、第2次総合計画後期基本計画により、「住みよさプラス活力あふれるまち」をまちづくりの目標に定め、各分野で計画的にまちづくりを進めています。

また、総合戦略では、人口減少社会、地域経済縮小に対応するため、安定した雇用の創出戦略、那珂市への人口還流戦略、結婚・出産・子育て応援戦略、時代に合った地域の創造戦略の4つの分野において多様な施策を展開しているところです。

政策の実施に当たっては、今般の物価高騰等の社会経済情勢やデジタル化等の技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした人々の意識と日常生活の変化、激甚化する自然災害への対応といった目下の課題及び人口減少社会への対応に必要な政策について、財政状況を勘案しながら毎年実施計画を策定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そういう人口減少社会への対応に当たって、必要な経費についての議論をしていく。まさしく、その議論ですけれども、そういう認識が今回どんどん減っていく。しかも、固定がこれだけかかるという数字が出ているわけです。申し上げたとおり、2060年には税金を払う人は半分になります。本当に厳しい判断をして市民に負担の少ない政策を優先して進めるべきだと考えています。

そういう中で、今進めているこの道の駅に関しては、現在の試算でも約30億円かけて建設をして、その約4割は市民の借金ですね。これが資材高騰の折に30億円では済まないかもしれません。また、供用を開始すれば、年間約10億円を今後30年かけて、売り続けなければならない。この30年後というのが、ちょうど税金を払う人口が今の半分になっているのです。本当にそこまで責任を持って行政経営をやり続けられるか。そこまで視野に入れて、今、優先づけをしていかなければならないと考えます。

この箱物というのは、一たび造れば、そこから少なくとも30年後の大規模改修工事まで、住民のためのサービスを提供し続けなければなりません。この道の駅は、ほかの公共施設とは違いまして、ずっと継続的に30年近く、毎年継続して黒字を出し続けていかなければならぬと。もうかれど利益、ただ赤字なら市民生活を大きく圧迫することになります。今、市内を歩くと、道の駅にかけるなら、ここにお金を使ってほしいとか、それをやるのだったら、あれに使ってほしいとか、様々な声が聞こえてくるのも率直なところあります。

市は、こういう声に虚心坦懐に耳を傾けて、なぜ固定経費が相当な割合を占める。特に、建設コストにおいては、年間の9割は更新費用に充てなければならない。こういう現状にあるにもかかわらず、道の駅を新しく建設するのか、率直に市民に語りかける必要があるのでないでしょうか。

そういうことも含めて、この人口急減社会におけるハコモノ行政の在り方について、改めて市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

箱物行政という言葉は、いろんな捉え方があるようですが、私なりの解釈で回答を申し上げます。

人口減少が進んでいく社会において、市民の安心・安全で豊かな生活を支えるのに必要な行政サービスを維持していくことが求められます。これは、議員さんのおっしゃるとおりです。

そのためには、長期的な視野を持って、市民サービスを維持しつつ、財政の健全性と地域の持続可能性を両立させていくことが、重要であると考えております。

公共施設の機能を複合化し、統合するなど柔軟な対応や、今ある建物を大事に長く使っていく長寿命化などの取組を進め、効率的で効果的に行政サービスを提供できるように、マネジメントしていくとともに、人口減少社会、人口急減社会でもいいですね。地域経済縮小への対応として総合戦略に位置づけた、定住人口や関係人口確保への取組、複合型交流拠点施設である道の駅の整備など、地域の経済循環を促す政策を推進することにより、那珂市が将来にわたり、住みよさと活力を保った、持続可能なまちとして発展し続けられるように、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

とにかくこれは、誰がどう言おうと人口は減っていく。建物は日一日と古くなっていく。これを更新しなきやいけない。今回は、僕はマネジメント計画で主に話をしましたが、これに抜けているのは、先ほど申し上げたインフラの整備、上下水道、農業集落排水、道路、そちらに關しても当然、これからかかっていくのです。これがちょっと数字的にもっと明らか

にしていかないかやいけないとは思っておりますので、またそれは追って、今の那珂市の現状はどういう状況なのかというのを包括、俯瞰しながら、またお話をしたいと思います。

何遍も話したとおり、もうあれもこれもできませんから、あれかこれかと厳しい選択をしていく。そのための理由づけも、また市民への説明も必要だと思いますので、ぜひ市長にその行動を切望いたしまして、この項目を終了いたします。

では、2番目の項目、気候変動における市民生活の変化とその対応について伺います。

こちらも、先ほどの人口減少と一緒にございまして、気候変動、また地球温暖化はまさしく誰の目に見ても明らかで否定されることがない状況になっております。今年の夏は観測史上、一番暑い夏になりました。今日は、まだ涼しいですけれども、ただこれが今年で終わればいいけれども、来年もそして、また再来年もということになるだろうというのは、もうみんな感じていることです。

気候変動の影響として言われることは、例えば、海水の熱膨張や氷河が溶けて今世紀末には、海面が最大82センチメートル上昇、南太平洋の島国では、本当に沈んでしまうのではないかと、そういうふうなところが今現在進行形のようあります。世界平均気温が産業革命前から1.5度から2.5度以上高くなると動植物の約二、三十%で絶滅リスクが増加。マラリアなどの熱帯性の感染症によるリスクの高い地域が拡大、極端な高温、熱波、大雨の頻度が増加し、台風が大型化、頻発化などがあり、まさしく全世界的に人類のみならず、全ての動植物に深刻な影響が発生してきます。

これは、もっと私たちに身近な市民生活全般においても当然様々な影響が想定されますが、この影響については、どのようなものがありますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

本市におきましても、今後さらに気候変動が進むことにより、集中豪雨による洪水や土砂災害の発生など自然災害の増加、気温上昇による熱中症や感染症などの健康被害が増加する可能性、平均気温の上昇により農作物の収穫量が減少する可能性など、様々な影響が考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく、そのようにいろんな影響があると思うのですよ。これに關して行政としては、どのような対応が考えられますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

気候変動の適応策といたしましては、マイタイムラインの作成や防災マップの普及啓発など、安全な避難措置を周知し、自ら適切な判断ができるよう市民の防災意識を高めていく自然災害対策。

熱中症予防・対処法の普及啓発、クーリングシェルターの確保、感染症の発生動向を注視し、感染症を媒介する蚊やダニへの注意喚起などによる健康被害対策。

気候変動に適応する品種の情報提供などにより、食の安定供給につなげていく農業分野の対策などになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく多岐にわたるということになります。大変なことになると思います。

今、クーリングシェルターの話をいただきました。私は、この温暖化による今年の酷暑に対応する内容として、この間、6月議会の一般質問でクーリングシェルターをもっと準備してほしいという話をしました。これは、環境省のいわゆる国の施策でありまして、例えば、あした熱中症特別警戒アラートが出るよというのであれば、環境省から都道府県に、そして、市区町村に連絡が来て、市区町村であらかじめ登録しているクーリングシェルターを開設する。こういうことになっています。

しかし、この熱中症特別警戒アラート、特別警戒アラート、この特別がつく、特別警戒アラートは、暑さ指数が35以上でないと発出されないので。よく出ている熱中症警戒アラート、特別がつかない普通の警戒アラート、これは、暑さ指数が33で発出されますが、35以上は、これまで出たことがないんですよ。だから、環境省からの指示では全国どの市区町村でもクーリングシェルターは多分開けていないのではないかと思うのですよ、国からの指示では。

しかし、先ほども申し上げたとおり、今年の夏は過去最高で、各地で40度頻発、暑い夏でした。40度といっても、それは涼しい所で測って40度でありまして、外へ出てアスファルト歩いたら、これは44度、5度になっているのではないかというぐらいの話でございますから、大変なことですよ。熱中症のために倒れて、救急車を呼ばなければいけないという患者も、やっぱり多かったというふうにも聞いておりますし、まさしく生命の危険があります。

これだけ、過酷な高温という、言わば災害に襲われているのに、せっかくクーリングシェルターを用意していても、那珂市でも一度も開いていない。このこと自体本当にいいのかなと思うのですよ。

ですから、環境省に対して暑さ指数35までいかなくとも、開設するという指針に変更するように、これは訴えるべきだなと思います。または、開設する判断権限を市区町村に与えていただくように要請すべきだと思います。

この暑さ指数は、単なる温度だけ、気温だけではないですから、総合的な要因で決めるので、日本全国、北海道から沖縄まで同じような環境はあり得ない。やっぱり市区町村のその状況で危険だという判断を市区町村に落としてもらえれば、まさしく市民の生命を守るためにの判断が、できるのであろうというふうに思います。ぜひちょっとそこでやっていただき

きたいと思うんです。

というのは、こういう国の指示を待たずに、大切な市民のために独自に運用している行政もやっぱりあるのですよ。お隣の水戸市などでは、昨年度60の公共施設と22の民間施設で運用を始めているということです。

民間施設は、今年度は約5倍強の113施設へ拡大させ、その結果、暑い中、通学路にある店舗では、子供が熱中症の症状が出たときに、立ち寄ったというふうな事例もあるようございます。こちらが、今年の8月20日の茨城新聞の朝刊にておりました。水戸市でクーリングシェルター運用だということでございます。

僕も担当者に話を聞きました。聞くと、クーリングシェルターのステッカーとか、用意しているじゃないですか。あのステッカーを見て、休んでいいのだという利用者の心理的ハーモニーが下がれば、熱中症の予防にもつながるのだという話をされていました。

このように、市民生活で気候変動、地球温暖化に対応できる施策が、今後さらに求められると思います。国の指示待ちではなく、市民生活そのものを一番身近な行政の中で、どう守るか、その気概を持って、ぜひ具体的に検討していただきたいというふうに思います。

さらに、特徴的な分野について取り上げます。それは、私たちが生命をつないでいくのに絶対的に必要な食料を生産していただく業界、つまり、農業において、どのような影響が出ているか検証したいと思います。

私もこの夏、あちらこちらを回ると、今年は本当にトマトもキュウリも駄目だと。ネギは地面で溶けちゃうんだと。スイカもよくないなど、こういういろんな話を伺いました。

まず、この暑さそのもので農作物にどういう影響が出ているか。そして、市としてはどのような声をお聞きしているかを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年の夏も暑い日が続いておりますが、高温による作柄への影響につきましては、現在、情報収集をしているところです。

これから、収穫期を迎える作物も多いことから、県普及センターやJAなど関係機関と情報を共有し、必要な情報を収集してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 日本は基本的に温帯に属していますが、もう関西以西はもう亜熱帯じゃないかと言われるぐらいの、この暑さでございますから、那珂市でどういう農作物を今後育てていけばいいか、真剣に考える必要があります。

暑さに強い品種改良、もしくは栽培方法なども考えなきやいけないかな。また、農作物を作る農家の方、暑さ対策、これもちょっと真剣に考えていいかなきやいけないんじゃないかな。これを中長期的ではなくて、短期的に考える必要性を訴えたいと思います。

ただ、この気候変動というのは、この那珂市の行政に関係なく、どんどん進んでいきますから、今後農業そのものをどう発展させていくか、これについてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今後も異常気象による対応が必要となってくることが予想されることから、農業におきましても、気候変動に適応していくことが重要となります。

このため、新たな品種や栽培技術などについて、茨城県をはじめ専門的な知見を有する関係機関等と連携し、農業者に必要な情報の提供を図るなど、できる限り気候変動に適応した取組を進めていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひそのように、まずはお願いをします。もうそういう気候になってしまってからどうしようでは遅いので、そうなってくるということは、目に見えていますから、ぜひ今から早急に手を打っていただきたい。また、今後もしかしたら、温帯から亜熱帯に移行していくかもしれないこの気候に、そう簡単に対応できるかという意味からすると、そう簡単ではないんじゃないかなと。長期にわたって、その種子の改良から始めなければいけないというふうに思いますから、結構時間のかかる不透明なところがあると思います。

農作物、農業の話でありますから、恐縮でありますが、また先ほどの道の駅の話になると、この箱物を建てちゃってからだと、もうできることはもう一生懸命やるしかないと。建築した借金と毎年、毎年の採算分岐以上の売上げを上げるということが義務づけになっていく。

しかし、この気候変動に対応した農業を形づくるのは、そう簡単じゃない。いろんな試行錯誤が必要だろうし、努力も必要だろうし、時間も必要だろう。それでも、当然行政は農業支援をしていきますが、ただ建ててしまうと、箱物の固定経費とか維持管理費、更新費用、いや応なく迫ってきます。

ただ、一步引いて、農業振興という観点からすると、農業者の方々の売上げが上がり、利益がしっかりと確保されればよいというのであれば、何も箱物のみに頼る必要もないんじゃないかなと。例えば、農業者の方々の経費を圧縮する施策も可能だと思います。

これは、東海村が実施している施策でありますけれども、東海村では「にじのなか」という直売所に出荷する農業者からは、実質手数料は取っていないということです。流れとしてはまず出荷を受けたときに、農産物の15%は預かりますが、東海村の農業者からの出荷であれば、預かったその手数料分は後から農業者に返金するということをやっています。

そうすると、農業者から実質手数料は払わなくて出荷できる。そのため、「にじのなか」では東海村の農業者からたくさんの新鮮な地元産の農産物が集まつてくる。それを目当てに多くの来客がある。そして、そこに出せばまたたくさん売れるから、また多くの農業者が出荷する。こういう好循環が生まれているということですが、これはただ「にじのなか」だけ

ではないみたいですよ。東海村の中の民間のスーパー・マーケットに出しても実質手数料は取らないんですって。これはいいですよね。非常に農業者の支援になるのではないかなと思います。

東海村はこういうふうにして地元農業者を応援している。これはこの事業は農産物販売奨励事業というのだそうですけれども、これは実際予算額ですが、それほどかかりません。令和7年度の予算額は、実際は800万円ということで数百万円単位の事業でございます。これぐらいならできるんじゃないですか。どうでしょうか、予算取りとして。

これは、那珂市の農業者は大いに助かると思います。つまり、那珂市の農業者からの出荷であれば、「とんがりはつと」でも芳野直売所でも市内のスーパーでも、どこでも手数料は取らない。行政が面倒を見るということありますから、場合によっては何年後かの道の駅よりは、もう今年からでもすぐ農業者が役立つのではないかなというふうに考えられないでしょうか。

また一方で、新規就農者はなかなか厳しいですが、増やすにはやっぱり相当思い切った政策を打たなきやいけないと思います。例えば、耕作してくださる方には、農地はもう用意する。農機具類も入手しやすい、もしくは借りられやすいという仕組みをつくると。耕作方法や経営手法についても初めてなので、よく分からなければ経営者から指導する仕組みを用意する。農業は設備投資が大きい上に労力がかかって、また天候にも左右される。そして、その結果、思うような収益が得られにくい。そういう業界ですよね。それにもかかわらず、飛び込んで来てくださる若者がいるのであれば、そこは地元行政として、前例にとらわれないで、思いつ切り寄り添った支援策を打ち出すということをどうかと思うのですよ。これは、提案をいたします。

申し上げたように、農業振興に関しては、例えば出荷手数料は那珂市の農業者であれば行政が面倒を見るし、新規農業者についても手厚く面倒を見るということを、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

箱物で年間7,000万円の利益を30年間出し続けていくということよりは、ずっと現実的だと思うし、しかもすぐにメリットがあるということで、これを対案として提案をしたいなというふうに思います。

最後に、この項目のテーマである気候変動における市民生活の変化とその対応について、包括的に市長から見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答え申し上げます。

近年、気温の上昇、大雨による洪水等の被害、農作物への影響や熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が全国各地に現れています。

本市においても、気候変動に適応していくため、国や県の計画との整合を図った、地域気候変動適応計画を令和4年度に策定し、推進しているところでございます。

気候変動は、おっしゃるとおり、今後さらに、長期にわたり進むおそれがあり、自然災害による住居環境への影響や食に密接する農業分野など、市民の日常生活に直結する課題であることから、計画を推進する上で、関係機関等と連携を図り、本市における気候変動影響への適応に関する情報を発信し、市民、事業者と私たち行政が一体となり、安全で快適に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

本当にこれから気候変動は、まだまだ進むということありますから、ぜひ行政としての体制を整えていただきたいことを重ねてお願いを申し上げまして、この項目を終了いたします。

では、最後の項目、3番目、生活困窮家庭支援とフードロス対策について伺います。

この3番目は、これまでの2つの項目よりずっと日常的な、ただ、よりせっぱ詰まった生活課題について取り上げます。このテーマについては、昨年第2回定例会で質問しました。

まず、食品ロス削減推進計画に規定されているように、10月を食品ロス削減月間と定め、各種施策を展開すること。

2つ目にフードロスを抱える事業者とそれを活用したい事業者を社会的にマッチングする仕組みを構築すること。

3つ目は、フードバンクやフードパントリーを広く周知し、食品提供やボランティア人材の募集など幅広く支援すること。

4つ目は、食品ロス削減推進サポーター制度を周知し、サポーターを増やすこと。

これら一つ一つ大切な取組でありますが、その後の進展はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

令和6年第2回定例会で、ご質問のあったフードロス削減の推進についてですが、家庭でできる食品ロス対策や「いばらきフードロス削減プロジェクト」、「マッチング支援コーディネート窓口」等については、市の広報なかや市ホームページにより市民や事業者に周知を行いました。

また、消費者庁が進める食品ロス削減推進サポーターについては、今年度中に周知をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

賞味期限内で安全に食べられるにもかかわらず、様々な理由で廃棄されてしまう食品を活用する、フードバンクにつきましては、NPO法人フードバンク茨城が、県内各所に「きず

なBOX」を設置しており、市も継続して市役所、支所、ひだまりの3か所に設置しております。

市の取組としましては、令和7年2月の市広報紙に「きずなBOX」の取組を掲載するとともに、きずなBOXに関するチラシを公共機関へ設置するなど、多くの方への周知に努めております。

また、那珂ライオンズクラブ、那珂明るい社会づくりの会、那珂市社会福祉協議会が実施する、フードパントリー「なかなかパントリー」の活動につきましては、SNSでの情報発信を行い、広く市民へ協力を呼びかけており、さらに、市役所職員向けの掲示板なども活用した周知を行うことで、多くの食材の提供がありました。

「なかなかパントリー」のボランティアの皆さんのが、集まった食材や野菜などの封入作業などを行い、令和6年度は年3回子育て世帯を対象に、実72世帯延べ652人へ、食材や日用品の配布をしていただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

それぞれに取組を進めていただいているということで、感謝申し上げたいと思います。

特に、聞いたところによると、パントリーに関しては、市の職員の皆様からの温かいご寄付も結構頂いたということでありまして、そういう輪がさらに広がるとありがたいなというふうに思っております。

ただ、一方この生活困窮世帯はコロナ禍以降、増え続けていると思います。また、この昨今の物価高騰が生活をやっぱり圧迫しています。先月の新聞でエンゲル係数がこの数年歴史的な高水準に達したという報道がございました。いわゆる家計における食料品の割合がエンゲル係数、これがどんどん高くなっているということは、余裕がどんどんなくなっている方が増えているということだと思います。

那珂市では、このフードバンクは8年ぐらい前からかな。フードパントリーは4年ぐらい前から始まっているので、まだね。ですけれども、これは民間団体の方のご尽力によって、それぞれ十数名とか、それぞれ数名とかの方々のご尽力で進んでいる事業でありますので、もっとこの事業の周知、もしくは食料品のさらなる提供であったり、マンパワーの提供であったり、そういった周知をもっとお願いしたいな、積極的に支援していただきたいなと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

フードバンク、フードパントリーにつきましては、生活に苦慮している世帯にとって必要な取組であると考えております。

このため、市といたしましても継続して広報紙やSNSでの情報発信に加え、デジタルサ

イネージやチラシの据え置きなどにより、多くの市民への周知に努めてまいります。

また、食品の提供以外にも、事前の仕分け作業などが必要となるため、自発的に参加しやすいボランティア活動の推進について、社会福祉協議会と協力して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） よろしくお願ひします。

では、最後に一つご提案させていただきます。

生活困窮家庭支援という意味合いで、全国的に今、活動の輪が広がっているフードリボンプロジェクトという事業があります。これを那珂市においても取り組んでいただければと考えております。

これは資料2に出ておりますが、一般社団法人ロングスプーン協会さんが実施している子供たちの1食を考えるプロジェクトであります。資料はパラパラ見ていただきながら、お聞きいただければと思います。

具体的には、まず、この飲食店を利用するお客様が、善意の表れとして、1つ300円のリボンを子供の1食分として、先払いして購入をして店内に掲示すると。子供たちはそれらの掲示されたリボンを1つ手に取って、お店の人に渡すと1食分の食事ができる、そういう仕組みであります。

これは全国的に2021年から始まりまして、今では多様な業態のお店、例えば定食屋さんとかカフェ、居酒屋さん、鉄板焼き屋さん、いろいろやっているようです。これはフードリボンプロジェクトというのは、一般社団法人ロングスプーン協会としての事業であります、協会として、この活動に理解していただける飲食店を募集しております、全国の小学校区約1万9,000か所に最低1か所ずつ、そういうお店があることを目標としているようです。

協会としては、自治体との連携も進めていて、2023年に千葉県市川市との連携をはじめとして、今、14か所の全国自治体と提携をして、この活動の普及を進めているということであります、これは、先ほどのフードバンク、フードパントリーとはまた違う役割分担だと思いますが、食の提供という選択肢が那珂市において、増えるということになると思います。

ぜひこのプロジェクトに那珂市として取り組んではいかがかと考えますが、見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

フードリボンプロジェクトは、ただいま議員からご紹介いただいたとおりですが、一般社団法人が進める取組となり、子供たちが安心して食事ができるよう、地域で子供たちを支える取組となります。

フードリボンプロジェクトを実施する場合は、一般社団法人と協定を結び、市内の飲食店に、この活動への参加を働きかけることなどが、市の役割になると考えております。

現在、県北・県央地域において、フードリボンプロジェクトに参加している飲食店がないことから、今後、プロジェクトに参加している飲食店の参加状況や、既に取り組んでいる他市町村の効果や課題などを調査するとともに、子供の食支援に携わっている団体などの意見も聞きながら、実施の可否などを判断してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

まだ全国的にもまだまだ取り組んでいるところが少ないと。県内では、かすみがうら市さんが、取り組んでいるということありますので、いろいろと先進事例は見ることができます。

こういう食料支援という意味では、フードバンクはご承知のとおり、きずなBOXを基にしている食品が、いろんな人の手を経由してまいります。なので、消費期限が2か月以上ないと、やっぱりものとしては入れられないのです。

ただ、困窮世帯からすれば、そういうものだけではなくて、例えば、生鮮食品であったり、お野菜であったり、そういったものでも受け取ったらすぐその日にでも食べられるようなものをその場で提供できるという意味で、フードパントリーということで食料配布会というものがあるわけでありますけれども、それのみならず、飲食店さんで、そういう子供たちを応援したいな、場合によっては目の前にほかほかのご飯を食べさせてあげたいな。こういったものをお店で提供する。

これがフードリボンプロジェクトということで、いろんな形でこの支援できる形態が増える。それによってそういうご家庭の選択肢が増える。そういうことがすごく大事なのだろうと思っておりまして、貧困のお子さんが7人に1人だという統計もありますから、そういう那珂市においては、そういう思いをさせないような取組を行政としても後押ししていただけるとありがたいというふうに思います。

また、私の思いとしては、まだ食べられる食材を本当に欲しいよ。必要だよというご家庭とか、そういう方々にしっかりと届けられるような、社会的な仕組み、これを何とかちょっとつくりたい、考えたいと思っていますので、まだちょっとこの1年での先ほどの成果ではまだ出ていないようですが、そのフードロスと必要なところに届けられる仕組みを何とか社会的にできないか。ぜひ各課横断の上、ご検討を引き続きお願いしたいというふうに思います。

では、最後に市長から、このフードロスに関して総括的なお考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） このフードロスは、遠藤議員さんのライフワークと思って、毎回聞かせていただいております。今回も貴重な提案をいただきました。参考にさせていただきたいと思います。

国の食品ロス量は、令和5年度464万トンで、前年度から8万トン減っているものの、多くの食品が捨てられ、環境面、経済面、社会的な課題となっております。

また、食品ロス対策において重要なことは、一人一人が「食べ物への感謝の気持ち」、「残さず食べる」など、食への意識を高めていくことが重要と考えます。

茨城県が推進しているフードロスを抱える事業者と、フードロスを活用したい事業者のマッチング支援コーディネート窓口の周知をさらに行い、数多くの事業者による活用が図れるよう情報提供を進めてまいります。

市民や事業者の皆さんに気づきや関心を持ってもらえるよう、引き続き周知啓発に努め、フードバンク、フードパントリーへの取組に協力しながら、これは先ほど紹介がありましたけれども、市役所の職員もかなり協力をしていただいています。ありがとうございます。

食品の廃棄を減らしながら、食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品が有効活用される社会の実現を目指します。ありがとうございます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告10番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 君嶋寿男君

○議長（木野広宣君） 通告11番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 那珂市内のスポーツ施設について。2. 那珂市の支援事業について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） 16番、君嶋寿男でございます。

本日、最後の質問者となりました。外では台風の影響により、雨も強くなってまいりました。那珂市においても大雨警報、洪水警報が発表されました。今後、被害が出ないことを願って質問を行ってまいります。

初めに、那珂市市内のスポーツ施設について、伺ってまいります。

今年は昨年以上に気温も高く、猛暑日、酷暑日と言われる日が続き、スポーツ競技をする

方にとっては、暑さ対策として屋内の施設では空調エアコンを強くしたり、グラウンドでは水をまいたり、ミストを使い周りの空気を冷やしながら、暑さ対策を行ってまいりましたが、その分、経費がかかってまいります。

那珂市内には、なかL u c k y FM公園をはじめ、ふれあいの杜公園、神崎グラウンド、瓜連体育館、那珂西リバーサイドパーク、中谷原公園などの運動施設があります。

この施設の年間の管理費は、どれくらいになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内スポーツ施設は、なかL u c k y FM公園のほか、ふれあいの杜公園、神崎グラウンド、瓜連体育館、那珂西リバーサイドパーク、中谷原テニスコートなどがございます。

令和5年度の決算額ですが、1億8,695万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、年間の利用者数についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和6年度の各体育施設の利用者ですが、なかL u c k y FM公園は、10万9,413人です。

内訳ですが、多目的グラウンドが1万8,590人、野球場が8,213人、テニスコートが1万5,491人、プールについては3万5,981人、アリーナですが、3万1,138人となっております。

ふれあいの杜公園は、1万2,392人です。

内訳は、多目的広場が5,100人、テニスコートが3,316人、芝生広場ですが、3,976人となっております。

神崎グラウンドは、1万6,105人です。

内訳については、テニスコートが9,884人、野球場が6,221人となっております。

瓜連体育館は、2万528人です。

那珂西リバーサイドパークは、1万1,804人です。

次に、中谷原公園テニスコートですが、1,068人となっております。

合計で17万1,310人の利用がありました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 年間17万1,310の方が利用しているということは、那珂市民の約3倍以上の方が使用しているということになるかと思います。

では、施設の建物年数についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

なかL u c k y FM公園は、平成6年竣工で31年、ふれあいの杜公園は、平成15年竣工で22年、神崎グラウンドは、昭和57年竣工で43年、瓜連体育館は昭和56年竣工で44年、那珂西リバーサイドパークは、令和4年竣工で3年、中谷原テニスコートは、平成6年竣工で31年を経過となっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 年数では、瓜連体育館が44年、次に神崎グラウンドの43年、なかL u c k y FM公園と中谷原テニスコートが同じ時期ですので31年、那珂西リバーサイドパークは令和4年の3年目を迎えております。新しい施設については、修繕費、管理等はあまりかからないかと思いますが、43年が経過している瓜連体育館、31年目のなかL u c k y FM公園など年数がたった施設については、これからどんどん維持管理等がかかってまいります。

今後、体育施設等の管理費についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨今の人件費や物価の高騰、さらには施設の老朽化による修繕が必要な箇所が増えることが予測されております。各施設の管理費は増加することが見込まれます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今後、各施設の管理費の増加が見込まれるならば、財源の確保が必要になってまいります。市の財源だけではなく、民間からの運営資金の確保、その一つとして、ネーミングライツがあります。那珂市においては、なかL u c k y FM公園が実施しておりますが、年間のネーミングライツの金額をお聞きしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

なかL u c k y FM公園のネーミングライツについては、令和7年度から令和9年度までの3年間の契約で年額は187万円です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、そのネーミングライツ料、年間187万円の使い道について、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

全額、なかL u c k y FM公園の施設運営に必要な経費に、充当をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 先ほどお伺いしましたように市内の施設等も、なかLucky FM公園のように、ネーミングライツを考えているのか、今後どのようにするのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内スポーツ施設のネーミングライツにつきましては、現在、なかLucky FM公園を対象として実施しております。

今後は、より柔軟に制度を活用できるよう、公募型に加え、事業者からの提案を受け付ける提案型制度の導入について、現在、検討を進めているところでございます。

これによりまして、対象施設の拡大も視野に入れつつ、施設の性質や立地、広告価値などを総合的に勘案しながら、導入の可能性を検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今後は、公募型に加え、事業者からの提案を受け付ける提案型制度の導入について、現在、検討を進めているということと、対象施設の拡大も視野に入れつつ、施設の性質や立地、広告価値などを総合的に勘案しながら、導入の可能性を検討していくと答弁がありまして、それについて、常陸大宮市の市民球場の例を紹介させていただきます。

常陸大宮市の球場は、内野フェンス、外野フェンスに有料広告看板を設置し、広告料として1区画、月額6,000円を頂き、その広告料の一部を管理費に回しております。内野フェンスが12区画、1メートルの5メートルの大きさで、月6,000円で12か月ですから年間7万2,000円。1社7万2,000円が12区画ですから、86万4,000円の広告料。外野フェンスが20区画、月6,000円の金額でいくと144万円が年間の広告料。合わせて、230万円以上の広告料として収入があります。

それを、一部球場の管理費に使っているということですけれども、那珂市においても、スポンサー広告看板を体育施設等に取り入れてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

スポンサー広告といしましては、現在、広報紙や市ホームページのバナー広告などを実施しており、ネーミングライツと同様に、自主財源の確保に資する手法であると認識しております。

スポンサー広告の拡大につきましては、先ほど議員よりご紹介にあった常陸大宮市の野球場フェンスを活用した事例にも見られるように、特に野球場をはじめとしたスポーツ施設において、有効であると考えております。

本市のスポーツ施設におけるスポンサー広告の在り方につきましては、施設の性質や公共

性を十分に考慮し、適切なルールを整備した上で、市と広告主の双方にとって効果的で有意なものになるよう、検討をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ゼひ検討していただいて、少しでも整備のお金を自主財源だけではなく、やはり周りから企業から集めて、それを使うことを考えていただけるように、ここは強く要望をしてお願いをいたします。

以上で、スポーツ施設については質問を終わりとさせていただきます。

続きまして、那珂市の支援事業について、伺ってまいります。

数年前までは婚活事業として商工会青年部が中心になり、活動事業を行ってまいりましたが、現在の婚活支援事業について、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、市で行っている婚活支援事業としましては、結婚を希望する方の支援として、県が行う「いばらき出会い系サポートセンター」への入会登録料の一部助成を実施しております。

このほか、県央地域9市町村で取り組む「いばらき県央地域連携中枢都市圏」において、交流型イベント、いわゆる婚活パーティーを年3回程度開催しており、市民に対して周知を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 婚活パーティーに参加した方や、いばらき出会い系サポートセンターに登録した方などが、結婚が決まり、那珂市に住んだ場合として、結婚祝い金の結婚新生活支援事業として、これは例えですけれども、最大30万円を給付するとか、29歳以下の夫婦の場合には最大60万円の給付をするとか、実際これはほかの自治体でも行っている事業でありますので、那珂市でもこのような結婚祝い金支給支援事業を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市の結婚新生活支援としましては、新婚世帯の方が住宅ローンを利用し、市内に初めて住宅を取得する費用の一部を助成する制度がございます。

議員ご質問の結婚祝い金などの支給につきましては考えてございませんが、まずは市における婚姻数の増加を後押しする取組として、結婚を希望しているが出会い系の場への参加をためらっている方などを対象とした、婚活セミナーの開催などについて検討を進めております。

異性との接し方や結婚後の費用など、実情を理解するセミナーを考えており、このような取組を通して、出会い系の場への参加促進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 新婚世帯の方が住宅ローンを利用し、市内に初めて住宅を取得する費用の一部を助成する制度、これは以前から那珂市内にしても新婚世帯だけではなく、若い世代の方が対象だと思います。これはもうこれからもずっと継続して続けてもらえればと思います。

今まで、シルバーの中でも結婚相談事業を行っておりましたが、令和6年度、昨年度で結婚相談事業もなくなってしまいました。ぜひ先ほど部長から答弁がありました婚活セミナーについて、開催の検討をしっかりと進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に、妊娠された方への経済的支援について、お伺いをいたします。

例えば、妊娠届を出された方、母子手帳が発行された時点で5万円、妊娠した子の数を届出された方に5万円を給付するなど、この給付は現在、水戸市や茨城町等でも、この近隣でも実施しておりますが、那珂市においてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

妊娠した方への経済的支援としましては、妊娠した女性の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、安心して出産を迎える環境を整えることを目的として、令和5年1月に「出産・子育て応援給付金事業」として開始し、令和7年4月からは、「妊婦のための支援給付事業」と名称と制度の一部を変更して、給付金の支給を行っております。

内容としましては、先ほど議員のほうからご紹介いただきましたように、妊娠届出時及び出産後の乳児全戸訪問時において、保健師などとの面談を行った後、申請についても2回に分け、妊娠届出時に5万円、出産後は胎児1人当たり5万円を支給しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 近隣の自治体と同じように、妊娠届出時には5万円、出産後の子供の数を、届出を出したときにも5万円の支給をしているということで承知いたしました。

では、いざ出産を迎えるとなると、出産費用だけではなく、いろいろと出費が出てまいります。そのためにも出産を控えている方、出産をされた方への経済支援はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

出産をされた方への経済的支援としましては、出産にかかる費用の負担を軽減することを目的とした出産育児一時金がございます。妊娠4か月目以上の方が出産した際に、加入している公的医療保険から支給される制度で、原則、乳児1人につき、産科医療補償制度加入分

分娩機関で出産した場合は50万円、それ以外の場合は48万8,000円が支給されます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 50万円から48万円を支給されたということですけれども、それ以上かかると思いますが、その分出るだけ助かると思います。

初めて親になる方を対象にしたパパママ教室などのような講座を実施しているのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、今後の育児に関する情報提供などや、安心して出産し子育てできるよう、ママパパ教室を実施しており母子手帳交付の際にご案内をしております。

ママパパ教室は、妊娠編、歯と授乳編、産後編の3部構成となっており、妊娠編はユーチューブによる情報発信、歯と授乳編、産後編は集団で年間6回ずつ実施をしております。

特に、産後編は仕事を持つ方も参加しやすいよう、土曜日の午前中に実施をしております。

なお、令和6年度の参加人数は延べ145人となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 承知いたしました。

では、1か月児健康診査等や乳児健康診査にかかる費用の助成についてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

乳児健康診査の費用助成につきましては、1歳の誕生日を迎えるまでの間に、1か月児、3から6か月児、7から11か月児の合計3回実施をしております。

なお、令和6年度の乳児健康診査の受診率ですが、1か月児は81.5%、3から6か月児は94.6%、7から11か月児は78.5%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 乳児を対象とした健康相談の実施状況について、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

乳児を対象とした健康相談としましては、4から5か月児、7から8か月児、12か月児に対して実施をしております。

乳児健康相談では、お子さんの身長・体重などを計測し、発育発達を保護者と一緒に確認

して、今後の発達の見通しや離乳食、お口のケアなど月齢に沿った情報提供や保護者的心配事などへの対応を行っております。

また、こども家庭センターの子育てコンシェルジュによる、保育サービスについての相談も実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君）　君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君）　次に、ブックスタート事業について実施しているのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君）　教育部長。

○教育部長（浅野和好君）　お答えいたします。

ブックスタート事業は、乳児期から本に慣れ親しむきっかけづくりと、親子が絵本を介して心を通いあわせるひとときを持つことを目的にしており、本市では平成15年度から実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君）　君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君）　私が議員なりたてのとき、旧瓜連町議時代に、このブックスタートについて質問し、その後、ブックスタート事業を実施していただきました。当時は妊娠した方に本を贈り、お腹の子に読み聞かせを行っていただきたいということで、母と子供とがお腹に話しかけるようにしてください、そのようにお願いをしたことでスタートしたのが、このブックスタートで思い出がある事業です。

現在は、どのようなことを行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君）　教育部長。

○教育部長（浅野和好君）　お答えいたします。

総合保健福祉センター「ひだまり」におきまして、4・5か月乳児健康相談に訪れた親子に、実際に図書館ボランティアが読み聞かせを行いまして、絵本と布製バッグのセットをプレゼントしております。

令和6年度は対象者269人中230人が参加をしました。

なお、当日参加できなかった方には後日受け取りができる旨のご案内をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君）　君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君）　やはりブックスタートは、子供とお母様が話しながらコミュニケーションをとる一番大切な事業です。その中で何らかの事情で欠席された方へも、このように再度通知をしていただけるという、きめ細かな対応をありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、生後7か月から8か月の乳児健康相談の際に、親子でふれあいながら遊べるおもち

やをプレゼントしてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

生後7から8か月児は、人間の基礎となる部分をつくっていく大切な時期となるため、親子でふれあいながら遊びを楽しむことは、子供の成長を促し、親子の愛情を深める効果があると言われております。

市では、おもちゃのプレゼントは実施しておりませんが、乳児健康相談や地域子育て支援センターなどを通じて、お子さんの発達段階に合わせた遊びや親子のふれあい遊び、手作りおもちゃなどを紹介しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今後もおもちゃのプレゼントまではいかなくとも、親子でふれあいの遊びができるような、手作りおもちゃの紹介などもぜひ今後とも続けていただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、子供さんが1歳の誕生日を迎えたとき、ファーストバースデー事業として、アンケートを実施し、アンケートに協力いただいた方に対して、お祝い金を支給するなどの実施をしてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子育て世帯への経済支援の必要性につきましては、第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定時に実施したニーズ調査で把握をしてございます。そのため、子育て家庭をサポートする目的として、この9月より新たに、4から5か月乳児健康相談に来所された方に「おめでとうばこ」をプレゼントする取組を始めることといたしました。

生活協同組合パルシステム茨城栃木と連携協定を締結し、同組合が取り扱う子育てに役立つベビーソープやおしりふきなどの商品7品を「おめでとうばこ」として、お届けするものでございます。

まずは、この取組を進めていきたいと考えておりますが、現時点ではファーストバースデー事業の実施につきましては考えてございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 民間の協力をいただることは、大変よいかと思いますが、今後市でも独自の支援を考えていくべきではないかと思いますので、検討をよろしくお願ひをいたします。

次に、子供が成長し小学校に入学する時期になり、また、何かとお金がかかってまいります。昨年もヘルメットについて質問をいたしましたが、今回は小学校に入学するときに、へ

ヘルメットを購入する保護者のヘルメット代を一部負担するのではなく、無償で配布してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校の児童が着用しているヘルメットは、強制ではなく安全上着用を推奨しているものでございます。購入費用につきましては、保護者の皆様には購入額の半額程度のご負担をいただいております。入学時に自己負担があることをご案内した上で、ご購入をいただいております。

議員のご提案につきましては、着用が強制ではないことや、財政負担の面からも無償化は難しいと考えております。

一方、中学校の生徒は自転車による登下校の際にはヘルメットの着用を義務づけておりますので、こちらは保護者の負担はなく全額市の負担としているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 昨年もご答弁いただいたように、中学生には無償のヘルメットということで、これは分かっております。

小学生の子供たちの命を守る、那珂市は小学生から子供たちの命を守るということをどんどん打ち出していくためにも、ヘルメットの無償化は、できれば進めなければと私は思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、高校生等新生活スタート応援事業についてお伺いをいたします。

中学校等を卒業、または修了する子の保護者に対し、生徒1人当たり3万円を支給してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国においては、令和7年度から教育への経済的負担を軽減し、教育機会の均等を目指し高等学校等就学支援金制度を設け、所得制限を撤廃した上で、国公立高校の授業料の実質無償化を進めています。

私立高校についても、令和8年度に所得制限を撤廃し、年間授業料の支給額を引き上げる検討が進められております。

また、茨城県においても平成26年度から全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給しております。

これら国や県の動向も踏まえ、引き続き高校生等の世帯の支援について注視してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 国とか県からの支援はあるかと思いますが、高校生として新生活をスタートするためには、まず制服や教材、特に今小中学生が配られているタブレットは、今度は自己負担になってくるかと思います。部活に入れば部活の用具などにもかかるし、電車で通えば定期等も交通費もかかってまいります。

ある保護者が言っていたことを思い出します。水戸市内の県立高校に入学するときには、大体50万円以上はかかるとよく言われていると言われました。少しでも那珂市の子供たちへの保護者の負担を軽減するためにも、応援事業として今後も考えていただければと思います。

では、大学生に対する学費や家計への負担軽減の支援について、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

大学生に対する支援につきましては、国において既に実施している高等教育の修学支援新制度に加え、令和7年度からは多子世帯の学生等について、大学等の授業料や入学金を無償とする制度が開始されました。

また、日本学生支援機構による奨学金制度が設けられており、さらに県においても独自の給付型奨学金の制度が実施されております。これらの制度により、学費や家計負担の軽減が一定程度図られています。

市においては、大学生への教育資金の支援は実施しておりませんが、市として奨学金の返済について何らかの支援を検討していく場合には、財政状況なども踏まえた上で、地元企業の人材確保対策や移住定住の促進など、地域課題の解決に資するような政策として立案していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 大学生に対する奨学金貸付事業として月額2万円、または3万円を負担してあげ、学費や家計への負担軽減の支援をしてはいかがかと思いますし、また大学卒業後に市に定住していただいた場合には、その返済を免除するぐらい、そのくらいの思い切った施策をしないと、今後若い世代の方はこの那珂市に戻ってこないのではないかでしょうか。今後を考えてみてはどうかと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、市内の児童公園について、お伺いいたします。

那珂市内には、児童公園と称される公園はいくつありますか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

従来の児童公園と称されていた公園は、現在は街区公園に位置づけられており、そのうち従来の児童公園につきましては、23公園でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君）　君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君）　私はよく菅谷地区にある大型スーパーを利用します。平日、スーパーの隣にある公園では幼児と一緒に遊ぶ家族連れや、夕方学校が終わって友達と元気に遊んでいる小中学生をよく見かけます。

瓜連地区には公園といつても、静峰ふるさと公園かふれあいの杜運動公園しかありません。自宅から遠く、子供たちはコンビニの空いたスペースやスーパーの空きスペースなどで話をしている姿も見かけます。

支所、らぽーる付近、または瓜連地区にある大型スーパーの付近辺りに新たな公園を整備する計画はありますか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君）　建設部長。

○建設部長（高塚佳一君）　お答えいたします。

現状においては、各公園における遊具や施設等の老朽化が進んでおり、安全性を確保するための維持修繕、日常的な清掃、樹木管理等に費用を要しているため、新たな公園の整備計画の策定には至っておりません。

市といたしましても、既存の公園を維持するため適切な保全、運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君）　君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君）　新たな公園の整備計画の策定には至っていない。市としては既存の公園を維持するための適切な保全、運営に努めていくということです。買物帰りや休日、家族で遊んだりする場所、公園は、私は必要だと思います。市が整備をしなければ民間にお願いをしなければなりません。いつになるか分かりませんが、スーパー周辺が何らかの開発が行われるときには、私は住民の一人として強く要望をしていきたいと思っております。

次に、最後になりますけれども、今回は出会いから結婚、子育て、教育、那珂市の支援事業について質問をしてまいりました。

最後に、先崎市長から那珂市に住むメリットについて、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君）　市長。

○市長（先崎　光君）　若者たちが住みやすい、あるいは戻ってきたい、そういうまちをつくるためにという視点でご質問、ご提案をいただきました。ありがとうございました。ご答弁を申し上げます。

那珂市の住みよさについては、まず自然と調和のとれた住環境、交通アクセスのよさ、比較的災害が少ないなどといった地理的要因が挙げられます。

これらの地理的な利点を生かしつつ、市民の方に那珂市に住んでいてよかったです、那珂市に戻ってきてよかったですと思っていただけるような取組が、那珂市のメリットになるとを考えます。

ただいまご質問をいただきました、結婚から子育てに優しい環境づくりへの支援策もその一例であり、ご質問以外の保育園の待機児童ゼロや子ども医療費助成制度を高校3年生の通

院まで対象とする取組なども含めまして、それぞれの段階において必要な支援策を進めているところでございます。

それらを含めた成果として、市の人口の社会動態は増加の傾向を保っていると考えておりますが、現状に満足することなく、市民のニーズも把握し、先ほど議員からご提案のあった、地方に就職する学生支援にも取り組み、市民の皆様と一緒に人口減少の中でも持続可能な「いい那珂暮らし」を目指して、効果的・効率的な行政運営に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君）　君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君）　市長答弁ありがとうございました。

那珂市人口増加傾向は保っていると言っておりますが、現状は那珂市からほかの市町村へ移っている若い世代も増えております。今、どこの自治体でも人口減少対策に独自の支援事業を行っております。

私は、最近ほかの自治体でも実施している、民間の資金、経営能力、技術能力を活用したPFI、このPFIを使って、子育て支援住宅などを考えていってはと提案をしていきたいと思います。

ここでしか受けられない、那珂市独自の施策、期待、その期待を先崎市長にこれからも手腕を期待して、私は質問をここで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君）　以上で、通告11番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（木野広宣君）　本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、来週9月8日月曜日に行うことになります。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会　午後　2時47分

令和 7 年第 3 回定例会

# 那珂市議会議録

第 4 号（9 月 8 日）

## 令和 7 年第 3 回那珂市議会定例会

### 議 事 日 程（第 4 号）

令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 16 号 令和 6 年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 17 号 令和 6 年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第 18 号 令和 6 年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第 52 号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 53 号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例

議案第 54 号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 55 号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第 56 号 令和 7 年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 57 号 令和 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）

議案第 58 号 建設工事請負契約の締結について

議案第 59 号 権利の放棄について

議案第 60 号 令和 6 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 令和 6 年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第 62 号 令和 6 年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願・陳情の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（18名）

1 番 榊 原 一 和 君

2 番 桑 澤 直 亨 君

3番	原 田 悠 嗣 君	4番	木 野 広 宣 君
5番	鈴 木 明 子 君	6番	渡 邊 勝 巳 君
7番	寺 門 勲 君	8番	小 池 正 夫 君
9番	小 宅 清 史 君	10番	大 和 田 和 男 君
11番	富 山 豪 君	12番	花 島 進 君
13番	寺 門 厚 君	14番	萩 谷 俊 行 君
15番	笛 島 猛 君	16番	君 嶋 寿 男 君
17番	遠 藤 実 君	18番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 繩 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市 民 生 活 部 長	秋 山 光 広 君
保 健 福 祉 部 長	生 田 目 奈 若 子 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上 下 水 道 部 長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 部 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄 一 郎 君	農 業 委 員 会 長	澤 崑 克 彦 君
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君		

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開議 午前 10時00分

#### ◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求める者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに搭載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

---

#### ◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、先週金曜日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

---

#### ◇ 榊原一和君

○議長（木野広宣君） 通告12番、榊原一和議員。

質問事項 1. 市民協働と防災を潜考する。

榊原一和議員、登壇願います。

榎原議員。

[1番 榎原一和君 登壇]

○1番（榎原一和君） 議席番号1番、榎原一和です。

9月1日は防災の日でした。災害の備えや情報発信の在り方が改めて問われております。

夏の始まりの前、ある情報が日本を震撼しました。1999年に発表された漫画「私が見た未来」、著者は自身の夢を予知夢として描き、初版の表紙には大災害は2011年の3月と記されていました。実際に2011年3月に東日本大震災が発生したこと、その内容に驚きと関心が寄せられました。さらに2021年に出版された「私が見た未来完全版」では、本当の大災難は2025年7月5日にやってくると新たな予言が追加されました。フィリピン海での海底噴火を発端に、東日本大震災の3倍規模の津波が日本を襲う可能性があるとSNSを通じて情報が拡散され、日本全国に不安が広がりました。海外からのインバウンド観光客も激減するなど、社会的な影響も見られました。

また、昨年から、令和の米騒動も継続中でございます。米が消えたという声が飛び交い、我が家でも、昨年、遠征中の長男から米がないとSOSが届き、15キロの米を郵送するという、政府より早い家庭版備蓄米放出を経験しました。

こうした事例からも、地域防災は、行政がやってくれるものではなく、市民が共に担うことの重要性が浮き彫りになります。那珂市では協働のまちづくり推進フォーラムや地区まちづくり委員会など、市民と行政が手を取り合う仕組みが育まれています。しかし、災害時にこれらの仕組みが真に機能するためには、日頃の信頼関係と情報共有が不可欠です。

今回の一般質問では、市民協働と防災をテーマに、情報リテラシーの向上、地域連携の強化、そして実効性のある仕組みづくりについて具体的な提案を交えながら、通告に従い質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本市では、第1次那珂市総合計画の基本理念の一つである、市民とともにつくる協働のまちづくりの実現に向けて、平成22年に那珂市協働のまちづくり推進基本条例を制定しました。

この条例は、市民と行政が協働して地域づくりを進めるために、基本原則や必要な事項を定めたものであり、制度的な裏づけのもと、市民の主体的な参加を力強く支えています。市民と行政が手を取り合い、互いの知恵と力を生かしながら魅力ある地域づくりに取り組む姿勢は、那珂市まちづくりの根幹をなしております。

市民協働の取組は、防災、福祉、教育、文化など、暮らしのあらゆる分野に広がっており、特に災害時にはその真価が発揮されます。地域の絆と日頃からの情報共有がいざというときに命を守る力となると考えます。

行政がやってくれるではなく、住民と行政が共に担う、この意識の転換こそが、持続可能で強靭な地域社会を築く鍵、協働のまちづくりは、平時の信頼関係の構築と非常時の迅速な連携を可能にする土台であり、今後ますます重要性を増していくものと考えます。

市民協働の推進に当たり、行政、自治会、市民、それぞれが果たすべき役割と三者の連携

体制についてお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

本市の協働のまちづくりは、地域課題の解決や住みよいまちづくりを、市民や市民自治組織と市が互いの役割と責任を理解し、それぞれの持つ知識や資源を生かしながら協力して進めています。

まちづくりを進めるそれぞれの役割につきましては、市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、行動するなど、まちづくりに進んで参加・参画し、または協力するよう努めていただくことです。

市民自治組織は、地域内の市民の参加・参画により、地域内の情報を収集・発信し、相互扶助の精神により地域の発展と課題解決に努めていただくことです。

市は、政策を形成するに当たって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画機会の確保に努めて、市民や市民自治組織と連携し、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する役割を担っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） ありがとうございます。

答弁の中で触れました相互扶助の精神について、歴史的な背景をひもといてみたいと思います。

かつての地域社会には、お互いさまという言葉に象徴されるような自然な相互扶助の精神が根づいていました。近隣同士が日常的に助け合い、支え合う文化が当たり前のようないい存在、その象徴的な言葉が向こう三軒両隣、これは自宅の向かい側3軒と左右2軒の隣家を指し、日常的に親しく交際する近隣を表す言葉であり、古くは隣保制度の単位としても機能していました。

隣保制度とは、共同責任や相互扶助を目的とした地域の仕組みであり、江戸時代の五人組などがその代表例です。確かに、相互監視の側面があり、時の権力によって管理の道具として利用された歴史もありますが、住民にとっては非常に助け合う仲間としての絆を育む重要な制度でもありました。

しかし、時代の変化とともに、こうした地域のつながりは徐々に希薄化していきました。集合住宅の増加、生活空間や都市構造の変化、住民意識の多様化、そして、地域コミュニティを支える人材の不足などが重なり、かつてのような近隣との自然な関係性は年々失われつつあります。

それでも、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の流行といった大規模災害を経験したことで、改めて地域コミュニティの重要性や相互扶助の精神への関心が高まっています。特に災害時においては、行政の対応だけでは限界があり、地域住民同士の助け合いが命を守

る力となることが、実体験として広く認識されるようになりました。

一方で、こうしたニーズの高まりに対して、行政や民間による支援サービスの機能が十分に維持、展開できていない状況にもあります。

制度や仕組みの整備だけではなく、それを支える人材や地域の信頼関係の構築が不可欠です。今こそ、地域の中のお互いさまの精神を再び根づかせ、相互扶助の文化を現代の形で再構築していくことが求められています。持続可能な地域社会を築くための未来志向のまちづくりの一環であると私は考えます。

市民協働の推進に当たり、現状の課題と今後の方向性についてお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

市民との協働のまちづくりを進める中での現状になりますが、定年退職年齢の引上げなど社会情勢の変化により、自治会役員などの担い手となる人材不足、若者や単身者、定住性の低い集合住宅の居住者などの未加入者増加、脱会する高齢者の増加などにより自治会加入率が低下し、地域コミュニティが薄れてきていることが現状であり課題にもなっています。

今後、まちづくりに対する理解と活動への参加意識の醸成を目指すとともに、時代の変化に合わせた、またその地域に合ったまちづくりを目指し、市民、自治組織、市が協力して誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） かつて地域には、地域課題を自らの手で解決し、意思決定していく機能が自然と備わっていた。地域の一員としてお互いが快適に暮らすための暗黙のルールや仕組み、例えば、美化の習慣、環境の保全、景観の保持、相互扶助などが、日常の中で当たり前のように機能していました。

しかし、高度経済成長期を境に、公共空間の管理をはじめとする地域課題の解決が次第に行政に委ねられるようになりました。それに伴い、地域に根づいていたルールや仕組みも、個人の価値観の多様化、住民の流動化などの影響を受け、徐々にその機能を失っていきました。さらに都市化の進行、核家族化、そして、社会全体のスピード化が重なり、地域コミュニティの希薄化に拍車をかける結果となりました。

その一方で、近年、市民の自立と連帶に基づく市民活動や地域固有のまちづくりの重要性が改めて広く認識されるようになっています。その契機となったのが、阪神・淡路大震災やナホトカ号重油流出事故、災害を通じて地域コミュニティの力や市民ボランティアの社会的価値が高く評価されるようになりました。

もう一つの背景として、地方分権の進展が挙げられます。国からの権限移譲を受ける地方都市においても、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを進めるため、都市内分権、住民分権の必要が強く叫ばれています。

その中で注目されているのが、補完性の原則という考え方、これは身近な問題はまず個人や家庭が解決に当たり、それが困難な場合は地域で、さらに地域でも対応ができない問題は行政が担うという段階的な責任分担の原則、いずれにしても、市民、自治会、各種団体、ボランティア団体、N P O 法人など、地域に関わる多様な主体が互いに支え合い、日常の課題を共に解決する環境を整えることが地域社会の満足度と心の触れ合いを高める鍵となります。

このような社会的、時代的背景の中で、地域をよりよくし、次世代へ引き継いでいくためには、住民、地域住民が広くまちづくりに関わる協働のまちづくり社会を築いていくことが極めて重要、この協働のまちづくりには大きく分けて 2 つの形があります。

1 つは、市民相互の協働です。これは地域住民同士が密に連携し、自治活動の活性化を図りながら、市民同士が支え合い、地域のまちづくりを進めることのできる社会を築くことを意味します。

もう 1 つは、市民と行政の協働、これは市民が地域や市全体のまちづくりに参画し、市民と行政がまちづくりのパートナーとしてお互いに学び合い、育ち合うことのできる社会を目指すものです。

この 2 つの協働の力を集結し、地域の未来を共につくっていくことが、これから持続可能なまちづくりの礎となるはずです。

市民が、政策形成や地域課題の解決に参画する機会として、現在、どのような仕組みや機会が設けられていますでしょうか。また、その実績についてお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

参画する機会といたしましては、各地区のまちづくり委員長と P T A 、商工会、各種市民団体の代表者などがメンバーとなっている那珂市まちづくり協議会において、市へ直接施策の提言ができますので、代表者を通じてとなりますが、参画する機会となっていると考えます。

これまでに施策提言をいただき、実現した施策といたしましては、平成26年度から市ホームページへの市民自治組織情報掲示板の開設及び市民活動支援センターホームページの充実、平成27年度から「協まち・カフェ」の開催及び自治会加入促進マニュアルの作成、平成28年度、常磐道側道クリーン作戦、令和 4 年度から、いいな花壇コンクールの実施などがございます。

また、地域の課題などにおきましては、まちづくり委員長連絡会議、まちづくり委員会事務局長会議へ市の職員も同席し、市の事業に関する情報提供や各地域の課題解決に向けた意見交換及び情報共有の場を設けております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 自治会は法的には任意団体であり、加入、非加入は個人の自由です。

したがい、自治会への加入を強制することはできません。全国的に見ると、自治会に加入していないとゴミステーションが利用できないといったトラブルが報告されています。しかし、廃棄物処理法において一般廃棄物の収集は市町村の責務と定められており、原則として非会員であってもゴミ出しは可能です。

自治会の主な活動として、回覧板による情報共有、防犯防火パトロール、ゴミ置場の管理清掃、地域イベントの運営などが挙げられます。

また、自治会費の徴収については、非会員に対して請求することは原則として認められず、仮に自治会が法人化された場合でも非会員に会費の支払いを強制する権限はございません。

地域活動への参加についても、非会員が自治会主催のイベントや清掃活動などに参加しないことが一般的、ただし、地域との関係性を円滑に保つために非会員であっても協力的な姿勢を示すケースも見受けられます。

非自治会会員へのアプローチ、回覧板文書やイベント告知についてお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

自治会の活動などについては、市のホームページやＳＮＳにより発信しております。そのほか、未加入世帯に対する直接の情報提供として、自治会やまちづくり活動への興味の契機となるよう、「協まち・カフェ」の開催案内と自治会加入のチラシを郵送し、参加と加入の呼びかけを行っております。

なお、「協まち・カフェ」来場者数の状況ですが、新型コロナウイルス感染症前の令和元年度は3,194人でしたが、再開した令和4年度は4,500人、令和5年度7,410人、令和6年度8,282人と年々増加しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

先ほどもお話ししたとおり、自治会及び町内会は、地域住民が自主的に運営する任意団体で、防災防犯、地域行事、環境美化など、地域の暮らしを支える重要な役割を担っています。

近年、自治会への加入率は全国的に減少傾向にあります。都市部ではさらに深刻で、東京都では2023年に41.4%まで落ち込みました。特に集合住宅、いわゆるアパート、マンション等に住む住民の未加入率が高く、地域との接点が希薄になります。

加入率低下の背景には、住民のライフスタイルの多様化、地域への帰属意識の希薄化、自治会活動の負担感、情報共有の不十分さなどが挙げられます。若年層や転入者が自治会の存在や意義を知らないまま生活しているケースも多く、結果として、自治会の担い手不足や活動の停滞につながっています。

このまま加入率が低下し続ければ、自治会の存続が危ぶまれます。というよりも、本市も現実味を帯びてきました。地域のつながりが希薄化になることで、防災防犯体制の脆弱化や

孤立のリスクも高まります。

今後は、ＩＣＴの活用による情報発信の工夫、柔軟な参加形態の導入、若年層へのアプローチなど、時代に即した自治会の再構築が求められています。

加入者の本音としては、1、災害時の安心と助け合い。災害時の物資配布や安否確認は自治会を通じて行われるので、加入して本当によかったです。顔の見える関係があるから、いざというときに頼れますね。自治会は災害時の共助体制を築く場でもあり、避難支援や情報共有がスムーズになります。

2、防犯、防災活動への参加。防犯パトロールや防災訓練に参加することで、地域の安全に貢献できますよね。子供や高齢者の見守り活動があるので安心です。地域ぐるみの安全対策が暮らしの安心感につながっていると考えます。

3、地域イベントでの交流。夏祭りとか地域イベントなどを家族で参加できる行事があつて楽しいです。近所の人と顔見知りになれるので困ったときに相談しやすいですね。地域の行事を通じ、世代を超えた交流が生まれ、孤立を防ぐ効果があります。

4、生活の利便性。ごみ集積所の管理など日常生活に欠かせない活動をしてくれていますね。会費はかかるけれども、それ以上に日々の生活がスムーズになります。ごみ出しや環境整備など自治会が担うインフラ的役割も見逃せません。

5、意見を反映できる場がある。活動の改善提案が受け入れられやすく、時代に合わせた運営ができます。自治会が閉鎖的でなく、柔軟な運営をしている場合、参加者の満足度も高まります。加入者の声からは、地域に関わることで得られる安心、交流、利便性、大きな魅力になっていることがうかがえます。

自治会の加入促進を図るならば、こうした実体験を基にした参加しやすい仕組みづくりが効果的と考えます。自治会との情報共有や協働事業の実施において、行政としてどのような支援体制を構築しているか、特に高齢化や担い手不足の対応策についてお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

市といたしましては、自治会だけでは解決が難しい問題などの相談については、日頃から各課室の窓口や電話・メールなどで対応をしております。

また、那珂市地域まちづくり交付金を交付して、地域の発展や課題解決に取り組む活動を支援しております。

さらに、市民活動中のけがなどを補償する那珂市市民活動補償制度により、まちづくりの活動に安心して取り組める環境を整えております。

また、自治会の役員に対しましてまちづくり交付金の活用方法や自治会活動の先進事例紹介などの研修会、まちづくり活動に関心があつても参加のきっかけや機会がなかつた次世代の担い手を育成するためにまちづくり人材育成カリキュラム、自治会運営に役立てていただく目的で那珂市協働のまちづくり推進フォーラムの開催などによる支援がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） では、今度は、逆の声、退会者や非加入者の本音です。

1、負担が重過ぎる。共働きで土日も忙しく、会議や行事の準備に時間が割けませんよ。役員になると長期間拘束されるのが非常にプレッシャーだった。特に若年層や働き盛りの世帯では、自治会活動が生活の負担になるケースが多く見られました。

2、活動内容の不透明。会費を払っているのに何に使われているのか分からぬ。回覧板も見ないし、何をしている団体なのか実感がない。情報発信の不足や閉鎖的な運営が、信頼の低下につながっていると予想します。

3、人間関係のストレス。近所づき合いが煩わしく、干渉されているように感じる。会合での発言や役員同士のトラブルに疲れた。地域のつながりが安心ではなく、負担と感じられるようになっている現状があります。

4、加入の必要性を感じない。ごみ収集も行政がやってくれるし、加入していなくても全く困らない。周りで自治会に属していない人も多く、特に不便はない。任意加入の認識が広まり、義務感からの参加が減少しています。

5、金銭的な負担。町内費に加えて、祭りや行事の寄附金まで求められるのは厳しい。行事が減っているのに、費用だけは変わらないのが納得できない。少子化やコロナ禍以降、行事が減少する中で費用対効果への疑問が強まっているのでしょうか。

こんな声は自治会の在り方そのものに問い合わせています。これらの声を踏まえた柔軟な参加形態や情報の見える化が、もしかしたら鍵になるかもしれません。

市民協働における行政の役割は、指導者か伴走者か、市としてはどのようなスタンスで市民、自治会と関わっているかお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市のまちづくりの推進は、市民と市は信頼関係を構築し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図るため、最良のパートナーとして対等の関係であります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） 市と市民がまちづくりのパートナーであり、対等な関係であるという認識を共有するというご答弁、大変心強く受け止めました。

住みよさに加え、活力あるまちづくりを推進するには、行政の施策と市民の知恵、行動が相互に補完し合うことが不可欠です。私たち市民も単なる受け手ではなく、地域の課題や可能性に主体的に関わる存在として、今後も積極的に協働していきたいと思います。そのためにも情報の透明性や参加機会の拡充、そして、多様な声が反映される仕組みづくりを引き続きご検討いただければ幸いです。市民一人一人がまちの担い手として誇りを持てるような開

かれたまちづくりの推進に、今後ともご尽力をお願い申し上げます。

続きまして、環境美化や防災といった身近な活動こそ市民協働の力が発揮される場であると考えます。しかしながら、先ほど申し上げたように、近年では、市民協働の基盤に綻びが見られるようになってきています。担い手の高齢化、自治会加入率の低下、若年層の地域活動への関心の希薄化など、従来の協働モデルが十分に機能しづらくなっている現状がござります。

こうした状況を踏まえ、今後は市民協働の在り方そのものを再構築していく必要があるものも触れたとおり、具体的にはＩＣＴの活用による情報共有の促進、柔軟な参加形態の導入、個人や団体がそれぞれの関心や得意分野に応じて関われる仕組みづくりなど、多様性を尊重した協働モデルへの転換が求められます。市民が担わされるのではなく、主体的に関わることができる環境を整えることが地域の活力を高める鍵になると考えますが、市としては今後、こうした市民協働の再設計に向け、どのような方針や支援策を検討されているのか、環境と防災を軸に質問を続けてまいります。

猛暑が続く夏、我々人間の元気が損なわれる一方、妙に元気なものがあります。何だと思いますか、そう、雑草なんです。炎天下でもぐんぐん伸びるその生命力には驚かされる、悩まされます。道路側面においても、管理者による除草スピードをはるかに上回る勢いで繁茂しているのが現状です。

本市は約1,100キロメートルにも及ぶ市道が張り巡らされており、その維持管理には膨大な労力と費用がかかります。限られた予算と人員の中で、全ての路線を行政だけで対応するのは現実的に困難であり、地域の美観や安全確保の観点からも除草対策は喫緊の課題と言えます。

そこで、お伺いいたします。

市道維持管理において、市民の力を生かした除草活動の仕組みについて、現在、どのように行われているか、また、今後の展開についてお考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道の除草につきましては、委託や直営により行っておりますが、自治会、市民活動団体等のご協力をいただき、除草を実施しているところもあります。

現在、協働のまちづくりの取組の一環として、報償金支給制度がございます。自治会等と協定を結び、除草を実施した面積により報償金をお支払いしております。

加えて、初年度及び3年ごとに、刈払い機の刃や燃料代などの諸機材費としてお支払いしております。

また、道具の貸出しにつきましては、看板やバリケードなどの安全管理などに必要な機材の貸出を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

ご答弁いただいたとおり、市道の除草に関しては、委託や直営に加え、自治会や市民活動団体の皆様のご協力を得ながら進められていること、心強く感じております。

また、協定に基づく報償金制度や機材費支給、安全管理機材の貸出しなど、実務面での支援が整備されている点も評価いたします。

一方で、こうした制度があるにもかかわらず、実際の除草活動が地域全体に広がりきっていない現状もあるのではないかでしょうか。猛暑の中でも元気に伸びる雑草に対し、行政の対応が追いつかない場面は多々見受けられます。市内に1,100キロメートルにも及ぶ市道が張り巡らされており、行政単独での維持管理には限界があることは明らかです。だからこそ、今後は協働の形をもっと柔軟に、そして、親しみやすくしていく必要があると考えます。

例えば、雑草がなかなか進まないから、○○さん、ちょっと手伝ってもらえませんか、お礼もしますんでといった地域に寄り添うようなフランクなスタイルの呼びかけがあつてもよいのではないかでしょうか。通学路や生活道路など身近な場所をきれいに保つことが、地域の安全や快適さにつながり、市民のまちづくりへの関心や参加意欲を高めるきっかけにもなるはずです。

多様な市民がそれぞれの立場やペースで関わるような協働の間口を広げることで、結果として、地域の活力を底上げすることにつながるのではないかでしょうか。

市としても、制度の周知や参加のハードルを下げる工夫をぜひご検討いただきたいと思います。

やはり、改めまして、住民自治や市民協働の重要性が問われている今日において、私たち一人一人が地域の担い手として意識を持つことが、よりよいまちづくりの礎になると感じています。このような社会と時代背景の中、次世代に安心して暮らせる地域を引き継ぐために、行政と市民が手を携える協働のまちづくりが欠かせません。

特に、災害時においては、住民同士のつながりが最初の一歩となります。安否確認や避難誘導、避難所の設置、被害状況の報告など、初動対応の多くは地域の力によって支えられています。

こうした観点から、地域に根差した防災力の強化は喫緊の課題であり、その要となるのが自主防災組織の存在です。自主防災組織の活動内容と現在の組織数についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

各地域にある自主防災組織は、災害発生時において、地域住民の被害を最小限にとどめるために組織されております。

各組織によって活動に違いはございますが、日頃から災害に備えた防災訓練などを実施し

ております。

令和7年8月末現在で、67の自主防災組織が結成されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 地域住民の命と暮らしを守るには、平時からの備えが欠かせません。

特に災害発生時に、行政の対応が届きにくい初動段階においては、自主防災組織の迅速な行動が被害の軽減に直結します。

そこで、各自主防災組織がどのような活動を日常的に行っているのか、また、地域間で連携した訓練や、市との共同による取組があるのかについて具体的な事例を交えてお伺いします。自主防災組織の活動状況と共同の訓練を実施している事例はございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

過去3年間の、自主防災組織による防災訓練の実施状況につきましては、複数の自主防災組織が連携しての防災訓練の実施や、市の防災訓練と合わせて自主防災組織が行う防災訓練の実施を含めた件数になりますが、令和4年度17件、令和5年度25件、令和6年度21件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

多数の自主防災組織が連携して訓練を行うことは、地域の垣根を超えた協力体制の構築につながるとともに、災害時の広域的な対応力の向上にも寄与するものと考えます。こうした取組を持続的に支えていくためにも、行政による支援の充実が不可欠です。

そこで、自主防災組織に対する支援はどのようなものがございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

自主防災組織を対象とする支援といたしましては、自主防災組織の結成時への補助、防災資機材の購入や修繕費用への補助がございます。

なお、防災資機材の購入への補助につきましては、資機材補助による購入から10年を経過していれば新たな補助を受けられることがあります。

また各自主防災組織が実施する防災訓練への運営補助がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

災害時における迅速かつ的確な安否確認は、地域の命を守る上で極めて重要な要素です。

特に、高齢者世帯や単身世帯が増加する中、近隣住民同士の支え合いによる初動対応の仕組

みづくりが求められています。

私の住まう額田第2自治会にて、今回、自治会員、非自治会員の垣根を超えた安否タオルの配布と防災訓練、ちら見せ、予定しております。また、同時に防災の観点から、自治会への新規、再加入の勧誘を行う予定です。

こうした中、安否タオルの活用は、初期防災においては、視覚的に安否を把握できる手段として注目されています。地域によっては、実際に導入が進められていると聞きます。

安否タオルの有効性と配布状況をお教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

災害が発生した際、地域で安否確認の方法を決めておくことは重要なことと考えております。その手法の一つとして、安否確認タオルの活用は、安否確認を迅速に行うための大変効果的なものです。

しかしながら、安否確認タオルのある・なしで留守であることが分かってしましますので、防犯上の観点からは、避難の際、戸締りを徹底するなどのお願いをしております。

タオルの配布につきましては、各自主防災組織で行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 続きまして、安否確認タオルの活用状況と市民への周知方法について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

自主防災組織が実施した防災訓練において、実際にタオルを使用して安否確認訓練を行っていることは確認しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 私たちが被災者として思い浮かぶのが、14年前の平成23年3月11日に発生した東日本大震災が鮮明に思い出されると思います。県内では最大震度6強を観測し、各地に甚大な被害がもたらされました。人的被害としては、死者24名、行方不明者1名が確認されており、住宅被害は、全壊3,203棟をはじめ、半壊、一部損壊を含めるとさらに多くの住居が被災しました。沿岸部では津波による震災被害も発生し、大きな被害が見られました。また、道路、港湾、上下水道など、公共インフラにも広域な被害が及び、県は、発災直後から市町村や防災関係機関と連携し、避難所の設置、物資の供給、応急復旧などの初動対応に取り組みました。

那珂市においても、多くの公共施設が損傷し、休館または使用不可となるなど、施設面で大きな被害を受けました。市内の道路では亀裂や陥没が多数発生し、通行止めや応急修理が

必要となるなど、インフラ面でも深刻な影響が生じました。多くの市民が、避難生活を余儀なくされました。水道や電力の供給にも一時的な支障が生じ、給水支援などの対応が行われました。

こうした状況の中、地域全体で支援と協力の体制が築かれ、復旧に向けた取組は行政のみならず、地域住民の協力の中、進められました。

東北沿岸部に比べて報道は少なかったものの、茨城県内も深刻な被害が発生し、地域防災体制や住民の防災意識に大きな影響を与えた震災であったと言えると思います。

今回、今年度、第1回議会において、渡邊勝巳議員が、かつて、市の職員として勤務されていた経験を基に、水道復旧チームの結成とその活動について熱く語られていたことを鮮明に思い出しました。あの未曾有の災害の中、職員の皆様が一丸となって復旧に尽力された姿は、まさにドラマのような感動を呼ぶものでした。

私自身も、あの震災の日の記録を少しだけ共有させていただきたいと思います。

平成23年3月11日午後2時46分、自宅で激しい揺れに必死にデスクトップパソコンを抑えていたことを、今でも鮮明に覚えています。初期振動が収まった後、最初に向かったのは額田学童保育所でした。長女が通所していたため、建物の倒壊の危険性がないことを確認し、次に、当時の額田保育所へ向かいました。近距離道中、道路は倒壊のブロック塀やパニックに陥る住民の皆さんが目に焼きついています。こちらには、息子2人が通っており、当時主任の先生と、大丈夫と安全確認の会話を交わしたことが記憶に残っています。その後は、消防団の仲間と共に、地域内の巡回パトロールを開始し、独居高齢者の安否確認を行いました。また、停電が続く額田十文字では、反射棒を手に、長時間にわたり交通誘導を行いました。パトロールの途中、消防車両で息子たちを保育所まで迎えに行なったことは、彼らにとっても忘れられない記憶となっているようです。

停電は、地震発生から2日後まで続き、水道の完全復旧には約半月を要しました。停電中には、発電機を所有する建設関係者などが自宅の井戸ポンプを使って揚水し、地域住民に水を配布していた姿が見られました。当時は、防災井戸という概念がまだ浸透しておらず、未使用の井戸から濁った水が配布されることもありましたが、それでも多くの方々が列をなし水を求めていました。

この経験を通じ、改めて、水というものがいかに生活に欠かせないものであるかを痛感しました。災害時における水の確保は、命を守るための最優先事項であり、今後、防災対策においても、地域全体での備えが不可欠であると強く感じております。

現在、市内の防災井戸の数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

災害時に協力いただける防災井戸の家は、現在市内に55か所登録されております。

防災井戸につきましては、現在も随時登録の募集をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） 続きまして、防災井戸の水質検査の頻度と結果の公開について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

防災井戸につきましては、飲料水以外の生活用水として使用することを目的としております。

水質検査につきましては、登録時に検査を実施しておりますが、検査結果は公開しておりません。また、定期的な検査も実施しておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） 現在、ホームページ等で公開している防災井戸について、現状の把握はしていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

防災井戸の家の登録を始めてから年数が経過していることから、令和7年度中に、災害時に活用できる状態であるか、また、井戸の所有者や管理者の現在の状況などを確認することとしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） 8月のお盆中に、額田地区に限定されますが、防災時協力井戸に登録されている方々にお話を伺ってまいりました。その中の1件は、震災の翌年である2012年に登録されたもので、当時は立て看板の設置と初期の水質検査が実施されたとのことです。しかし、それ以降、市役所からの連絡やフォローアップは一切なく、現状の状態であるとのこと。別の登録井戸の所有者は既に亡くなっています。相続されたお孫さんはその存在すら認識されていないという状況もございました。また、登録された井戸すらない、既存所有者住宅が取り壊され、新たな住宅が建っているケースもありました。さらに、永井不動尊の湧き水に災害時協力井戸の看板が設置されている事例も確認されましたが、そもそも登録井戸ではない水源に看板設置されていることにも疑問を感じました。

このように、13年前の登録情報が、現在まで一度も更新されておらず、実態と大きく乖離している可能性があります。災害時において、水の確保は命に直結する重要な課題であり、いざというときに機能しない協力体制では意味がありません。

つきましては、災害時協力井戸の制度の現状把握と情報更新、さらには所有者との再確認を含めた早急な対応を、ぜひ市として進めていただきたく強く要望いたします。

防災井戸が生活用水という位置づけであるというご答弁ではございますが、災害時において、飲み水など緊急用貯水槽の設置数、容量、維持管理体制についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

地震による災害の場合、大規模な停電や配水管の破損による断水が想定されます。

このような断水に対応するため、市では木崎浄水場に設置型給水タンクを保管しております。

その容量及び基数でございますが、1立方メートルが7基、8立方メートルが1基ございます。

また、災害協定締結業者保有の12立方メートルが1基ございます。

災害時における給水活動につきましては、浄水場の水を給水車に注入し循環輸送にて行う体制となっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 柳原議員。

○1番（柳原一和君） 実際の災害時には、ふれあいセンターや交流センター、小学校など、公共施設が配布場所となると考えられます。14年前に比べて、防災の備えは確実に進化していると思います。しかしながら、高齢者をはじめとする生活弱者の方々が、飲料水として、しかも重量のある水を運ぶことを想定すると、市内各地に設置されている防災井戸の必要性は非常に高いと考えます。

現在でも生活用水として地下水を利用しているご家庭は多数ございます。私たち額田のコミュニティでは、常に地下水を使用しています。後方にいらっしゃる大和田議員も飲まれましたよね。焼酎額田の天然水割、市長も年末に額田公民館で飲まれた額田の天然水、おいしかったでしょう。市販の天然水であれば捨てるのもったいないと感じるのかもしれません。しかし、先祖代々受け継がれてきた地下水であれば、飲用に使っても、庭にまいてももったいないという気持ちにはなりません。ただただ先人への感謝への気持ちを込めて、ありがとうございます。

震災時の停電の際、発電機を所有していた方が、自宅未使用井戸から水を汲み出し、地域住民に配布してくださったことを記憶しています。水は濁っていたものの、多くの方々が列をなし、必死に水を求めていた光景が今も目に焼きついています。

この経験から、ふだんから生活用水として使用されている井戸と発電機を組み合わせることで、災害時には、より効率的かつ安定的な水の供給が可能になるのではないかと感じました。特に停電時にポンプが使えなくなる井戸も多いため、発電機との連携は非常に重要です。

なお、こうした取組は、市役所主導ではありませんでしたが、那珂市社会福祉協議会が中心となり、過去に、自治会防災防犯マップの作成が行われました。この地図には、避難場所

や危険箇所、見通しの悪い狭隘道路、防犯灯の位置などが詳細に記載されており、社協によれば、市内のほとんどの自治会が作成に参加されたとのことです。

このマップ作成のきっかけは、三世代交流ワークショップの一環として行われたもので、私が所属する額田第2自治会では、当時、52か所の井戸の位置情報が地図に落とし込まれました。さらに、発電機の所有状況も併せて記載されており、災害時の水供給性を把握する上で非常に有効な資料となっています。

実際の災害時においては、こうした地域資源の情報が敏速に共有され、住民同士が協力し合える体制づくりが不可欠です。井戸と発電機の連携は、単なる設備の話ではなく、命を守る仕組みとして、今後、さらに整備、活用されていくべきと強く感じています。

ただ、こちらは過去に作成された後、アップデートは一切行われていないということです。

近年、地震や台風、豪雨災害、さらには弾道ミサイルなど、私たちの暮らしを脅かす非常事態が多様化、頻発しています。こうした状況下において、災害発生時にいかに敏速かつ的確に情報を伝達し、市民の命と安全を守るかは、自治体の重要な責務であると考えます。特に、屋外にいる市民や高齢者などスマートフォンやインターネットにアクセスしづらい方々に対しても、確実に情報を届ける手段として防災行政無線やJアラートの運用は極めて重要、那珂市における防災行政無線及び全国瞬時警報システムJアラートの運用状況について確認させていただきます。

防災行政無線とJアラートの運用について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

防災行政無線の運用におきましては、那珂市防災行政用無線局管理規程に基づき、災害などの非常事態に関する情報や人命に関わる事案及び緊急を要する内容などの放送をしております。

国の全国瞬時警報システムJアラートにつきましては、緊急地震速報や、弾道ミサイル等緊急情報を瞬時に住民へ伝えるため、市の防災行政無線と自動で連動されるシステムとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 聴覚障がいをお持ちの方や高齢者への対応策はどのようにになっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

聴覚に障がいをお持ちの方につきましては、希望者となりますが、防災行政無線から放送された内容を確認できる文字表示装置の貸出しやファックスを送信して情報提供をしております。

高齢者等で防災行政無線が聞きにくい場合には、市へ問合せいただいたり、ご近所の方へ確認していただくなどをお願いしております。

あわせて、放送内容が確認できる防災アプリの登録を推進しているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 豊かな自然環境と住宅地が共有する那珂市では、災害への備えが市民の命と生活を守る上で極めて重要です。こうした背景のもと、地域の防災力を高めるためには、行政による体制整備とともに市民一人一人の意識と行動が不可欠、避難所の整備、情報伝達手段の確保、ライフラインの維持など、様々な角度から取組が求められています。

改めて、本市における防災への備えの現状を確認させていただきます。

本市の防災に対する備えについて教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

災害への備えといたしましては、東日本大震災から算出した、避難者数約2,000人を基に、3日分の備蓄を想定しております。

飲料水においては、1人1日3リットルの3日分で1万8,000リットルの半分9,000リットルを備蓄しております。

主食につきましては、1人1日3食で1万8,000食の半分9,000食を備蓄しております。

残りの半分につきましては、自治体間の協定先や民間事業者との協定による支援物資で対応する計画としております。

そのほか、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、毛布、紙おむつ、女性用品、マスク、消毒液、ブルーシートなどを備蓄しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 災害時において、行政や警察、消防による公助だけでは限界があることは過去の大災害からも明らかで、特に阪神・淡路大震災では、倒壊した建物の下敷きになった人々のうち、実に97.5%が家族や近隣住民などによる自助共助によって救助されたという報告があります。専門の救助隊による救出は僅か1.7%にとどまり、発災直後の混乱の中で、地域住民の敏速な行動が多く命を救ったことが分かります。

地域社会の持続的な発展には、市民一人一人の参画と協働が欠かせません。これまで、自治会や地域活動の中心を担ってきた多くの方々の尽力により、那珂市の市民協働は大きな成果を上げてきました。

しかしながら、担い手の高齢化が進む中で、次世代を担う若年層や外国籍住民、障がいのある方など、より多様な市民が安心して参加できる環境づくりが急務となっています。地域の多様性を尊重し、誰もが役割を持てる仕組みを整えることは、共生社会の実現に向けた重

要な一歩だと思います。

市民協働の担い手が高齢化する中、若年層や外国籍住民、障がいのある方など、多様な市民が参画しやすい環境整備についての取組についてお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

自治組織の運営における多様性につきましては、地域課題の解決と持続的な発展には必要です。

市においては、市民がまちづくり活動に参加するきっかけとして、住民票登録時に交付する自治会への加入参加を促すための案内文を、外国籍の市民であっても理解できるよう、日本語のほかに、英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語の5か国語を用いて呼びかけをしております。

また、協まち・カフェのような参加者意欲を高める工夫を継続しながら、若年層の地域への帰属意識にもつなげ、地域コミュニティの活性化を推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 現在の地域社会では、こうした市民協働の担い手が高齢化し、地域コミュニティの希薄化も進んでおります。従来の自主防災組織や自治会活動だけでは、災害対応の能力を十分に維持することが難しくなってきているのが現実、ここで必要となるのが、地域の現状を冷静に受け止め、持続可能な形で防災力を再構築する視点です。

その鍵が、前回、一般質問でお話しさせていただきました、縮退受容という考え方です。これは人口減少、高齢化、地域資源の限界など、地域の衰退傾向を前提に受け入れながら、無理のない持続可能なまちづくりを模索するというものです。防災においても、全ての地域に均等な対策を施すのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められます。

さらに、今後の防災には、若年層や外国籍住民、障がいのある方など、これまで防災活動の周縁にいた多様な市民が、安心して参画できる環境整備が不可欠です。日常の楽しみや交流の中に防災の要素を織り込むことは、市民のハードルを下げ、自然な形で地域の防災力を高めることができます。支援する、されるという一方の関係ではなく、互いに役割を持ち、共に備える共助の再定義が求められています。

市民協働と縮退受容の視点を掛け合わせることで、防災は単なる守りの技術ではなく、暮らしを再構築する力として位置づけられます。地域の衰退を悲観するのではなく、そこにある資源と人のつながりを生かしながら、持続可能な防災体制を築いていくことが、これから地域社会に求められる姿勢であり、そのためには行政や専門家の支援を受けつつも、市民が主役となれる場づくり、情報共有の仕組み、そして何よりも顔の見える関係性を育むことが重要、防災は地域の未来を考えることそのものです。縮退を受容しながらも希望を持って備える、その姿勢こそが次の世代に安心と誇りを手渡す市民協働の形ではないでしょうか。

今後、私自身も未来への市民協働を追い求め、今回の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告12番、榎原一和議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

#### ◇ 寺門 厚君

○議長（木野広宣君） 通告13番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 那珂市に於ける公共事業の進捗状況について。 2. 那珂市の観光戦略について。 3. 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門厚議員。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） 議席番号13番、寺門 厚でございます。最終日、今回の一般質問最後ということで、皆様には今しばらくご清聴をお願いしたいと思います。また、執行部におかれましては、簡潔明瞭なる答弁をお願いをしたいと思います。

今回の質問事項は、那珂市公共事業開発状況について、那珂市の観光戦略について、重症熱性血小板減少症候群について、聞いてまいります。

それでは、初めに、那珂市公共事業開発状況についてであります。

私の地元芳野地区は、今年11月、茨城県植物園のリニューアルオープンがあります。これをはじめとしまして、令和10年、道の駅のオープン、バードラインの供用開始、中里から飯田大洞交差点までの国道118号線バイパスの4車線化、さらに那珂インター北側産業用地開発と、まさに大規模な公共事業が進められております。

向こう10年間の間に大幅な交流人口の増大、交通量の増大による地元の経済、文化、自治、生活に大きな変化をもたらし活性化を期待している半面、地元の伝統や文化等を守りながら、どう新しいものを取り込んでいけばよいのか悩むところでもあります。

地元でも、公共事業によっては賛成する方もいれば、反対する方もいらっしゃいます。計画が承認され、オープンや供用開始に向けて工事等が進められています。県植物園のリニ

ユーアルオープン後の交通量の増加プラス県北への観光客による渋滞及び工事車両増加等交通量の増加、市道を抜け道としての使用による交通事故などが懸念されます。

これらの情報キャッチと事前の対策を講じるためにも、定期的な進捗確認が必要あります。これからも行ってまいりたいというふうに思っております。

これらの工事についても、地元でもどうなっているのかという声を聞いております。今回は5つの公共事業について進捗状況を聞いてまいります。

最初に、那珂インター周辺産業用地開発状況についてであります。

先日7月31日、地権者への説明会がありました。どういう内容だったのか、また、反応はどうだったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂インター・チェンジ周辺地域の産業用地予定区域につきましては、民間事業者による開発を促進するため、土地利用調整の配慮を受けることができる地域未来投資促進法の活用に向け、国・県との協議を重ねてまいりました。

令和7年6月下旬に、茨城県県北地域基本計画における重点促進区域の設定について国の同意が得られたことから、重点促進区域の設定や現在の状況について、地権者を対象とした報告会を7月31日にふれあいセンターよしのにおいて開催しました。

出席者からの反応としましては、一部の方からは、今回の取組を一定期間進めた後は、一旦区切りをつけてもいいのではないかとの意見もありましたが、多くの意見としては、市には引き続き民間事業者の立地支援を頑張ってほしいというものがありました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 多くの方は継続して民間事業者の立地支援を望むということ、また、一部の方は一定期間進めて一旦区切りをつけたほうがいいよということあります。

また一方では、一部の地権者の方から、初回の説明会から何がどう変わったのか、以前と何も変わっていないんじゃないのという声も聞いております。

改めて、市の開発ビジョンは、何をどうしたいのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本地域を民間事業者による開発を誘導する地域として位置づけ、先ほど答弁いたしました地域未来投資促進法の重点促進区域に指定し、まずは農地などに係る土地利用調整の配慮を受けやすい環境を整えました。個別具体的な民間の開発に応じて、公共施設やインフラ整備などについて、協議を進めていくものと考えております。

産業用地の開発ビジョンとしては、重点促進区域の設定により、本地域における産業の集積、技術、人材等の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、取引の拡大、受注

の機会の増大を図ることができる地域経済牽引事業を実施する民間事業者の立地を目指して支援を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 地域未来投資促進法の重点促進区域に指定されたメリットは、農地の土地利用転換がしやすくなったということです。そのほか、事業者へのメリットもたくさんありますけれども、民間事業者の開発を待っていたのでは、以前と全く同じではないでしょうか。インフラ整備をしてからではないと民間事業者の進出は難しいと考えています。

現状、土浦以南の産業団地、工業団地、特に圏央道沿線、この地域は整備をすればすぐ売れてしまう地域です。また、ひたちなか地区もそうあります。こういった地域との誘致合戦に勝つには、固定資産税の優遇や土地代の優遇など、同じ条件以下でも勝てるかどうかというと大変難しいと考えます。

では、どうすればいいのか、産業用地開発の今後の予定について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今後は、本地域が重点促進区域に設定されたことの周知を含めて、引き続き企業へのPRやサウンディングを行い、当地域の進出に关心を持った事業者に対し、具体的な事業案の提案を受けながら、民間事業者の立地支援を進めてまいります。

そして、新たな雇用の創出による人口減少対策や産業の活性化、財政基盤の強化により住民福祉を向上することで、那珂市が将来にわたって継続的に発展するための礎の一つとしていると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁いただきましたけれども、やはりこれ前と同じやり方では、当然またどこも来てくれません。ということで、当地域に進出希望の事業者を待つのではなく、これまで以上の積極的な提案誘致活動が必要と考えます。

県南の工業団地がすぐ売れるという成功の要因は5つほどあります。地理的優位性、これ東京圏、高速道路のアクセス性がいいと。

2つ目が地価の安さ、他県に比較して圧倒的に安価であるということです。一例をいうと、埼玉県の3分の1で供給されています。

3つ目は、補助制度が充実、建物整備や設備購入費、雇用支援などにたくさんの支援がある。

4つ目が産業集積ができる。既存企業との連携、クラスターの形成もしやすいということ。それから、5番目がインフラ整備が整っているということです。工業用水、電力、

通信など、用地も整備済みということが挙げられています。これは、対茨城県外の競争に勝つという、勝った成功要因であります。

同じように、今度、県南と県北、この地区は県北、県央になりますので、この競争では勝つためには、さらに協力なファクターが必要となるというふうに考えます。

本市の開発には地域の強みと課題を的確に捉え、県南の競合団地とは異なる独自の魅力、立地の強みや支援制度、地域連携を組み合わせた誘致戦略をさらにブラッシュアップして打ち出し、やはり待っているのではなく、企業別提案書を作成し、東京や仙台などでの説明会主催をする。そして、リンクトインや業界メディアへの広告配信なども活用し、積極的なアプローチを今後やっていっていただきたいなというふうに思います。

もちろん、先崎市長の国や県、対象企業等への強力なトップセールスもさらなる充実をよろしくお願いをしておきます。

2つ目は、道の駅進捗状況についてであります。

現在の道の駅の進捗状況はどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本年度は実施設計の策定に向け、建設準備委員会、第三セクター設立準備委員会及び出荷者組合設立準備委員会の3つの委員会において、それぞれの視点から、道の駅の開業を見据えた協議を、現在、進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） この3つの準備委員会、活動内容についてはホームページで概略が記載されております。概略なので、詳細のことがよく分かりません。それぞれの委員会所管事案についていくつかお聞きしたいと思います。

最初に、道の駅の目玉となる那珂市ブランド品の開発状況について、どうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅における目玉商品につきましては、現在、那珂市特産品ブランド化推進事業において、毎年ブラッシュアップを図りながら、ブランド認証品の選定を行っております。

また、うまいもん会議を設置し、本市の代表的資源であります、カボチャやサツマイモを柱とした商品開発も進めているところでございます。

さらに、第三セクター設立準備委員会においても、道の駅のコンセプトやビジョンを踏まえ、外部からの新たな視点を加えた目玉商品の開発を目指し、現在協議を行っているところであります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 道の駅のオープン予定は、令和10年秋というふうになっています。ということは、あと3年しかないということでもありますので、ぜひしっかりと開発をしていただきたいというふうに思います。

私は、できれば、那珂市名譽市民の白土松吉をモチーフにした一品の開発も併せてお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次は、米や野菜を含めた農産物販売体制ですけれども、直売所は道の駅売上の9.8億円、これの半分、4.8億円を占めるため、経営の要として安定した農産物の生産、供給体制の確立が必須であります。農産物の供給体制について、現状どうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅においては、新鮮かつ多様な農産物を通年供給できるかどうかが、集客力向上の重要な要素の一つとされていることから、令和5年度より出荷者組合設立準備委員会を設置し、開業を見据えた農産物の安定的な供給体制や販売戦略、さらには農閑期や生産しにくい作物の対策などについて検討を行っているところでございます。

今後も、農業者や関係団体等との連携を強化しながら、品ぞろえの充実や魅力的な商品を通年提供できる出荷体制の構築に向け、引き続き協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 生産者の確保を、これは非常に、高齢化と複数の販売所に商品を納めておりますので、大変厳しい状況ではありますけれども、ぜひ、魅力的な商品や商品の開発状況、開発育成も併せて、提供体制の整備構築を進めていただきたいというふうに思います。

道の駅が成功するか、しないかは、やはり道の駅駅長の経営手腕にかかっています。現在、道の駅駅長及び経営体制についてどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅の駅長に適した人材といたしましては、直売所や飲食施設等の管理・運営や地域振興策の企画・実行、道の駅全般の販促・宣伝を行うマーケティング力や、施設全体の人員配置や人材育成を行うマネジメント力、そして、道の駅への想いや情熱、地域活性化への意欲を持ったモチベーション力などが求められており、小売業や流通業の実務経験者や民間企業等の部門長などのキャリアを持った人材を駅長として採用している道の駅が多い状況であります。

現在、第三セクター設立準備委員会において、本市の道の駅が求める人物像や選定方法、経営体制などについて協議を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市の求める道の駅駅長は、答弁にありましたマーケティング力、マネジメント力、モチベーション力を有するのはもちろんのこと、小売業や流通業の実務経験者、民間企業等の営業部門長経験者などから人材を選択願いたい。確保するには、現行案の金額では、誰も来てくれませんので、適切な処遇にて迎えていただきたいということを強く要望しておきます。

経営体制については、現行では、概略案で作成しておき、道の駅長が決定した後、駅長を交えて正規な経営体制を構築すべきと考えます。よって、道の駅長の採用については、できるだけ早い段階で詳細を決定し、人選を始めていただきたいなというふうに思います。

道の駅利用者数は95万人を想定しています。この中には、リニューアル後の植物園の利用者、令和12年には26万人ということでいっていますので、これも含む、JR利用者も含めているものと思います。であれば、これらの人たちをどうやって道の駅へ来てもらい、利用してもらえるのか、また、道の駅から市内の各観光名所をどうすれば回ってもらえるのか、観光誘客戦略と戦術をしっかりと構築し、実践することがとても重要であると考えています。この点については、道の駅の進捗状況の項及び那珂市の観光戦略のところでお聞きします。

3つ目は、県植物園のリニューアルオープン進捗状況についてです。

先日、植物園前の市道を通りますと、植物園リニューアル完成予想図、イラストで見た建屋やグランピング等などが見えて、急ピッチで工事が進んでいるという印象を受けました。人件費や資材の高騰、さらに猛暑の夏、6か月という短期間納期等厳しい条件の中での工事が進んでおります。市民の方からは、レストランや温浴施設などの利用を楽しみにしているよ、本当に11月にオープンできるのかといった声を聞いております。

そこで、11月に本当に予定通りオープンできるんでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

茨城県植物園や県民の森等については、2025年11月のリニューアルオープンを予定しているとお聞きしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 予定通りの11月オープンを期待したいと思います。

先ほど、道の駅の進捗状況のところでも、道の駅利用者の市内観光誘客は重要課題だと認識しましたが、植物園リニューアルに際し、JR利用者や那珂市道の駅への誘客策はどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

植物園のリニューアルオープンに際しましては、市内産品の販売促進、那珂インターインターチェンジやＪＲ水郡線を活用したアクセス性の向上などの課題があると考えておりますが、植物園の指定管理を担う事業者との連携協力を図ることでもあることから、引き続き調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 植物園利用者が道の駅から市内の観光へと足を延ばしてもらうためのアクセス性の向上、これについては早急に課題解決を図っていただきたいと思います。

それから、指定管理者との調整、これも継続してお願いをしておきます。

ここで、県民の森について2つほどお聞きしたいと思います。

利用者からは、ツツジ山付近に展望台があるが、決して眺めがいいとは言えない状況なので何とかしてほしい、さらにトイレが入り口にしかなく、途中に1か所設けてほしいという声を聞いております。県民の森のツツジ山付近にある展望台からの眺望の確保や、トイレ施設の設置についてどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県民の森の部分の整備につきましては、森のカルチャーセンターから植物園付近にかけてアクティビティを設置する予定であり、県民の森の北側部分にあるツツジ山付近の展望台の改修やトイレ施設の設置は実施しないとお聞きしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 非常に残念ですけれども、ツリーアドベンチャーだけで、ほかは考えていないということだろうと思います。しかしながら、やっぱり展望台から見る景色というのはほしい、今本当に全然見えないんで何とか見晴らしをよくしてほしいなということを、もう一度県のほうへ要望していただきたいなというふうに思いますので、お願いをしておきます。

次は、県植物園の118号線やバードライン等からの植物園のアクセスについて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国道118号やバードラインからのアクセスについては、国道118号戸崎十文字方面からのアクセスのほか、県道下宿常陸鴻巣停車場線から総合公園前を経由するのが、メインのアクセス道路になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 118号からは戸崎の十字路、それと飯田の、今、総合公園に行くあ

の道路、十字路、そこから入っていくということあります。

もう一つ植物園には戸多地区から入るルートがありまして、これは県道長沢水戸線から植物園までのルートであります。これは水戸北インター経由の利用者や国道123号線からの利用者のアクセス道路となり、利用者の利便性を今後考慮をして、図っていく必要があると考えます。また、那珂市のホームページでは、仮に東京都台東区から植物園へ来るということをアクセスをグーグルマップで調べてみると、水戸北インターで降りて県道長沢水戸線、もしくは国道123号線利用で、那珂西大橋経由で入るということで案内をされます。これについても、今後、植物園のアクセスについては、那珂市の那珂インター経由の利用をしっかりと、広告系の雑誌も含めてPRをしていってほしいなというふうに思います。

日本初泊まれる植物園の運営管理会社は、ザボタニカルリゾート林音ということで決まりました。こちらは地元の企業さんも出資をしておる企業であります。オープン後の令和12年度に売上11億円強、利用者は26万人を見込むと公表されております。その親会社であるザファームさんというのがありますけれども、こちらは那珂市の道の駅と連携した特産品のPRも行っていきたいというふうに意向を示しております。これらについて、本市として、今後どのように考えていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

植物園は、本市に所在する重要な観光施設であり、そのリニューアルは、非常に期待しているところでございます。

将来的な道の駅整備を見据えるとともに、市内観光施設への波及効果を高めるため、回遊性の確保に向けたPRに努めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 那珂市内の観光施設及び道の駅も含めた観光回遊の仕組みづくりとPRは喫緊の課題だと、私もそう考えております。

4つ目は、国道118号線バイパスの4車線化、中里地区から飯田大洞交差点までの進捗状況について、現状はどのようにになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

事業主体は茨城県となります、国道118号の那珂大宮バイパス4車線化につきましては、全体整備延長8.3キロメートルのうち常陸大宮市下村田から中里地区までの4.7キロメートルの区間については、令和4年11月に供用開始されております。

現在の進捗状況は、中里地区から飯田大洞交差点付近までの3.6キロメートルの区間の測量等が完了し、昨年度から順次用地補償調査を行い、今年度より用地買収が開始していると伺っております。

また、今年度も常陸大宮土木事務所に職員を派遣しており、県職員と共に事業に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 中里地区から飯田大洞交差点までは、今年度、用地買収が始まっているということ、供用開始の予定はまだ分からぬということあります。あと10年でできるかどうか、できれば早く供用開始をしてほしいと思います。

この118号線は、その飯田大洞交差点からさらに西木倉までが残っておりますので、そちらの進捗も併せてお願いをしておきます。

この118号4車線化については、当初の計画では、戸崎飯田大洞交差点手前まで約1キロの区間が中央分離帯で仕切られてしまい、横断はもちろん、右折もできない状態になっていました。地元からの要望もあり、道路の横断箇所あるいは右折可能箇所設定を求めてきましたが、道路の横断や右折可能な計画となっているのかどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

国道118号バイパスの整備計画では、中央分離帯を設置する計画となっており、バイパスを横断する道路は考えておりませんが、一部の箇所については、右折レーンの設置計画があり、バイパスから市道に入ることが可能となると伺っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 右折は可能になったということあります。本来は横断も希望しておりましたので、ちょっと残念ではあります。

こういった、地元住民が便利さを享受できない公共事業って何のためなのか、甚だ疑問に思うところでもあります。将来、要望があれば、再度、横断しての通り抜けができるよう検討をしていただきたいというふうに思います。

今回取り上げた公共事業の中で、最初に工事完了するのが植物園、開園後は相当数の利用者が見込まれます。県北への観光客と合わせ、混雑、渋滞が予想されます。国道118号線バイパス工事は早く来年から、バードラインは来年からの工事となります。地元の市民の足にも影響が出るのではないかと懸念をしております。については、道の駅、国道118号4車線化、植物園リニューアルに伴う周辺道路の渋滞解消について市の考え方を伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

植物園や道の駅への集客に伴い、交通量の増加による渋滞が予想されることから、国道118号やバードラインの4車線化により、常磐自動車道や各拠点をつなぐ道路ネットワークが形成され、さらに周辺道路を整備することにより通行の円滑化も図られることから、渋滞

解消に寄与していくものと考えます。

今後も道路利用者の利便性の向上に努めるとともに、周辺道路の利用状況を注視し、必要に応じ、迂回路看板設置などを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁にありましたように、国道118号やバードラインの4車線化により、道路ネットワークが形成されれば渋滞解消はできるとの見解ですけれども、バードラインの4車線化は、道の駅オープン時には道の駅区間までと聞いています。これでは渋滞解消どころか、混雑が増すばかり。道路状況をしっかりと把握し、工事進捗度合いと渋滞解消への的確な手を打ち、通学路も含めた隣接市道の通行安全を確保してほしいと思いますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

5つ目は、バードラインの4車線化の進捗状況であります。

これは現在、どのような状況でしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在の進捗状況につきましては、令和6年度より用地買収を進めており、道路用地の取得率は約40%でございます。

また、令和8年度より道路工事に着手し、道の駅隣接区間においては、オープン時期に合わせ、供用開始を予定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） バイパスとこのバードラインは途中まで、道の駅のところまでのオープンということなので、そこから先がいつになるのか、ちょっとまだ分かっておりません。ということは、工事がだらだら続くのか、やっぱり地元としてははっきりしてほしいというところがあります。

市として、タイムリーな情報提供はもちろんのこと、市民の交通安全確保に向けた適切な対応と、従来の市民サービスや市民生活及び活動に支障を来たすことがないよう十二分に配慮するよう要望をしておきます。

ここまで、本市における公共事業の進捗状況について見てきました。

令和12年で植物園の利用者予想が26万人、道の駅では95万人見込んでおります。道の駅利用者には植物園利用者も含まれているため、少なく見ても本市への訪問者数は100万人は下らないと想定されます。

では、那珂市内のこの100万人の方々を、観光施設及び道の駅も含めた観光回遊の仕組みづくりとPRが喫緊の課題だということは、先ほど、植物園や道の駅について見てきたとおり明白であります。では、これらの観光客をどうすれば那珂市内の観光施設を回ってもらえ

るのか、どうすれば市内の経済活性化への協力が得られるか、観光誘客戦略と戦術をしっかりと構築し、実践していただきたいというふうに思います。

そこで、2番目のテーマであります、本市の観光戦略について考えてみたいと思います。

本市の観光は、観光資源にさらに磨きをかけ、見るをさらに充実し、学ぶ、体験することも増やしていくなど、新たな発想と観光戦略の転換が必要だと考えています。

最初に、市内観光拠点はどこか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

市内の観光拠点となりますと、やはり県民の森と合わせた植物園や、桜の名所である静峰ふるさと公園であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） では、那珂市にはどれぐらいの人が訪れているのか、観光客数の動向はどのような状況なのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

県で行っている観光客動態調査に基づく本市の観光客数の推移につきましては、令和4年が17万4,200人、令和5年が18万1,800人、令和6年が12万8,800人となっております。

また、令和5年の県内市町村の順位は37位となっております。

なお、令和6年の大幅な減少は、県植物園のリニューアル工事に伴う休園などによるものです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 観光客数の多いのはやはり植物園で、直近では約5万3,000人いたということであります。次いで、八重桜まつりの静峰ふるさと公園、ひまわりフェスの総合公園のこの3か所がベスト3で、観光客数は県内でも37位と、下から数えたほうが早いということが分かりました。

では、今年、観光客数の多かったなかひまわりフェスティバルを、今年から、いい那珂フェスティバルへと変更した理由はどういうことがありましたか、伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

なかひまわりフェスティバルにつきましては、例年8月下旬に開催しておりましたが、近年の猛暑の影響等を踏まえ、開催時期を見直し、産業祭と統合した新たなイベント、いい那珂フェスティバルとして開催するものです。

いい那珂フェスティバルは3部構成で考えており、第1部としては、これまでどおりひま

わり畠にて7月下旬から花を咲かせており、第2部として、10月26日に宮の池公園グラウンド周辺にてメインイベントを開催し、第3部として、11月22日に花火大会を行う予定でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ひまわりフェスティバルから、3部構成のいい那珂フェスティバルへ、産業祭と結合した新たなイベントとして開催することは、観光客数の増加を図り、本市の観光魅力度をアップする有効策だと私も考えます。今年からの観光客の増加を期待したいと思います。

では、観光客増への今後の取組について、どのように考えているか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

植物園のリニューアルに伴い、本市への観光客数は、大きく伸びるものと考えており、市内観光施設との回遊性の確保ができるように取り組むことで、その効果を生かしていきたいところです。

植物園の指定管理を担う事業者と連携し、そのノウハウなども活用できればと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今後、本市への観光客数は大きく伸びていくことは間違いないことあります。

先ほど、植物園リニューアルや道の駅進捗状況で見てきたとおり、那珂市内の観光施設及び道の駅も含めた観光回遊の仕組みづくりとPRが喫緊の課題だということ、課題解決のために観光客誘客戦略と戦術をしっかりと構築し実践することは、とても重要かつ必須事項であるということあります。

では、市では、県植物園利用者や道の駅利用者への市内観光拠点への誘客戦略はどのように考えていますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

植物園のリニューアルに加え、道の駅整備効果を市内産業の振興に結びつけることは、重要なことであります。

課題は、これらの集客効果を市内全体に波及させるための仕掛けづくりにあると考えております。

今後、国の補助制度を活用した中で、先進自治体の取組を調査するとともに、ICT技術等を活用した対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 具体的な仕掛けづくりはこれから取り組んでいくということであります。早い時期に詳細を明確にしていただきたいというふうに思います。

観光戦略として、これから提案ですけれども、1つ目、観光戦略として、周遊型モデルコースの開発、植物園や道の駅、静峰ふるさと公園、静神社、水戸光圀公ゆかりの地など歴史周遊ルートをつくる。

2つ目、体験型コンテンツの創出ということで、地元農家とコラボによる秋の収穫体験。そして、伝統工芸や倭文織のものづくり体験などをつくる。

観光戦略、今言った2つとそれから、戦術のほうですけれども、地元店舗の利用促進策として、1つ、デジタルスタンプラリーの導入、これはスマホアプリやQRコードを活用し、観光地、飲食店、土産店を巡るとポイントがたまる仕組みをつくる。

2つ目、いい那珂街歩きパスポートの発行、市内の店舗、観光スポットを掲載した冊子やパスポートを作る。スタンプを集めると、記念品や割引などの特典があると。この、それぞれ2つずつ提案をしますので、今後、ぜひ、検討のほうをお願いしたいと思います。

もう一つ、誘客戦略として新たなまつりを創設してはどうかということで、一つ提案をいたします。

それは、静神社には織物の神、名倭文神、さらに縁結びの神、高皇產靈命、ほか多数の神が祀られています。瓜連地区に伝わる倭文織の歴史と女性による手仕事文化、手しごとの会が活動しておりますので、これらを生かし、さらに七夕の織姫との親和性を生かした季節感と地域性を融合した魅力的なまつりとなる静神社の歴史と伝統を生かした、仮称ですが、倭文織七夕まつり、キャッチコピーは「織姫のまち 那珂市から願いを紡ぐ七夕まつり」というものを開催の提案をしますけれども、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

倭文織は、市の貴重な地域資源であり、市といたしましても、静峰ふるさと公園内において、原料となる楮の栽培に協力しているところでございます。

ご提案いただいた倭文織七夕まつりでございますが、市が主体的に実施することは、難しいと考えております。

しかしながら、今後、市民などが主体での取組が進められるのであれば、市としても協力できることを考えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市主体では難しいけれども、市民主体であれば協力できることを考えていくということでありました。

今後、市民主体でのまつり開催ということで、再度提案をいたしますので、ぜひ検討、ご協力のほどをよろしくお願ひをしておきます。

もう一つ、観光という概念からは少し外れるかもしれませんけれども、子供さんを持つ保護者から、子供とゆったりとした時間を過ごす公園があるといいよねという声を聞いております。那珂市にはないので、近隣の公園、これは東海のおいもの公園ですね、利用されていいるということ、那珂市には子供とゆったりと過ごせる公園があるとなれば、近隣からの子を持つ保護者さんの利用者も増えるので、観光客を増やす一助となるかと私は考えています。

そこで、本市にも、子供たちが保護者とゆったり遊べることも公園の設置を提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

現在、子供たちが遊べる水の遊び場などのある公園といたしましては、静峰ふるさと公園がございます。

当該公園につきましては、静峰ふるさと公園魅力向上事業により、遊具も含めた公園施設の充実を図ったことで、小さいお子様を連れた親子を中心に利用者も増えてきております。

また、新たに整備する道の駅におきましても、全天候型プレイゾーンをはじめ、子育て世代を対象とした機能の充実を図る方向で計画を進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 特にその道の駅の全天候プレイゾーン、このところには子供さんと親子が遊べる、子供中心ですけれども、こちらはぜひ小さいお子さんの親御さんたちが熱望しておりますので、ぜひ、望みにかなうような公園を、施設を造ってほしいと思います。また、静峰ふるさと公園については、さらなるバージョンアップをお願いしたいと思います。

そして、この那珂市には、子供さんと親御さんがゆったり遊べる公園があるよということで、そちらのPRもしっかり行っていただきたいというふうに思います。

以上、那珂市の観光戦略について見てきましたけれども、最後に、那珂市観光魅力度の向上について、先崎市長の見解をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員さんには、那珂市の観光動態調査、県内37位という現実を見ていただきまして、そして、植物園、道の駅を大きな起爆剤としてたくさんの方が那珂市を訪れるだろうという前提の下にご質問いただき、ご提案をいただいたと思っております。ありがとうございました。

お答え申し上げます。

那珂市は、住みよいまちとして評価をいただいているところでございますが、観光客数は、今申し上げましたように、県内では低い水準にあります。

ご存じのとおり本市には、素晴らしい観光施設もあるのですが、残念ながらあまり知られていないのが実情でございます。

このためにも、ぜひまずは訪れていただき、その魅力を知ってもらうことが重要であると考えておりますので、話題性のある植物園のリニューアルや道の駅整備を好機と捉え、今後、この2つの拠点へ観光客を逃すことなく、市内に点在する観光拠点へ誘導できるような、そして、努めていくことを重要と考えておりますので、今後の取組につないでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ありがとうございます。

今後、那珂市には、ぜひ見たい観光施設拠点がある、学びたい、知りたい、歴史伝統文化がある、体験したいこと、米作り、野菜作りなどの農業体験、倭文織などの伝統産業、スイーツ作りなどがある、魅力あるまち那珂市として認知されるよう、魅力ある誘客コンテンツを用意しておく必要があります。

また、道の駅や植物園の利用者は100万人を下らないというふうに思いますので、この方々が那珂市内観光により満足して帰っていただけるよう、しっかりとおもてなしの形を整えておく必要があると考えます。

先崎市長をはじめ、市民総力を挙げて、魅力ある那珂市を共につくっていきましょうということで、皆様にお声かけをしまして、この項を終わります。

次は、最後の質問項目、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）についてであります。

マダニが媒介するウイルス感染症重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、この患者は、国内で初めて感染が報告されたのは2013年であります。このときは111件発生、以降で過去最多記録したのが、2023年令和5年で134人です。今年は、これを上回り、現在で143人となっています。

今後、感染の増加が予測されています。以前は西日本中心でありましたけれども、今年は北海道や関東、中部から感染報告があり、感染地域が拡大しております。

マダニ感染症にかかると、発熱、下痢、嘔吐、意識障害となり、致死率は10%から30%とされています。

感染経路は、近所の草むら、畑等の草地など、身近なところにいるマダニにかまれる、または感染した人や動物の血液などを介してうつるということであります。

この感染症がどういうものか正しく理解して、感染しないよう予防するために聞いてまいります。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）とはどういう感染症なのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）とは、SFTSウイルスによる感染症で、主に病

原体を保有するマダニにかまれることにより感染いたします。

このSFTSウイルスに感染した場合、潜伏期間は6日から14日とされており、主な症状としましては、発熱や全身倦怠感、下痢・嘔吐などの消化器症状が現れます。重症化すると、死に至ることもあることから注意が必要となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） この重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、感染源のマダニの種類は、日本国内では47種生息が確認されています。

その中で、5種類がSFTSウイルスが検出されており、フタトゲチマダニとキチマダニが人への感染に関与しているということが分かっています。

ここで、議長の許可を得て、資料1、2を用意しておりますので、資料をご覧いただきたいと思います。

資料1のほう、1、2がありますけれども、資料2については適宜参照いただきたいと思います。ここで資料1をご覧いただきたいと思います。

こちらが、先ほど申し上げました、感染源であるマダニです。上のほうがフタトゲチマダニと、下のほうがキチマダニというふうになっています。大きさは約4ミリないし5ミリでございますので、草むらにいるとほとんどもう全く分からないという、刺されて初めて気がつく状態だと思いますので、草むらには要注意であります。

では、本市の確認例はあるんでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

この感染症は5月から10月に多く、西日本を中心に感染者の報告がされておりましたが、今年の8月には、茨城県内でも初めての感染者が報告されました。

本市での確認事例ですが、感染症の発生報告は、医療機関の所在する市町村を管轄する保健所へ報告されることになっており、那珂市を管轄するひたちなか保健所におきましては、現時点では発生の報告はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 正午になりましたが、このまま議事を続けます。

寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市ではまだ報告例がないということは分かりました。

いずれ、県内で発生しておりますので、こちらにも波及してくるという心配があります。予防を考えなければなりません。その場合に、いくつかお聞きしたいと思います。

マダニ感染症は、5月から10月に多く、特に夏及び秋に多いと聞きますが、マダニにかまれたら、どのような処置というか対応をすればいいでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

マダニにかまれた場合、無理に引き抜こうとすると、マダニの一部が皮膚内に残って化膿するおそれがあるため、皮膚科などの医療機関を受診しマダニの除去、洗浄などをしてもらう必要がございます。

また、発熱などの症状があった場合には、速やかに医療機関での診察が必要となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） では、このSFTS感染症、こちらはペットの犬や猫がマダニにかまれ感染し、感染したペットから人へ感染するんでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、犬や猫などのペットから人に感染する事例が報告されております。

ペットが感染している場合、唾液、血液、嘔吐物などにウイルスが含まれており、世話や看護の際に皮膚の傷や粘膜を通じて人に感染した例がございます。

発症しているペットの嘔吐物や排せつ物を扱う際には手袋やマスクを使用し、体液の接触を避けることが重要となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。

次は、マダニにかまれたことにより感染する病気はほかにあるんでしょうか。また、マダニ以外で注意すべき感染症を媒介する生き物はいますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

マダニにかまれたことによる感染症といたしましては、日本国内ですと、このSFTSのほか、日本紅斑熱、ライム病などがあり、毎年感染報告がされております。

いずれも、マダニが吸血をする際に病原体を媒介して感染するもので、発熱や発疹、倦怠感、関節痛など多様な症状を引き起こします。

このほか屋外の活動の際に、注意すべき感染症としましては、同様に春から秋にかけて発生するツツガムシが媒介するツツガムシ病も、発熱や発疹などの症状を引き起こします。治療が遅れれば、脳炎や腎障害など重症化し、死に至ることもある感染症となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） では、マダニが媒介する感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の周知と感染予防対策はどのように行っているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、公式ホームページ内の「夏にかかりやすい感染症」による周知のほか、7月には、SNSを通じてダニによる感染症の注意喚起を行っております。

感染症予防対策としましては、マダニにかまれないよう屋外活動の際には、長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を避けることや、マダニ対策に効果のある虫よけ剤の使用が有効です。

このほか、感染した動物からの感染例も報告されていることから、ペットのダニ対策として、散歩に出かける際はペット用の虫よけスプレーの使用、帰宅時のブラッシング、マダニがついていないかの確認、これらのほか、感染を防ぐための予防薬の使用も有効となります。

引き続き、公式ホームページ、SNSなどで周知、啓発を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） マダニ感染症の予防策は、マダニにかまれないことが最大の予防策ということです。草むらに入る、近づく際には、肌の露出は厳禁だということで、肝に銘じておきたいというふうに思います。

また、市のほうからは、マダニ感染症予防の周知、啓発をホームページやSNS等で引き続き徹底していただき、重症熱性血小板減少症候群のほか、日本紅斑熱、ライム病等のマダニ感染症の予防をさらに強化するよう努めていただくことをお願いします、私の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告13番、寺門 厚議員の質問を終わります。

---

#### ◎議案等の質疑

○議長（木野広宣君） 続いて、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第16号から報告第18号及び議案第52号から議案第62号までの以上14件を一括して議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第16号から報告第18号までの以上3件は、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第52号から議案第62号までの以上11件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

#### ◎請願・陳情の委員会付託

○議長（木野広宣君）　日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、文書管理システムに登載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木野広宣君）　連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワープス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午後　零時08分

令和 7 年第 3 回定例会

# 那珂市議会議録

第 5 号（9 月 22 日）

## 令和 7 年第 3 回那珂市議会定例会

### 議 事 日 程（第 5 号）

令和 7 年 9 月 22 日（月曜日）

日程第 1 議案第 52 号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例  
議案第 53 号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例  
議案第 54 号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 55 号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
議案第 56 号 令和 7 年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）  
議案第 57 号 令和 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 58 号 建設工事請負契約の締結について  
議案第 59 号 権利の放棄について  
議案第 60 号 令和 6 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 61 号 令和 6 年度那珂市水道事業会計決算の認定について  
議案第 62 号 令和 6 年度那珂市下水道事業会計決算の認定について  
請願第 4 号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願  
請願第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願  
陳情第 5 号 委員会等の映像配信を求める陳情

日程第 2 発議第 2 号 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 3 議案第 63 号 人権擁護委員の推薦について  
日程第 4 議案第 64 号 建設工事請負契約の締結について  
日程第 5 議員派遣について  
日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（18名）

1 番 榊 原 一 和 君

2 番 桑 澤 直 亨 君

3番	原 田 悠 嗣 君	4番	木 野 広 宣 君
5番	鈴 木 明 子 君	6番	渡 邊 勝 巳 君
7番	寺 門 勲 君	8番	小 池 正 夫 君
9番	小 宅 清 史 君	10番	大 和 田 和 男 君
11番	富 山 豪 君	12番	花 島 進 君
13番	寺 門 厚 君	14番	萩 谷 俊 行 君
15番	笛 島 猛 君	16番	君 嶋 寿 男 君
17番	遠 藤 実 君	18番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 繩 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
企 画 部 長	加 藤 裕 一 君	総 務 部 長	玉 川 一 雄 君
市民生活部長	秋 山 光 広 君	保健福祉部長	生 田 目 奈 若 子 君
産 業 部 長	大 内 正 輝 君	建 設 部 長	高 塚 佳 一 君
上下水道部長	金 野 公 則 君	教 育 部 長	浅 野 和 好 君
消 防 長	寺 門 薫 君	会 計 管 理 者	秋 山 雄 一 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 会 長	澤 畠 克 彦 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 ( 総 括 )	三 田 寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君		

開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求める者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに搭載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。

会議中は静肅にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等につきましてもご遠慮くださいますようお願いいたします。

---

### ◎議案第52号～議案第62号及び請願第4号、請願第5号及び陳情第5号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第1、議案第52号から議案第62号までの以上11件及び請願2件、陳情1件を一括して議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。  
委員長。

[総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇]

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会より報告申し上げます。  
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第52号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例ほか3件です。

次に、結果でございます。

議案第52号、議案第56号及び議案第58号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。議案第60号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第52号は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するに当たり、印鑑登録原票の調製方法等を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第56号の当委員会の所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

議案第58号は、冠水対策推進事業に係る瓜連地内の排水整備工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第60号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第54号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例ほか5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第54号、第56号及び第59号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。議案第60号、第61号及び第62号は全会一致で原案のとおり認定すべきものとする。

理由でございます。

議案第54号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度において、勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを選択できるように、本条例の一部を改正するものです。

議案第59号は、那珂市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金返還金について、裁判所が破産手続廃止の決定をし、回収不能となったため、債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第56号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第60号の当委員会所管の部分、第61号、第62号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第53号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例ほか6件でございます。

次に、結果でございます。

議案第53号、第56号及び第57号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第55号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第60号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第4号は、全会一致で趣旨採択すべきものとなりました。

請願第5号は、全会一致で採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第53号は、在宅心身障害者（児）福祉手当について、近年の障がい者やその家族に対する支援の変化に対応するため、本条例等の一部を改正するものです。

主な改正内容としては、手当の支給を受ける家族に障がい者（児）の介護に努めるよう求める規定を削除するとともに、対象者の範囲を在宅障がい児（障害児福祉手当を支給されている者を除く。）に改めるものです。

議案第55号は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです。

委員より、乳児等通園支援事業を実現するために必要な措置が見えないと反対討論がありました。

議案第56号及び第60号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものであります。

議案第57号については、特に問題なく妥当なものです。

請願第4号は、不登校児童が増加している中で、未来ある子供たちの可能性を潰さず、全ての子供たちが何かしらの方法で学びや社会に接続されている状況を実現するため、学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求めるものです。

この請願は、6月定例会において、現在の那珂市内の状況や既に民間利用者への支援を行っている自治体の調査をした上で判断すべきとの理由から継続審査となったものです。実際

に、民間施設利用者への補助制度のあるつくば市とのオンライン視察や、校内フリースクール、市教育支援センター、市民間施設への視察を実施し、改めて審議を行いました。

委員より、現時点での補助の具体的な金額まで決めるには賛成できないという意見や、市として校内フリースクールが始まったばかりであり、人員配置等の課題がある。民間施設と行政の連携がまず必要であるとの意見がありました。

請願の趣旨は理解できるが、課題も上げられており、この請願については趣旨採択とすべきとの意見が出され、採決を行った結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

請願第5号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子供たちの豊かな学びを実現するため、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書は別添のとおりです。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、議会運営委員会、大和田和男委員長、登壇願います。

委員長。

〔議会運営委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） 議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、陳情第5号 委員会等の映像配信を求める陳情でございます。

次に、結果でございます。

趣旨採択とすべきものとなりました。

理由でございます。

本陳情の趣旨は、那珂市議会では本会議の映像配信は行っているが、委員会等の映像配信も求める陳情です。

委員より、映像の配信方法は今後議論が必要だと思うが、委員会等を市民の方々に広く公開することは開かれた議会という観点からも必要なことであるとの意見が出されました。現在、議会運営委員会で調査研究を進めており、委員会等を映像配信する場合のルールづくり、システム改修も考えていく必要があるが、陳情の趣旨は理解できるため、趣旨採択とすべきとの意見が出されました。

採決を行った結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

また、質疑の際は議案等の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

質疑ございませんか。

遠藤議員。自席でお願いします。

○17番（遠藤 実君） 陳情第5号について委員長にお聞きをいたします。

この陳情は、那珂市議会の各種委員会の映像配信を求めるという内容でありますて、開かれた議会という観点では全くそのとおりでありますて、これを採択しないという結論はあり得ないというふうに考えます。

これは肅々と採択し、早急にルールを作成し、一日も早くどの各種委員会も次回の委員会より公開をして、いかに那珂市議会が真摯に様々なことを議論しているということを多くの皆さんに知っていただくことが重要であるというふうに考えますが、この結果は趣旨採択、なぜ採択ではなくて中途半端な趣旨採択なのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 大和田委員長。

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） お答えします。

中途半端なと言われるとあれなんですかけれども、そうではないかなと思うんです。

まさに遠藤議員のおっしゃられたとおり、開かれた議会として早く委員会の公開というのはしなければならないという先ほどの委員長報告にもありましたとおりでございます。

また、すぐに公開できないという理由でございますが、ルールづくりというのもございましたが、ただいま我々はユーチューブというSNSを介して本会議を公開しております。ほかの我々が感知できない媒体を使っていることから、不適切な発言等ありますと、ユーチューブから那珂市議会のアカウントごと削除されてしまう、そういうこともございます。独自のルール、独自のシステムをつくりながら進めていくというのが必要だという結論になりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） いろいろ議論されたというふうに思っています。それぞれが開かれた議会ということで真摯に話し合いをされたんだろうというふうに思いますが、今回の内容は、趣旨は理解するがというレベルでは実はないと思っていまして、例えば今回たまたま請願第4号は教育厚生常任委員会で趣旨採択という結論出されたようですが、これはやるかどうかは執行部に権限があって、それを議会から提案するに当たっては、いろいろと考えなきやいけないことあるというようなことで趣旨採択というような非常に考慮された結論だったと思いますが、今回の第5号に関しては、このルール決め、また運用に関しても全て議会で決められることでありますよね。ですから、これはもう趣旨採択じゃなくてしっかり採択をして、早急にルールを決めて、もう早急に公開をしていくという方向をしっかり市民に示すという必要があろうと思っております。

ちなみに、この趣旨採択をすることと、今回採択をすること、この今後の行動の違いは何かありますか。

○議長（木野広宣君） 大和田委員長。

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） 委員会ではそのような議論はされていませんが、やはり開かれた議会づくりは大切ということで、今後研究調査を進めていくということで趣旨採択といたしました。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

じゃ、今後しっかりと議運で議論をしていただくということを大いに期待をしたいと思いますが、ちなみに、議論の中でやはり公開に当たっては、前から課題として挙げられているのは、不規則発言と個人情報保護ですよね。そういう観点からの議論はなされたのか、もしくは今の運用、ちょっとユーチューブの話もありましたが、今の運用上でこの何かしら新たに予算をかけていかなきやいけない、その必要性、そこも含めてどういう議論されたのか最後にお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 大和田委員長。

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） まずは、個人情報ですとか不適切な発言というところでございますが、これは議会運営委員会の中で随時調査研究していく中で、常に議論をしている真っ最中ということもあります。今回の委員会では、やはり議員の資質向上という面も非常に重要なのかという話もありました。また、システム改修におきましては、このちょうどシステム改修をする時期ということも重なっていることから、今後委員会の公開も含めてシステム改修を行っていくということになりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） ほかにございますか。

大和田議員。

○10番（大和田和男君） すみません。教育厚生常任委員長に質問をいたします。

今回の学校外民間施設利用料金一律補助の実現を求める請願について趣旨採択という形でしたが、少し意見を交えながら委員長に質問をさせていただきます。

委員会ではしっかりと議論をし趣旨採択をしていただきました。また、常任委員会の皆様は6月の定例会から継続審査ということで、様々なところで視察研究を行われたとのこと、まずもって喜ばしいことだと思います。

そして、今回の請願によってまず不登校における潜在化する根本的な課題について、議会として理解が進んだこと、まずもってよかったですとと思っております。

この潜在化する不登校の根本的問題は、この請願の中身にあるように、学校現場の多忙化、また不登校の原因において、子供側と学校側の認識のギャップというのもあるようです。

そういう課題対応以前の差も根本的な問題となっているデータもあります。

しかし今回の請願はそういった根本的課題解決というよりは、課題解決の一部となるような学校現場の多忙化を救う一助となり、そして、市民の一人として、今現在不登校児童を抱える家庭が存在する、そしてその経済的負担の軽減を求める理解をしていますが、委員会での今回の趣旨採択というのはどういった趣旨で採択されたのか伺います。

○議長（木野広宣君） 寺門 厚委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 大和田議員のほうから質問をいただきました。

どういった部分で趣旨採択とされたのかということではありますけれども、今回視察をする中で、不登校の子供さんは小学校低学年から社会に出るまでという非常に幅広く多様な関わりが必要であり、それぞれの子供たちの一人一人に合った学びの場、居場所を増やすことについて、視察の結果、賛成できるということです。

それから、もう一つ今回の視察で経済的・人的支援が必要であることや、学校と民間施設の連携等といった民間施設の課題を確認できましたけれども、道半ばの校内フリースクール等の法的な支援体制充実を優先すべきであり、一律2万円の補助を出すという具体的な金額については賛成しかねるという意見がございました。

また、今回の請願については、趣旨採択ということでございましたけれども、現在不登校について教育厚生常任委員会でも調査中であり、今回の視察で確認できた課題を踏まえ、調査を今後継続という意見がありました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 今後も調査を続けていただくということで頼もしい限りでございます。よろしくお願ひいたします。

続きましては、誰一人取り残されない学びの保障として文科省COCOLOプランを作成しましたという請願内容もありました。そういった中、那珂市内では校内フリースクールの整備強化を進めていると聞いておりますが、パブリックを整備することも必要です。しかしながら、そこから取り残されたり、また、学校制度そのものに合わない子もいると思います。

先ほど報告にもあったとおり、多様化する学びの保障のため、多くの選択肢をつくってあげるのも政治の役目、大人の責務だと思います。そのためには、民間事業者も必要です。民間事業者にてこを入れる、また、パブリックを整備することも非常に重要です。それは連携して、未来ある子供の多様化する学びの保障をしていかなければなりませんが、先ほど委員長の報告にもありましたそういった連携については、視察先や委員会内でどのような議論をされたのか伺いたいと思います。

○議長（木野広宣君） 寺門委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 今、大和田議員のほうから民間とそれから公的なやり取りですね、連携についてどのような議論がされたかということでございますが、民間施設についても経済的、人的等の課題があることを視察で十分確認をいたしました。

限りある財源の中でまずは校内フリースクールの整備をするということと同時に、民間と行政の連携が必要であるという意見がございました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 同時にということで、そして調査研究を引き続き進めていただくということでよろしくお願いしたいんですけども、また、今回の趣旨を採択したということで、市への要望書というのは提出するのかを伺います。

○議長（木野広宣君） 寺門委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 今後、不登校については要継続という意見がありましたということで先ほど述べましたけれども、これまでの視察を踏まえ、校内フリースクール等の選任、担当教諭の配置増、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの充実、そして小学校でのフリースクール等の開設等の課題対策や、不登校問題の背景要因の多面的把握、連携調査、県の支援体制充実、民間施設と行政との連携も含め、調査課題等を踏まえて、調査を行い、市に要望していくということで精査をし、今後要望をしていくということになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） ほかございますか。

小宅議員。

○9番（小宅清史君） 議案第55号について、教育厚生常任委員会寺門委員長にお聞きいたします。

議論の中で、1人当たり1時間300円で月10時間というようなやり取りがされていたかと思います。非常に中途半端な時間だなというふうに思う中で、それで国からの補助が出る事業だというふうには伺っておりますけれども、これは1人当たりじゃ、いくらの補助が出るのか、そして国庫からの補助金1人当たりの補助というのは市から出す補助です、それが1人当たりいくらになるのかというのが一点。

それから、そのうちの国庫からどのぐらい市のほうに戻ってくるのか、それがもう一点。そしてもう一回、今行われている慣らし保育との違いというものは何なのかというところの議論がされたかどうかお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 寺門委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） お答えします。

小宅議員からのご質問をいただきました。

国からの補助、今回の制度をスタートするに当たってどれぐらいかということで、これについては使用料だけということで今回は説明がありました。先ほどありました1時間300円上限10時間ということでございます。

それから、慣らし保育との違いはということでございますけれども、こちらについても一

時預かり、慣らし保育、現在那珂市の各園のほうでやっておりますけれども、例えば今回の新しい条例に対する中身は、例えば親が病気になった場合、あるいは冠婚葬祭など、これは一時預かりというのにはありますけれども、あとは児童が園に慣れるためにあらかじめ園の設定したイベントに出席をして、慣らしをしていくということでございますけれども、今回は、一時預かりでもそれからそういった慣らし保育といった部分でも使えるということも含めて、もう一つ新たな選択肢として設けられているということでございます。

○議長（木野広宣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） なければ、質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に反対・賛成の立場を明確にしてから討論をお願いをいたします。

また、討論の発言に際しましては、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により議長より指名いたします。

なお、小宅清史議員より、議案第55号について反対討論の通告がありました。取下げの申出があり承認しましたので、ご報告いたします。

続いて、議案第55号について花島 進議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いいたします。

○12番（花島 進君） 議案第55号について、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、条例案の趣旨については全く反対するものではありません。いろんな預かる選択肢を増やすというのはいいことだと思います。

ですが、まず第一にそのような運営を全うさせるような体制が現在不十分なんじゃないかと考えます。特に、既に通園希望者が多くて飽和し、別の例えば自宅から離れている、あるいは、親の通勤経路から離れている保育所に預けなきやならない方がいる中で、どうやって特に希望の多い保育所にそういう枠を新たに設けるのか、それが見えません。

第二には、既に今の委員長答弁に対する質疑がありましたように、一時預かり等の機能が既に行われています。ですから新たに制度を設ける意味が分からぬということです。

第三には、既に定員がいっぱいになっている市営保育園などに無理に導入すれば、保育士への負担が過剰になるおそれがあると考えます。

以上のことから、先ほど述べましたように、大きな趣旨には反対しませんが、現段階でこのように条例としてかちっと決めることに反対いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告による討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第52号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第53号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例、議案第54号 那珂市企業職員の給

との種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第54号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第55号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第56号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、議案第57号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第58号 建設工事請負契約の締結について、議案第59号 権利の放棄について、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和6年度那珂市水道事業会計決算の認定について、議案第62号 令和6年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第62号までの以上3件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、請願第4号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

お諮りいたします。請願第4号の委員長報告は趣旨採択とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

全員起立であります。

よって、請願第4号は趣旨採択することに決定いたしました。

続いて、請願第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

念のため申し上げます。これから行います請願第5号の採決は委員長報告に対するものではなく、請願第5号を採択するのか、不採択するのかを問うものであります。

お諮りいたします。請願第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

全員起立であります。

よって、請願第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、陳情第5号 委員会等の映像配信を求める陳情を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

お諮りいたします。陳情第5号の委員長報告は趣旨採択とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

起立多数であります。

よって、陳情第5号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第2、発議第2号 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、大和田和男委員長、登壇願います。

大和田委員長。

[議会運営委員会委員長 大和田和男君 登壇]

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） 発議第2号 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

令和7年9月22日、那珂市議会議会運営委員会委員長、大和田和男。

提案理由でございますが、研修等を行うことで議員の資質向上を図り、市民に対し還元していくことが重要であることから、議員の資質向上を目的とした研修費用を充実させるため、交付額を以前の2万円に戻すものです。また、支出区分を明確にするため、別表の広報広聴費を削除し、広報費と広聴費を追加するものです。

なお、改正条文新旧対照表につきましては、次のページのとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ござりますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第63号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第63号をお開き願います。

議案第63号 人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。

順不同となります。

西野則史、板橋幸子、高畠俊久。住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。

令和7年12月31日をもって任期満了を迎える、西野則史氏、板橋幸子氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また新たに高畠俊久氏を人権擁護委員の候補者としてそれぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第63号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議がありますので、議案第63号は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立者は着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君）　日程第4、議案第64号　建設工事請負契約の締結についてを議題いたします。

市長から提案の理由を求めます。

市長。

〔市長　先崎　光君　登壇〕

○市長（先崎　光君）　議案第64号をお開き願います。

議案第64号　建設工事請負契約の締結について。

菅谷市毛線街路整備事業に係る道路改良工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君）　これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君）　異議なしと認めます。

よって、議案第64号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君）　異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（木野広宣君）　先ほど議案第63号につきまして可決としましたけれども、賛成多数により同意することに決定いたしましたことに修正させていただきます。

---

## ◎議員派遣について

○議長（木野広宣君）　日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに搭載したとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君）　異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに搭載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

---

## ◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君）　日程第6、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに搭載した申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君）　以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長　先崎　光君　登壇〕

○市長（先崎　光君）　令和7年第3回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決をいただき誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。重ねて感謝を申し上げます。

本定例会を通じて、議員の皆様から賜りましたご意見やご提案につきましては執行部といたしましても真摯に受け止め、より一層丁寧な説明に努めるとともに、引き続き、効果的、効率的な市政運営に取り組んでまいります。

さて、来月16日からでございますが、本市と友好交流協定を締結している台湾、台南市を往訪し、黄偉哲台南市長、並びに邱莉莉台南市議会議長を表敬訪問いたします。木野市議会議長をはじめ、参加される議員の皆様におかれましては4日間にわたる行程となりますが、よろしくお願ひいたします。

今回の行程におきましては、本市と台南市が友好交流都市となるきっかけとなりました、飛虎將軍こと杉浦茂峰氏がまつられている飛虎將軍廟の参拝や、併せて台南市内の公共施設や歴史的建造物の視察を行います。限られた滞在期間ではございますが、台南市との友好を深化させるとともに、歴史や文化の見識を研鑽する貴重な機会となるよう努めてまいります。

今後も台南市とは教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野で交流を深めてまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましても、引き続きお力添えを賜りたく、よろしくお願ひ申し上げますとともに、ますますのご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） これにて令和7年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

21日間、お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

那珂市議会議長　　木　　野　　廣　　宣

那珂市議会副議長　　富　　山　　豪

那珂市議会議員　　鈴　　木　　明　　子

那珂市議会議員　　渡　　邊　　勝　　巳